

秋田市山王一丁目1番1号  
発行所 秋田市総務部文書法制課  
電話 018-866-2008

秋田市旭北錦町3番50号  
印刷所 株式会社 三戸印刷所  
電話 018-823-5351

秋 田 市 公 報

あきた

目 次

条 例

- 秋田市行政財産使用料条例の一部を改正する条例（第1号） ..... 4
- 秋田市平和公園条例等の一部を改正する条例（第2号） ..... 4
- 秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例（第3号） ..... 4
- 秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する条例（第4号） ..... 4
- 秋田市市民交流プラザ条例の一部を改正する条例（第5号） ..... 5
- 秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例の一部を改正する条例（第6号） ..... 5
- 秋田市河辺総合福祉交流センター条例の一部を改正する条例（第7号） ..... 5
- 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例（第8号） ..... 6
- チャレンジオフィスあきた条例等の一部を改正する条例（第9号） ..... 6
- 秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例等の一部を改正する条例（第10号） ..... 6
- 秋田港振興センター条例および秋田市ポータルタワー条例の一部を改正する条例（第11号） ..... 8
- 秋田市大森山動物園条例の一部を改正する条例（第12号） ..... 8
- 秋田市雄和農林漁業者トレーニングセンター条例等の一部を改正する条例（第13号） ..... 9
- 秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（第14号） ..... 10
- 秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例（第15号） ..... 10
- 秋田市道路占用等に関する条例および秋田市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例（第16号） ..... 10
- 秋田市準用河川管理条例の一部を改正する条例（第17号） ..... 10
- 秋田市太平山スキー場条例の一部を改正する条例（第18号） ..... 11
- 秋田市都市公園条例の一部を改正する条例（第19号） ..... 11
- 秋田市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（第20号） ..... 18
- 秋田市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例（第21号） ..... 18
- 秋田市立学校使用料条例等の一部を改正する条例（第22号） ..... 18
- 秋田市立千秋美術館条例の一部を改正する条例（第23号） ..... 19
- 秋田市スポーツ施設条例の一部を改正する条例（第24号） ..... 19

- 秋田市水道事業給水条例等の一部を改正する条例（第25号） ..... 23
- 秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例（第26号） ..... 23
- 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例（第27号） ..... 24
- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第28号） ..... 24
- 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（第29号） ..... 24
- 秋田市空き家等の適正管理に関する条例（第30号） ..... 24
- 公立大学法人秋田公立美術大学に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例（第31号） ..... 25
- 地方独立行政法人市立秋田総合病院に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例（第32号） ..... 25
- 秋田市特別会計条例の一部を改正する条例（第33号） ..... 25
- 秋田市手数料条例の一部を改正する条例（第34号） ..... 26
- 秋田市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例（第35号） ..... 26
- 秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第36号） ..... 26
- 秋田市障害福祉サービスセンター条例等の一部を改正する条例（第37号） ..... 31
- 秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第38号） ..... 31
- 秋田市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（第39号） ..... 32
- 秋田市児童館条例の一部を改正する条例（第40号） ..... 32
- 秋田市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（第41号） ..... 32
- 秋田市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例（第42号） ..... 32
- 秋田市立赤れんが郷土館条例の一部を改正する条例（第43号） ..... 32
- 秋田市消防長および消防署長の資格を定める条例（第44号） ..... 32
- 秋田市火災予防条例の一部を改正する条例（第45号） ..... 33
- 秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例（第46号） ..... 33
- 秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例（第47号） ..... 33
- 秋田市市税条例の一部を改正する条例（第48号） ..... 33
- 秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（第49号） ..... 34

○秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（第50号）  
.....34

**規 則**

○秋田市行政組織規則の一部を改正する規則（第10号）.....35  
○秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第11号）.....36  
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（第12号）.....36  
○給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（第13号）  
.....36  
○秋田市平和公園条例施行規則の一部を改正する規則（第14号）  
.....36  
○秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則（第15号）  
.....36  
○秋田市勤労者総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則（第16号）.....37  
○秋田市雄和観光交流館条例施行規則および秋田市にぎわい交流館条例施行規則の一部を改正する規則（第17号）.....38  
○秋田市大森山動物園条例施行規則の一部を改正する規則（第18号）  
.....39  
○秋田市公設地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則（第19号）  
.....39  
○秋田市文化会館の付属設備等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則（第20号）  
.....40  
○秋田市空き家等の適正管理に関する条例施行規則（第21号）  
.....42  
○身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則（第22号）  
.....44  
○秋田市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則（第23号）  
.....45  
○秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第24号）  
.....45  
○秋田市民総合災害補償規則の一部を改正する規則（第25号）  
.....45  
○地方独立行政法人市立秋田総合病院の業務運営ならびに財務および会計に関する規則（第26号）  
.....45  
○秋田市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第27号）  
.....46  
○秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則（第28号）  
.....46

**教 委 規 則**

○秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（第1号）  
.....47  
○秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する規則（第2号）  
.....47  
○秋田市社会教育委員の会議規則の一部を改正する規則（第3号）  
.....48

**農 委 規 則**

○秋田市農業委員会規則の一部を改正する規則（第1号）.....48

**上下水道局管理規程**

○秋田市上下水道局文書取扱規程（第1号）.....48

○秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程（第2号）  
.....51  
○秋田市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程等の一部を改正する規程（第3号）  
.....51  
○秋田市下水道条例施行規程の一部を改正する規程（第4号）  
.....51  
○秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程（第5号）  
.....52  
○秋田市上下水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程（第6号）  
.....91  
○秋田市上下水道局公文書管理規程（第7号）.....91

**訓 令**

○秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令（第3号）.....91  
○秋田市職員研修規程の一部を改正する訓令（第4号）.....92  
○秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令（第5号）.....92  
○秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令（第6号）  
.....92  
○秋田市庁議規程の一部を改正する訓令（第7号）.....92  
○秋田市公印規程の一部を改正する訓令（第8号）.....92  
○秋田市公舎使用規程の一部を改正する訓令（第9号）.....92

**議 会 訓 令**

○秋田市議会公文書管理規程（第1号）.....93  
○秋田市議会事務局処理規程の一部を改正する訓令（第2号）  
.....93

**教 委 訓 令**

○秋田市教育委員会公文書管理規程（第1号）.....93  
○秋田市教育委員会文書取扱規程（第2号）.....93

**選 管 訓 令**

○秋田市選挙管理委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令（第2号）  
.....94

**農 委 訓 令**

○秋田市農業委員会公文書管理規程（第1号）.....94

**監 査 委 訓 令**

○秋田市監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令（第2号）  
.....95

**固 評 委 訓 令**

○秋田市固定資産評価審査委員会公文書管理規程（第1号）  
.....95

**上下水道局訓令**

○秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令（第1号）  
.....95

**消 防 本 部 訓 令**

○秋田市査察規程の一部を改正する訓令（第1号）.....95  
○秋田市消防本部公文書管理規程（第2号）.....96

告 示

- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第41号）……………96
- 放置自転車等の撤去および保管について（第42号）……………96
- 秋田市民交流プラザ使用料の徴収事務の委託について（第43号）……………96
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第44号）……………97
- 計量法による指定定期検査機関の指定について（第45号）……………97
- 秋田市食肉衛生検査所のと畜検査手数料およびと畜検査等証明書交付手数料の徴収事務の委託について（第46号）……………97
- 保存樹の指定について（第47号）……………97
- 保存樹の指定の解除について（第48号）……………97
- 秋田市子ども広場における子ども広場使用料の徴収事務の委託について（第49号）……………97
- 平成25年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第50号）……………98
- 生活保護法による介護機関の指定について（第51号）……………98
- 生活保護法による施術期間の指定について（第52号）……………98
- 西部市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務の委託について（第53号）……………98
- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第54号）……………98
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第55号）……………98
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第56号）……………99
- 秋田駅西地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務の委託について（第57号）……………99
- 秋田駅東自転車等駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務について（第58号）……………99
- 自転車等撤去保管手数料の徴収事務の委託について（第59号）……………99
- 平成25年度第6期および第7期国民健康保険税督促状の公示送達について（第60号）……………99
- 土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について（第61号）……………99
- 専決処分した予算およびその要領について（第62号）……………99
- 平成26年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第63号）……………100
- 平成26年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第64号）……………120
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第65号）……………145
- 秋田県知事から平成26年度における国土調査として指定を受けた地域の地籍調査の実施について（第66号）……………145
- 市道路線の認定について（第67号）……………146
- 道路の区域決定および供用開始について（第68号）……………146
- 道路の区域変更および供用開始について（第69号）……………146
- 被保険者証返還命令通知書の公示送達について（第70号）……………152
- 道路の区域変更および供用開始について（第71号）……………152
- 秋田市旭川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について（第72号）……………152
- 秋田市旭南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について（第73号）……………153
- 秋田市飯島地区コミュニティセンターの指定管理者の指定につ

- いて（第74号）……………153
- 包括外部監査契約の締結について（第75号）……………153
- 中央卸売市場および公設地方卸売市場の使用料等の徴収事務の委託について（第76号）……………153
- 北野田公園アリーナおよびテニスコートの施設使用料の徴収事務の委託について（第77号）……………153
- 八橋運動公園陸上競技場、硬式野球場、相撲場、球技場、第2球技場、テニスコートおよび多目的グラウンドの施設使用料の徴収事務の委託について（第78号）……………153
- 御所野近隣公園野球場等の使用料徴収業務の委託について（第79号）……………153
- 秋田市南部市民サービスセンターの指定管理者の指定について（第80号）……………154
- 秋田市一般廃棄物処理実施計画の策定について（第81号）……………154
- 平成25年度市税督促状の公示送達について（第82号）……………154

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第4号）……………154
- 秋田市指定文化財の指定について（第5号）……………154

選 管 告 示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第4号）……………154
- 平成25年6月13日付けの秋市選管告示第55号の訂正について（第5号）……………154
- 秋田市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程（第6号）……………155
- 農業委員会の委員の選挙権を有する者の総数の2分の1の数について（第7号）……………156

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第4号）……………156

上 水 道 局 告 示

- 秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（臨海処理区）の変更について（第6号）……………156
- 指定排水設備工事業者の休止について（第7号）……………156
- 秋田市上下水道事業に係る公金の徴収又は収納の事務の委託について（第8号）……………156
- 指定排水設備工事業者の休止について（第9号）……………157
- 公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第10号）……………157
- 指定給水装置工事業者の指定について（第11号）……………157
- 指定排水設備工事業者の指定について（第12号）……………157
- 指定給水装置工事業者の指定について（第13号）……………157
- 指定排水設備工事業者の指定について（第14号）……………157
- 指定排水設備工事業者の廃止について（第15号）……………158

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に係る届出について……………158
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に係る届出について……………158
- 農用地利用集積計画の策定について……………158

- 開発行為に関する工事の完了について .....159
- 農地利用集積円滑化事業規程の変更について .....159
- 放置自転車等の撤去および保管について .....159
- 開発行為に関する工事の完了について .....159

土地開発公社公告

- 土地開発公社理事会の招集について .....160

条 例

秋田市行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 1 号

秋田市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

秋田市行政財産使用料条例（昭和51年秋田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表土地使用料の項使用期間が 1 月未満の場合の項中「100分の3.09」を「100分の3.18」に改め、同表建物使用料の項中「100分の7.21」を「100分の7.42」に、「100分の3.09」を「100分の3.18」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の秋田市行政財産使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市平和公園条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 2 号

秋田市平和公園条例等の一部を改正する条例

（秋田市平和公園条例の一部改正）

第 1 条 秋田市平和公園条例（昭和41年秋田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第 2 項中「618円」を「636円」に改める。

（秋田市南西墓地条例の一部改正）

第 2 条 秋田市南西墓地条例（平成11年秋田市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第10条第 2 項中「4,259円」を「4,381円」に改める。

（秋田市河辺墓地条例の一部改正）

第 3 条 秋田市河辺墓地条例（平成16年秋田市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第10条第 2 項中「375円」を「386円」に改める。

（秋田市北部墓地条例の一部改正）

第 4 条 秋田市北部墓地条例（平成23年秋田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第 2 項中「3,100円」を「3,189円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の秋田市平和公園条例、秋田市南西墓地条例、秋田市河辺墓地条例および秋田市北部墓地条例の規定は、平成26年度分の管理手数料から適用し、平成25年度分までの管理手数料については、なお従前の例による。

秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 3 号

秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例

秋田市市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中

無料	無料
2,000円	2,050円
4,000円	4,110円
無料	無料
1,500円	1,540円
4,000円	4,110円
無料	無料
515円	530円
1,030円	1,050円
869円	890円
3,042円	3,120円
10,866円	11,170円
無料	無料
200円	200円
400円	410円
800円	820円
無料	無料
400円	410円

改め、同表の備考の 1 中「800円」を「820円」に、「1,600円」を「1,640円」に改め、同表の備考の 3 中「103円」を「100円」に、「257円」を「260円」に、「2,000円」を「2,050円」に、「4,000円」を「4,110円」に改め、同表の備考の 4 中「410円」を「420円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の秋田市市民サービスセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 4 号

秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する条例  
秋田市小規模水道施設条例（平成16年秋田市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第19条の表中「73,500円」を「75,600円」に、「168,000円」を「172,800円」に、「241,500円」を「248,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市小規模水道施設条例（以下「新条例」という。）第16条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

3 施行日前から継続して小規模水道施設を使用している者に係る水道料金であって、施行日から平成26年4月30日までの間にその額が確定するもの（施行日以後初めて水道料金の額が確定する日が同月30日後であるもの（以下「特定水道料金」という。）にあっては、当該確定したもののうち、次項で定める部分）に係る新条例第16条第1項に規定する率については、前項の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。

4 特定水道料金のうち、前項の規定によりなお従前のとおりの率を適用する部分は、特定水道料金の額を前回確定日（その直前の水道料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から特定水道料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成26年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。

5 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

6 新条例第19条の規定は、施行日以後の申込みに係る水道加入金について適用し、施行日前の申込みに係る水道加入金については、なお従前の例による。

秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第5号

秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する条例

秋田市民交流プラザ条例（平成16年秋田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

6,000円	6,120円
500円	510円
700円	720円
500円	510円
1,050円	1,080円
4,100円	4,210円
2,300円	2,360円
1,800円	1,850円
350円	360円
550円	560円
1,200円	1,220円

600円
650円
300円
350円
500円

610円
660円
300円
360円
510円

改める。

別表第2中「4,000円」を「4,110円」に、「5,000円」を「5,140円」に、「3,000円」を「3,080円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市民交流プラザ条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第6号

秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例の一部を改正する条例

秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例（昭和63年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「広告板」の次に「（つり下げ広告を含む。）」を加える。

別表第1中「12,600円」を「12,960円」に、「4,200円」を「4,320円」に、「10,500円」を「10,800円」に改める。

別表第2の表中「7,350円」を「7,560円」に、「3,675円」を「3,780円」に、「14,700円」を「15,120円」に改め、同表の備考の1および備考の2中「の広告板」の次に「（つり下げ広告を含む。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市河辺総合福祉交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第7号

秋田市河辺総合福祉交流センター条例の一部を改正する条例

秋田市河辺総合福祉交流センター条例（平成16年秋田市条例第85号）の一部を次のように改正する。

別表施設の項中「21,000円」を「21,600円」に、「4,200円」を

「4,320円」に改め、同表附属設備の項中「13,125円」を「13,500円」に改め、同表の備考の2中「5,250円」を「5,400円」に、「1,050円」を「1,080円」に、「3,281円」を「3,375円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市河辺総合福祉交流センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 8 号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成 4 年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 搬入された一般廃棄物の項中「112円」を「115円」に改める。

別表第 3 中

10キログラム	202円	を
10キログラムにつき	208円	に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に一般廃棄物処理施設に搬入された一般廃棄物に係る同日以後に納付すべき処理手数料および産業廃棄物に係る同日以後に納付すべき処理費用について適用し、同日前に一般廃棄物処理施設に搬入された一般廃棄物に係る処理手数料および産業廃棄物にかかる処理費用については、なお従前の例による。

チャレンジオフィスあきた条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 9 号

チャレンジオフィスあきた条例等の一部を改正する条例（チャレンジオフィスあきた条例の一部改正）

第 1 条 チャレンジオフィスあきた条例（平成14年秋田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中「50,000円」を「51,429円」に、「30,000円」を「30,857円」に、「20,000円」を「20,571円」に、「10,000円」を「10,285円」に、「500円」を「515円」に、「300円」を「308円」に改める。

（秋田市中高齢労働者福祉センター条例の一部改正）

第 2 条 秋田市中高齢労働者福祉センター条例（昭和58年秋田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,030円」を「1,059円」に、「1,130円」を「1,163円」に、「510円」を「524円」に、「610円」を「627円」に、「720円」を「740円」に、「200円」を「206円」に、「2,000円」を「2,060円」に、「520円」を「540円」に、「5,200円」を「5,400円」に改める。

（秋田市勤労者体育センター条例の一部改正）

第 3 条 秋田市勤労者体育センター条例（昭和62年秋田市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表の表中「1,500円」を「1,543円」に、「750円」を「772円」に、「100円」を「103円」に改め、同表の備考の2中「315円」を「324円」に改める。

（秋田市勤労者総合福祉センター条例の一部改正）

第 4 条 秋田市勤労者総合福祉センター条例（平成16年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中「26,250円」を「27,000円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「6,300円」を「6,480円」に、「4,200円」を「4,320円」に改め、別表の 2 の表中「8,400円」を「8,640円」に、「4,200円」を「4,320円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「630円」を「648円」に改め、別表の 3 の表中「6,000円」を「6,172円」に、「3,000円」を「3,086円」に、「8,000円」を「8,229円」に改める。

（秋田市リフレッシュガーデン条例の一部改正）

第 5 条 秋田市リフレッシュガーデン条例（平成20年秋田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表の表中「1,600円」を「1,645円」に、「2,600円」を「2,675円」に、「10,000円」を「10,285円」に改め、同表の備考の 1 中「100円」を「103円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後のチャレンジオフィスあきた条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

3 第 2 条から第 5 条までの規定による改正後の秋田市中高齢労働者福祉センター条例、秋田市勤労者体育センター条例、秋田市勤労者総合福祉センター条例および秋田市リフレッシュガーデン条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金および同日以後の利用に係る同日前に納付すべき利用料金については、なお従前の例による。

秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第10号

秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例等の一部を改正する条例

（秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例の一部改正）

第1条 秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例（平成16年秋田市条例第96号）の一部を次のように改正する。

別表中「70円」を「72円」に改める。

（秋田市河辺ユフォーレ公園施設条例の一部改正）

第2条 秋田市河辺ユフォーレ公園施設条例（平成16年秋田市条例第91号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「300円」を「308円」に、「100円」を「103円」に、「10,000円」を「10,285円」に、「2,000円」を「2,057円」に改め、別表の2の表中「2,000円」を「2,057円」に、「500円」を「515円」に、「300円」を「308円」に改める。

（秋田市雄和観光交流館条例の一部改正）

第3条 秋田市雄和観光交流館条例（平成16年秋田市条例第92号）の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「308円」に、「500円」を「515円」に、「200円」を「206円」に改める。

（秋田市雄和観光花き栽培園条例の一部改正）

第4条 秋田市雄和観光花き栽培園条例（平成16年秋田市条例第93号）の一部を次のように改正する。

別表中「400円」を「411円」に、「300円」を「308円」に改める。

（秋田市雄和里の家条例の一部改正）

第5条 秋田市雄和里の家条例（平成16年秋田市条例第94号）の一部を次のように改正する。

別表の表中「1,050円」を「1,080円」に、「7,875円」を「8,100円」に改め、同表の備考の3中「315円」を「324円」に、「1,575円」を「1,620円」に改め、同表の備考の4中「420円」を「432円」に、「3,150円」を「3,240円」に、「105円」を「108円」に、「525円」を「540円」に改める。

（秋田市雄和観光農産物加工所条例の一部改正）

第6条 秋田市雄和観光農産物加工所条例（平成16年秋田市条例第95号）の一部を次のように改正する。

別表中「21,000円」を「21,600円」に、「2,100円」を「2,160円」に改める。

（秋田市雄和ふるさと温泉条例の一部改正）

第7条 秋田市雄和ふるさと温泉条例（平成16年秋田市条例第97号）の一部を次のように改正する。

別表の表中「3,470円」を「3,569円」に、「2,345円」を「2,412円」に、「3,060円」を「3,148円」に、「255円」を「262円」に、「155円」を「159円」に、「350円」を「360円」に、「175円」を「180円」に、「510円」を「524円」に改め、同表の備考の1中「3,500円」を「3,600円」に、「1,750円」を「1,800円」に、「7,000円」を「7,200円」に、「10,500円」を「10,800円」に、「5,250円」を「5,400円」に改め、同表の備考の6中「510円」を「524円」に改め、同表の備考の8中「310円」を「319円」に、「510円」を「524円」に改める。

（秋田市雄和コテージ条例の一部改正）

第8条 秋田市雄和コテージ条例（平成16年秋田市条例第98号）の一部を次のように改正する。

別表中「6,300円」を「6,480円」に、「8,400円」を「8,640円」に、「10,500円」を「10,800円」に、「12,600円」を「12,960円」に、「2,625円」を「2,700円」に、「5,250円」を「5,400円」に改める。

（秋田市雄和サイクリングターミナル条例の一部改正）

第9条 秋田市雄和サイクリングターミナル条例（平成16年秋田市条例第99号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「800円」を「822円」に、「500円」を「515円」に、「300円」を「308円」に、「10,000円」を「10,285円」に、「5,000円」を「5,142円」に改め、別表の1の表の備考の3中「105円」を「108円」に、「52円」を「54円」に改め、別表の2の表中「400円」を「411円」に、「300円」を「308円」に、「600円」を「617円」に、「500円」を「515円」に改め、別表の2の表の備考の2中「100円」を「103円」に改める。

（秋田市河辺岩見温泉条例の一部改正）

第10条 秋田市河辺岩見温泉条例（平成16年秋田市条例第133号）の一部を次のように改正する。

別表の表中「250円」を「258円」に、「300円」を「308円」に、「450円」を「463円」に、「550円」を「565円」に、「5,000円」を「5,142円」に、「23,000円」を「23,657円」に、「150円」を「154円」に改め、同表の備考の1中「3,000円」を「3,080円」に、「1,500円」を「1,540円」に改め、同表の備考の5中「600円」を「617円」に、「1,600円」を「1,645円」に改め、同表の備考の7中「50円」を「51円」に、「100円」を「103円」に改める。

（秋田市にぎわい交流館条例の一部改正）

第11条 秋田市にぎわい交流館条例（平成23年秋田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「3,300円」を「3,394円」に、「2,800円」を「2,880円」に、「2,300円」を「2,366円」に改める。

別表第2中

14,000円	14,000円	12,000円	10,000円
2,600円	2,600円	2,300円	1,900円
2,400円	2,400円	2,100円	1,700円
14,000円	14,000円	12,000円	10,000円
1時間につき810円			
1時間につき210円			
1時間につき220円			
1時間につき460円			
1時間につき470円			
1時間につき210円			
3,800円	3,800円	3,300円	2,700円
2,200円	2,200円	1,800円	1,500円
1,400円	1,400円	1,200円	1,000円
1,200円	1,200円	1,000円	900円
1,400円	1,400円	1,200円	1,000円
1,400円	1,400円	1,200円	1,000円
450円	450円	390円	320円
450円	450円	390円	320円
240円	240円	210円	170円

を

14,400円	14,400円	12,343円	10,285円
2,675円	2,675円	2,366円	1,954円
2,468円	2,468円	2,160円	1,749円
14,400円	14,400円	12,343円	10,285円
1時間につき833円			
1時間につき216円			
1時間につき226円			
1時間につき474円			
1時間につき483円			
1時間につき216円			

に

3,909円	3,909円	3,394円	2,777円
2,263円	2,263円	1,852円	1,543円
1,440円	1,440円	1,234円	1,029円
1,234円	1,234円	1,029円	926円
1,440円	1,440円	1,234円	1,029円
1,440円	1,440円	1,234円	1,029円
463円	463円	401円	329円
463円	463円	401円	329円
247円	247円	216円	174円

改める。

別表第3中「2,400円」を「2,468円」に改める。

別表第4中「8,000円」を「8,229円」に、「7,000円」を「7,200円」に、「6,000円」を「6,172円」に、「10,000円」を「10,285円」に改める。

(秋田市中通一丁目自動車駐車場条例の一部改正)

第12条 秋田市中通一丁目自動車駐車場条例(平成23年秋田市条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表中「15,000円」を「15,428円」に、「13,000円」を「13,371円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 第1条の規定による改正後の秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。
- 第2条、第4条、第5条および第7条から第12条までの規定による改正後の秋田市河辺ユフォーレ公園施設条例、秋田市雄和観光花き栽培園条例、秋田市雄和里の家条例、秋田市雄和ふるさと温泉条例、秋田市雄和コテージ条例、秋田市雄和サイクリングターミナル条例、秋田市河辺岩見温泉条例、秋田市にぎわい交流館条例および秋田市中通一丁目自動車駐車場条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金および同日以後の利用に係る同日前に納付すべき利用料金については、なお従前の例による。
- 第3条の規定による改正後の秋田市雄和観光交流館条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料(秋田市雄和観光交流館条例の一部を改正する条例(平成25年秋田市条例第53号)による改正前の秋田市雄和観光交流館条例第4条の規定による使用料をいう。以下この項において同じ。)および同日以後の利用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。
- 第6条の規定による改正後の秋田市雄和観光農産物加工所条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料(秋田市雄和観光農産物加工所条例の一部を改正する条例(平成25年秋田市条例第54号)による改正前の秋田市雄和観光農産物加工所条例第3条の規定による使用料をいう。以下この項において同じ。)および同日以後の利用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田港振興センター条例および秋田市ポートタワー条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第11号

秋田港振興センター条例および秋田市ポートタワー条例の一部を改正する条例

(秋田港振興センター条例の一部改正)

第1条 秋田港振興センター条例(平成8年秋田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表中「400円」を「411円」に、「800円」を「822円」に、「1,600円」を「1,645円」に、「3,200円」を「3,291円」に改める。

(秋田市ポートタワー条例の一部改正)

第2条 秋田市ポートタワー条例(平成18年秋田市条例第61号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「7,980円」を「8,208円」に、「4,200円」を「4,320円」に、「3,780円」を「3,888円」に改める。

別表第2中「2,840円」を「2,921円」に、「2,000円」を「2,057円」に改める。

別表第3中「70円」を「72円」に改める。

別表第4中「260円」を「267円」に、「200円」を「206円」に、「130円」を「133円」に改める。

別表第5の表中「3,276,000円」を「3,369,600円」に、「2,457,000円」を「2,527,200円」に、「2,047,500円」を「2,106,000円」に、「1,638,000円」を「1,684,800円」に、「1,228,500円」を「1,263,600円」に改め、同表の備考の1中「163,800円」を「168,480円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 第1条の規定による改正後の秋田港振興センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金および同日以後の利用に係る同日前に納付すべき利用料金については、なお従前の例による。
- 第2条の規定による改正後の秋田市ポートタワー条例別表第1から別表第4までの規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金および同日以後の利用に係る同日前に納付すべき利用料金については、なお従前の例による。
- 第2条の規定による改正後の秋田市ポートタワー条例別表第5の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市大森山動物園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第12号

秋田市大森山動物園条例の一部を改正する条例

秋田市大森山動物園条例(平成17年秋田市条例第60号)の一部

を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(無料区施設の使用)

第6条の2 別表第3に掲げるビジターセンター無料区の施設(以下「無料区施設」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、動物園の管理上必要な条件を付することができる。

3 別表3に掲げる無料区施設の使用を許可する期間は5年以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その期間を更新することができる。

(無料区施設使用者の資格)

第6条の3 別表3に掲げる無料区施設を使用する者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 動物園の設置目的に照らし適切な内容の業務を営むことができる技術的能力および経理的基礎を有する者であること。
- (2) 規則で定めるビジターセンター無料区の開館時間に業務を営むことができること。

第7条中「、別表第2」を「別表第2に定めるとおりとし、無料区施設の使用料は別表第3」に改める。

第8条中「イベント施設」の次に「又は無料区施設」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定に該当する場合のほか、市長は、別表第3に掲げる無料区施設の使用をする者が第6条の3各号に掲げる条件を具備しなくなったときは、その使用を制限し、もしくは停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

第9条中「イベント施設」の次に「又は無料区施設」を加え、同条の次に次の3条を加える。

(特別の設備の許可)

第9条の2 無料区施設を使用する者は、施設の使用に当たって特別の設備をし、又は既存の設備を変更する必要があるときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第9条の3 イベント施設又は無料区施設を使用する者は、その使用を終えたとき又は第8条第1項もしくは第2項により使用を停止させられたとき、もしくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設又はその附属設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第9条の4 イベント施設又は無料区施設を使用する者は、その設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

別表第1中「別表第1(第4条関係)」を「別表第1 入園料(第4条関係)」に改め、同表の表中「700円」を「720円」に、「600円」を「620円」に、「500円」を「520円」に、「1,200円」を「1,230円」に改め、同表の備考の1中「3,000円」を「3,100円」に、「10,000円」を「10,400円」に改め、同表の備考の2中「中学生以下」を「高校生以下」に改める。

別表第2中「別表第2(第7条関係)」を「別表第2 イベント施設の使用料(第7条関係)」に改め、同表中「1,800円」を「1,850円」に、「500円」を「510円」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第3 無料区施設の使用料(第7条関係)

施設	単 位	金 額
厨房1	1年につき	392,040円
厨房2		430,920円
事務室		653,400円
売店	使用面積1平方メートル1年につき	16,300円

備考

- 1 許可期間が1年に満たない場合の使用料は、日割りをもって計算する。
- 2 施設の使用に係る光熱水費は、使用者の負担とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市大森山動物園条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後の入園に係る入園料について適用し、同日前の入園に係る入園料については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 改正後の条例に規定する回数券の発行その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

秋田市雄和農林漁業者トレーニングセンター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第13号

秋田市雄和農林漁業者トレーニングセンター条例等の一部を改正する条例

(秋田市雄和農林漁業者トレーニングセンター条例の一部改正)

第1条 秋田市雄和農林漁業者トレーニングセンター条例(平成16年秋田市条例第104号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 体育館の使用料

区 分			使用料の額	
			基本使用料(4時間以内)	延長使用料(1時間につき)
入場料を徴収しない場合	体育に使用するとき。	一般	300円	70円
		高校生以下	無料	無料
	その他の催しに使用するとき。	一般	2,360円	590円
		高校生以下	無料	無料
入場料を徴収する場合	体育に使用するとき。	一般	920円	230円
		高校生以下	無料	無料
	その他の催しに使用するとき。		3,180円	790円
営利を目的とする場合			8,020円	2,000円

(秋田市市民農園条例の一部改正)

第2条 秋田市市民農園条例(平成16年秋田市条例第108号)の

一部を次のように改正する。

別表第2中「100円」を「103円」に、「110円」を「113円」に改める。

(秋田市雄和体験学習交流施設条例の一部改正)

第3条 秋田市雄和体験学習交流施設条例(平成16年秋田市条例第109号)の一部を次のように改正する。

別表中「360円」を「370円」に改める。

(秋田市河辺生産物直売所施設条例の一部改正)

第4条 秋田市河辺生産物直売所施設条例(平成16年秋田市条例第137号)の一部を次のように改正する。

別表中「5,500円」を「5,658円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条から第4条までの規定による改正後の秋田市雄和農林漁業者トレーニングセンター条例、秋田市市民農園条例、秋田市雄和体験学習交流施設条例および秋田市河辺生産物直売所施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第14号

秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

秋田市中央卸売市場業務条例(昭和49年秋田市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第47条第4項、第55条第1項および第58条第1項中「5パーセント」を「8パーセント」に改める。

附 則

この条例は、卸売市場法(昭和46年法律第35号)第11条の規定による農林水産大臣の認可があった日以後において規則で定める日から施行する。

秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第15号

秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

秋田市公設地方卸売市場業務条例(平成23年秋田市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第41条第1項および第43条第1項中「100分の5」を「100分の8」に改める。

別表卸売業者市場使用料の項中「卸売金額の1000分の4に相当する額および」を削り、「127円」を「537円」に改め、同表仲卸業者市場使用料の項中「仲卸業者が第36条第2項の規定による許可又は承認を受けた場合におけるその買い入れた物品の販売金額(消費税額および地方消費税額を含む。)の1000分の4および」を削り、同表備考を次のように改める。

備考 消費税額および地方消費税額は、別途徴収するものとす

る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市公設地方卸売市場業務条例別表の規定は、施行の日以後の市場施設の使用に係る市場使用料について適用し、同日前の市場施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

秋田市道路占用等に関する条例および秋田市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第16号

秋田市道路占用等に関する条例および秋田市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

(秋田市道路占用等に関する条例の一部改正)

第1条 秋田市道路占用等に関する条例(昭和43年秋田市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「1.03」を「1.08」に改める。

(秋田市法定外公共物管理条例の一部改正)

第2条 秋田市法定外公共物管理条例(平成15年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前条第1項の許可の期間が1月に満たない場合における使用料の額は、別表の規定にかかわらず、同表(備考の5の規定を除く。)に定めるところにより計算した額に1.08を乗じて得た額(その額に1円未満の端数がある場合は、当該端数金額を切り捨てた額)(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)とする。

第5条第3項中「1.05」を「1.08」に改め、「得た額」の次に「(その額に1円未満の端数がある場合は、当該端数金額を切り捨てた額)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の秋田市道路占用等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の1月に満たない期間の占用に係る同日以後に納付すべき占用料について適用し、同日前の1月に満たない期間の占用に係る占用料および同日以後の1月に満たない期間の占用に係る同日前に納付すべき占用料については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の秋田市法定外公共物管理条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市準用河川管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第17号

秋田市準用河川管理条例の一部を改正する条例  
 秋田市準用河川管理条例（平成12年秋田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第23条から第25条まで」を「第23条、第24条および第25条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 土地の占用の期間が1月に満たない場合の土地占用料の額は、別表の規定にかかわらず、同表の(2)の表に定めるところにより計算した額に1.08を乗じて得た額（その額に1円未満の端数がある場合は、当該端数金額を切り捨てた額）（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。

第3条中「第23条から第25条まで」を「第23条、第24条および第25条」に改める。

第6条および第7条第1項中「第23条から第25条まで」を「第23条、第24条、第25条」に改める。

別表の(1)の表中「1,339円」を「1,378円」に、「669円」を「689円」に改め、別表の(3)の表中「72円」を「74円」に、「61円」を「63円」に、「51円」を「52円」に、「41円」を「43円」に、「309円」を「318円」に、「360円」を「370円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項、第3条、第6条および第7条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市準用河川管理条例第2条第2項および別表の規定は、この条例の施行の日以後の占有に係る同日以後に納付すべき流水占用料、土石採取料および土地の占有の期間が1月に満たない場合の土地占用料について適用し、同日前の占有に係る流水占用料、土石採取料および土地の占有の期間が1月に満たない場合の土地占用料ならびに同日以後の占有に係る同日前に納付すべき流水占用料、土石採取料および土地の占有の期間が1月に満たない場合の土地占用料については、なお従前の例による。

秋田市太平山スキー場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第18号

秋田市太平山スキー場条例の一部を改正する条例

秋田市太平山スキー場条例（昭和51年条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表の表中

200円	206円
100円	103円
150円	154円
2,000円	2,057円
1,200円	1,234円
1,000円	1,029円
600円	617円
1,500円	1,543円
900円	926円
20,000円	20,571円
12,000円	12,343円
10,000円	10,285円
6,000円	6,172円
15,000円	15,428円
9,000円	9,257円
1,800円	1,852円
900円	926円
1,350円	1,388円

改め、同表の備考の1中、「2,000円」を「2,060円」に、「1,000円」を「1,030円」に、「1,500円」を「1,540円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

秋田市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第19号

秋田市都市公園条例の一部を改正する条例

秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1のアの表中「100分の7.21」を「100分の7.42」に、「100分の3.09」を「100分の3.18」に改め、別表第1のウの表中「410円」を「420円」に、「4,120円」を「4,230円」に、「1,600円」を「1,640円」に、「8,000円」を「8,220円」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条、第9条関係）

公園名	有料公園施設の種類又は名称	使 用 料				
		区 分	単 位	金 額	備 考	
千秋公園	千秋公園有料駐車場	最初の30分まで	1台につき	100円	使用期間は、毎年4月1日から11月30日までとする。	
		30分を超える30分までごとに		100円		
	久保田城御隅櫓	個人使用	一般	1人1回につき	100円	団体使用とは、20人以上の団体で使用する場合をいう。
			高校生以下		無料	
		団体使用	一般		80円	
			高校生以下		無料	
	佐竹史料館	個人使用	一般	1人1回につき	100円	団体使用とは、20人以上の団体で使用する場合をいう。
			高校生以下		無料	
		団体使用	一般		80円	
			高校生以下		無料	

		年間使用			1人1年 間につき	200円	年間使用とは、使用料を納付した日から起算して1年間の使用をいう。  年間使用の使用料を納付した者の当該年間使用の期間に係る久保田城御隅櫓の使用料は、無料とする。			
八橋運動公園	陸上競技場	貸切 使用	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般 高校生以下	1時間につき	7,610円 無料（大会、講習会等 に使用するとき、又は 市民以外の者が使用する ときは、3,800円）			
				アマチュアスポーツ以外に使用する場合		1日につき	最高入場料の額の100 人分に相当する額 （152,550円に満たない 場合は、152,550円と する。）			
			入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般 高校生以下	1時間につき	3,800円 無料（大会、講習会等 に使用するとき、又は 市民以外の者が使用する ときは、1,230円）			
				アマチュアスポーツ以外に使用する場合			19,020円			
		個人 使用	一般			1人1回 につき	300円		午前6時から午後零時まで、午後零時から午後6時までを各1回とする。	
			高校生以下				無料（市民以外の者が 使用するとき、150 円）			
			一般			1人1年 につき	5,140円			
			高校生以下				無料（市民以外の者が 使用するとき、2,570 円）			
				会議室			1室1時 間につき		200円	冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき270円を加算する。
				ミーティング室					100円	冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき110円を加算する。
		役員室（大）				200円	冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき270円を加算する。			
		役員室（小）				150円	冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき180円を加算する。			

硬式野球場	貸切 使用	入場料を徴 収する場合	アマチュア スポーツに 使用する場 合	一般 高校生以下	1時間 につき	4,730円  無料（大会、講習会等 に使用するとき、又は 市民以外の者が使用す るときは、2,360円）	会議室の使用（冷暖房設備 の使用を含む。）および放 送設備の使用を含む。
			アマチュア スポーツ以 外に使用す る場合		1日につ き	最高入場料の額の100 人分に相当する額（そ の額が105,940円に満 たない場合は、105,940 円とする。）	
		入場料を徴 収しない場 合	アマチュア スポーツに 使用する場 合	一般 高校生 以下	1時間 につき	1,540円  無料（大会、講習会等 に使用するとき、又は 市民以外の者が使用す るときは、510円）	
			アマチュア スポーツ以 外に使用す る場合			4,730円	
会議室					1室1時 間につき	160円	冷暖房設備を使用する場 合は、1時間につき、冷房設 備にあつては50円、暖房 設備にあつては70円を加 算する。
相撲場	貸切 使用	アマチュアスポーツに使 用する場合	一般 高校生以下	1時間 につき	150円  無料（大会、講習会等 に使用するとき、又は 市民以外の者が使用す るときは、150円）		
			アマチュアスポーツ以外に使用する場 合		720円		
球技場	貸切 使用	入場料を徴 収する場合	アマチュア スポーツに 使用する場 合	一般 高校生以下	1時間 につき	7,710円  無料（大会、講習会等 に使用するとき、又は 市民以外の者が使用す るときは、3,800円）	会議研修室および役員記録 室の使用（冷暖房設備の使 用を含む。）ならびにスコ アボードの使用を含む。
			アマチュア スポーツ以 外に使用す る場合		1日につ き	最高入場料の額の100 人分に相当する額（そ の額が154,280円に満 たない場合は、154,280 円とする。）	
		入場料を徴 収しない場 合	アマチュア スポーツに 使用する場 合	一般 高校生以下	1時間 につき	3,800円  無料（大会、講習会等 に使用するとき、又は 市民以外の者が使用す るときは、1,280円）	
			アマチュア スポーツ以 外に使用す る場合			19,230円	
		会議研修室					1室1時 間につき
役員記録室						100円	

第2球技場	貸切使用	一般		1時間につき	610円	夜間照明設備を使用する場合は、1時間につき1,020円を加算する。	
		高校生以下			無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、200円）		
テニスコート	グリーンサンドコート	一般		1面1時間につき	100円		
		高校生以下			無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、50円）		
	砂入り人工芝コート	入場料を徴収する場合	一般		410円		夜間照明設備を使用する場合は、1時間につき260円を加算する。
			高校生以下		無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、200円）		
		入場料を徴収しない場合	一般	200円	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円）		
			高校生以下				
多目的グラウンド	貸切使用	一般		1時間につき	410円	夜間照明設備を使用する場合は、1時間につき、全点灯（グラウンド全体を照明するために、90灯を点灯することをいう。）にあつては1,640円、部分点灯（主にソフトボール競技、陸上競技等に必要な範囲を照明するために、48灯を点灯することをいう。）にあつては820円を加算する。	
		高校生以下			無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、200円）		
古川町街区公園	土崎市民グラウンド	一般		1時間につき	410円		
		高校生以下			無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、200円）		
	土崎市民グラウンド夜間照明設備	全点灯			1,440円		全点灯とは、グラウンド全体を照明するために、60灯を点灯することをいう。
部分点灯		1,020円	部分点灯とは、主に野球競技に必要な範囲を照明するために、44灯を点灯することをいう。				
雄物川河川緑地	野球場	一般		1面1時間につき	410円		
		高校生以下			無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、200円）		
雄物川河川緑地	テニスコート	一般		1面1時間につき	100円		
		高校生以下			無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、50円）		

一つ森公園	国指定重要文化財旧黒澤家住宅	個人使用	一般		1人1回につき	100円	団体使用とは、20人以上の団体で使用する場合をいう。	
			高校生以下			無料		
		団体使用	一般			80円		
			高校生以下			無料		
	コミュニティ体育館（アリーナに限る。）	貸切使用で入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用するとき。	全面	一般	1時間につき	510円	無料（大会、講習会等）に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、250円） 250円 無料（大会、講習会等）に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、120円） 120円 無料（大会、講習会等）に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、60円）
					高校生以下			
				全面の2分の1	一般			
				高校生以下				
			全面の4分の1	一般				
				高校生以下				
		市民以外の者が体育に使用するとき。	全面		720円			
			全面の2分の1		360円			
			全面の4分の1		180円			
		貸切使用で入場料を徴収する場合	体育以外に使用するとき。	全面	1,540円			
	体育に使用するとき。		全面	1,330円				
貸切使用で入場料を徴収する場合	体育以外に使用するとき。	全面	4,620円					
	体育に使用するとき。	全面	16,660円					
照明設備			520円					
テニスコート	貸切使用	一般		1面1時間につき	200円	無料（大会、講習会等）に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円）		
		高校生以下						
弓道場	個人使用	一般	午前使用	1人につき	150円	午前使用とは、午前9時から正午までの使用をいう。 午後使用とは、正午から午後5時までの使用をいう。 夜間使用とは、午後5時から午後9時までの使用をいう。		
			午後使用		150円			
			夜間使用		150円			
		高校生以下	午前使用		無料（市民以外の者が使用するときは、50円）			
			午後使用		無料（市民以外の者が使用するときは、50円）			
			夜間使用		無料（市民以外の者が使用するときは、50円）			

		貸切 使用	使用者が主として小学生、中学生および高校生のために使用する場合	1日使用 午前使用 午後使用 夜間使用		無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、810円） 無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、300円） 無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、510円） 無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、410円）	1日使用とは、午前9時から午後5時までの使用をいう。
			使用者が主として小学生、中学生および高校生以外の者のために使用する場合	1日使用 午前使用 午後使用 夜間使用		2,460円 920円 1,540円 1,230円	
光 沼 近 隣 公 園	屋内多目的 運動場	貸切 使用	一般 高校生以下	半面1時 間につき	300円	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円）	照明設備を使用する場合は、半面1時間につき230円を加算する。
	テニスコ ート	貸切 使用	一般 高校生以下	1面1時 間につき	200円	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円）	
北 野 田 公 園	アリーナ	貸切 使用	入場料を徴収する場合	一般 高校生以下	半面1時 間につき	1,850円 無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、920円）	
			入場料を徴収しない場合	一般 高校生以下		920円 無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、460円）	
	テニスコ ート		入場料を徴収する場合	一般 高校生以下	1面1時 間につき	1,020円 無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、510円）	
			入場料を徴収しない場合	一般 高校生以下		510円 無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、250円）	

	会議室			1室1時間につき	150円	冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき、冷房設備にあっては200円、暖房設備にあっては220円を加算する。
	北野田公園照明設備	アリーナ照明設備		全点灯の5分の1点灯1時間につき	120円	
		テニスコート照明設備		1面点灯1時間につき	190円	1面点灯とは、テニスコート1面を照明するために8灯を点灯することをいう。
御所野近隣公園	野球場	貸切使用	一般	1面1時間につき	410円	
			高校生以下		無料（大会、講習会等 に使用するとき、又は 市民以外の者が使用する ときは、200円）	
御所野総合公園	テニスコート	貸切使用	一般	1面1時間につき	100円	
			高校生以下		無料（大会、講習会等 に使用するとき、又は 市民以外の者が使用する ときは、50円）	
御所野総合公園	テニスコート	貸切使用	一般	1面1時間につき	100円	
			高校生以下		無料（大会、講習会等 に使用するとき、又は 市民以外の者が使用する ときは、50円）	
秋操近隣公園	テニスコート	貸切使用	一般	1面1時間につき	200円	
			高校生以下		無料（大会、講習会等 に使用するとき、又は 市民以外の者が使用する ときは、100円）	

別表第3中

510円	宿泊利用とは、午後1時から翌日の午前10時（2日以上連続して宿泊する場合における最終日以外の日にあっては、午後1時）までの利用をいい、日帰り利用とは、午前10時から午後4時までの利用をいう。
1,030円	
2,060円	
2,060円	
4,120円	
4,000円	
6,000円	
11,000円	
13,000円	
206円	
103円	
300円	団体利用とは、15人以上の団体で利用する場合をいう。回数券（11枚つづり）は、一般5,000円、中学生および高校生4,000円、小学生以下3,000円とする。3歳未満の者の利用料金は、無料とする。
150円	
500円	
8,000円	
400円	
6,000円	
300円	
4,000円	
450円	

を

350円	
250円	
2,900円	宿泊利用とは、午後4時から翌日の午前9時（2日以上連続して宿泊する場合における最終日以外の日にあっては、午後4時）までの利用をいい、入浴利用を含む。
2,300円	
300円	
150円	回数券（11枚つづり）は、中学生以上3,000円とする。
2,300円	
5,700円	
1,700円	
3,400円	

524円	宿泊利用とは、午後1時から翌日の午前10時（2日以上連続して宿泊する場合における最終日以外の日にあっては、午後1時）までの利用をいい、日帰り利用とは、午前10時から午後4時までの利用をいう。
1,059円	
2,118円	
2,118円	
4,237円	
4,114円	
6,172円	

11,315円	
13,371円	
212円	夜間照明設備を利用する場合は、1 時間
106円	につき570円を加算する。
308円	
154円	
515円	団体利用とは、15人以上の団体で利用す
8,229円	る場合をいう。回数券（11枚つづり）は、
411円	一般5,150円、中学生および高校生4,110
6,172円	円、小学生以下3,080円とする。3 歳未
308円	満の者の利用料金は、無料とする。
4,114円	
463円	
360円	
258円	
2,982円	宿泊利用とは、午後 4 時から翌日の午前
2,366円	9 時（2 日以上連続して宿泊する場合に
	おける最終日以外の日にあっては、午後
	4 時）までの利用をいい、入浴利用を含
	む。
308円	回数券（11枚つづり）は、中学生以上
154円	3,080円とする。
2,366円	
5,863円	
1,749円	
3,498円	

に

改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 改正後の秋田市都市公園条例別表第 1 および別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。
- 改正後の秋田市都市公園条例別表第 3 の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金および同日以後の利用に係る同日前に納付すべき利用料金については、なお従前の例による。

秋田市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第20号

秋田市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

秋田市自転車等駐車場条例（平成元年秋田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号イ中「午前 9 時から午後 7 時まで」を「午前 8 時30分から午後 9 時30分まで」に改める。

別表第 2 中「6,700円」を「6,800円」に、「16,200円」を「16,600円」に、「4,100円」を「4,200円」に、「10,800円」を「11,100円」

に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 改正後の秋田市自転車等駐車場条例別表第 2 の規定は、施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第21号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第12条中「1,500円」を「1,540円」に、「2,200円」を「2,260円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

秋田市立学校使用料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第22号

秋田市立学校使用料条例等の一部を改正する条例

（秋田市立学校使用料条例の一部改正）

第 1 条 秋田市立学校使用料条例（昭和23年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中「410円」を「420円」に改め、別表の 2 の表中「1,050円」を「1,080円」に改める。

（秋田市公民館使用条例の一部改正）

第 2 条 秋田市公民館使用条例（昭和31年秋田市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表33平方メートル以上の室の項中「247円」を「254円」に、「329円」を「339円」に、「412円」を「424円」に改め、同表33平方メートル未満の室の項中「49円」を「50円」に、「65円」を「66円」に、「82円」を「85円」に改め、同表講堂の項、柔剣道場の項および体育館の項中「247円」を「254円」に、「329円」を「339円」に、「412円」を「424円」に、「494円」を「508円」に改める。

（秋田市文化会館条例の一部改正）

第 3 条 秋田市文化会館条例（昭和155年秋田市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

ホール、会議室等の使用料

区 分		使 用 料 の 額			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時から午後0時30分まで	午後1時30分から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
大ホール	平日	14,830円	18,010円	20,130円	52,970円
	土曜日	18,010円	21,180円	24,360円	63,550円
	日曜日 祝日				
小ホール	平日	5,290円	7,410円	8,470円	21,170円
	土曜日	6,350円	9,530円	10,590円	26,470円
	日曜日 祝日				
大会議室	6,350円	6,350円	7,410円	20,110円	
第一会議室	520円	520円	620円	1,660円	
第一練習室	520円	520円	620円	1,660円	
第二練習室	520円	520円	620円	1,660円	
リハーサル室	520円	520円	620円	1,660円	
展示ホール	午前9時から午後4時30分まで			4,230円	

別表の備考の6のA中「1,230円」を「1,260円」に改め、同表の備考の6のB中「515円」を「530円」に、「309円」を「310円」に改める。

(秋田市太平山自然学習センター条例の一部改正)

第4条 秋田市太平山自然学習センター条例（平成15年秋田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表宿泊室の項中「6,700円」を「6,800円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条から第4条までの規定による改正後の秋田市立学校使用料条例、秋田市公民館使用条例、秋田市文化会館条例および秋田市太平山自然学習センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市立千秋美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第23号

秋田市立千秋美術館条例の一部を改正する条例

秋田市立千秋美術館条例（平成元年秋田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表常設展観覧料の項中「高校生および」を削り、同表特別展観覧料の項中「1,540円以内」を「1,580円以内」に、「中学生以下は」を「高校生以下にあっては、市長が認めるものを除き」に改め、同表年間観覧料の項中「4,000円以内」を「4,110円以内」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

秋田市スポーツ施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第24号

秋田市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

秋田市スポーツ施設条例（平成16年秋田市条例第117号）の一部を次のように改正する。

別表第2から別表第10までを次のように改める。

別表第2 秋田市立体育館使用料（第4条関係）

区 分				単 位	金 額		
					一 般	高校生以下	
貸切使用	メインアリーナ	入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用するとき。	全面	1時間につき	1,540円	無料（大会、講習会等に使用するときは、770円）
				全面の3分の2		1,020円	無料（大会、講習会等に使用するときは、510円）
				全面の3分の1		510円	無料（大会、講習会等に使用するときは、250円）
			市民以外の者も参加する体育に関する大会、講習会等に使用するとき。	全面		2,160円	
				全面の3分の2		1,440円	
				全面の3分の1		720円	

		その他の催しに使用するとき。	全面 全面の3分の2 全面の3分の1			4,620円 3,080円 1,540円
	入場料を徴収する場合	体育に使用するとき。	全面 全面の3分の2 全面の3分の1			4,010円 2,670円 1,330円
		その他の催しに使用するとき。	全面 全面の3分の2 全面の3分の1			13,880円 9,250円 4,620円
	営利を目的とする場合		全面 全面の3分の2 全面の3分の1			49,980円 33,320円 16,660円
サブアリーナ	入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用するとき。		510円	無料（大会、講習会等に使用するときは、250円）	720円
		市民以外の者も参加する体育に関する大会、講習会等に使用するとき。				1,540円
		その他の催しに使用するとき。				1,330円
	入場料を徴収する場合	体育に使用するとき。				4,620円
		その他の催しに使用するとき。				16,660円
多目的ホール	市民が体育に使用する場合			410円	無料（大会、講習会等に使用するときは、200円）	610円
	その他の場合					410円
卓球室	市民が体育に使用する場合			410円	無料（大会、講習会等に使用するときは、200円）	610円
	その他の場合					300円
会議室	大会議室					150円
	小会議室					
個人使用	ジョギングコース			1回につき	100円	無料（市民以外の者が使用するときは、50円）
照明設備	メインアリーナ		全点灯の6分の1点灯1時間につき			430円
	サブアリーナ		一式1時間につき			520円
	多目的ホール					100円
	卓球室					100円
冷房設備	メインアリーナ					2,710円
	サブアリーナ					240円
	大会議室					110円
	多目的ホール					120円
	卓球室					120円
暖房設備	メインアリーナ					3,780円
	サブアリーナ					230円
	大会議室					100円
	多目的ホール					110円
	卓球室					110円
	スポットライト					60円
	フットライト					60円

物品の販売等の目的で、館内ホール等を使用する場合は1日6平方メートルにつき420円、附属土地を使用する場合は1日3平方メートルにつき200円、館内および附属土地において立ち売りをする場合は1人1日につき200円を徴収する。

備考 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

別表第3 秋田市立茨島・河辺・雄和・雄和南体育館使用料（第4条関係）

区 分				単 位	金 額		
					一 般	高校生以下	
貸切使用	体育館	入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用するとき。	全面	1時間につき	510円	無料（大会、講習会等に使用するときは、250円）
				半面（茨島体育館）		250円	無料（大会、講習会等に使用するときは、120円）
			市民以外の者も参加する体育に関する大会、講習会等に使用するとき。			720円	
			その他の催しに使用するとき。			1,540円	
	入場料を徴収する場合	体育に使用するとき。		1,330円			
		その他の催しに使用するとき。		4,620円			
	営利を目的とする場合			16,660円			
	柔道場（茨島体育館）			200円		無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円）	
	剣道場（茨島体育館）			200円		無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円）	
	トレーニング室（茨島体育館）			160円		無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、80円）	
小体育館（雄和体育館）			200円	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円）			
ミーティングルーム（茨島体育館・河辺体育館・雄和南体育館）				50円			
照明設備（体育館）				一式1時間につき		520円	
物品の販売等の目的で、館内ホール等を使用する場合は1日6平方メートルにつき420円、附属土地を使用する場合は1日3平方メートルにつき200円、館内および附属土地において立ち売りをする場合は1人1日につき200円を徴収する。							

備考 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該

端数を1時間に切り上げる。

別表第4 秋田市勝平屋内ゲートボール場使用料（第4条関係）

区 分		単 位	金 額	
貸切使用	一般		1面1時間につき	300円
	高校生以下	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円）		
照明設備			100円	

備考 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該

端数を1時間に切り上げる。  
別表第5 秋田市雄和B&G海洋センター使用料（第4条関係）

区 分		単 位	金 額
個人使用	一般	午前使用	1人につき 150円
		午後使用	150円
	高校生	午前使用	無料（市民以外の者が使用するとき、50円）
		午後使用	無料（市民以外の者が使用するとき、50円）

備考

1 この表において「午前使用」とは、午前9時から正午までの使用をいう。

2 この表において「午後使用」とは、午後1時30分から午後4時30分までの使用をいう。

別表第6 秋田市勝平市民グラウンド使用料（第4条関係）

区 分	単 位	金 額	
		一 般	高校生以下
貸切使用	グラウンド 1時間につき	410円	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、200円）
照明設備	全点灯		1,230円
	A点灯		920円
	B点灯		720円
	C点灯		200円

備考

1 この表において「全点灯」とは、秋田市勝平市民グラウンド全体を照明するために、76灯を点灯することをいう。  
2 この表において「A点灯」とは、主に野球競技に必要な範囲を照明するために、60灯を点灯することをいう。  
3 この表において「B点灯」とは、主にサッカー競技、ラグビー競技等に必要な範囲を照明するために、48灯を点灯することをいう。

4 この表において「C点灯」とは、主にソフトボール競技に必要な範囲を照明するために、12灯を点灯することをいう。

5 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

別表第7 秋田市河辺岩見三内・河辺和田・河辺戸島・雄和新波野球場使用料（第4条関係）

区 分		単 位	金 額
貸切使用	一般	1時間につき	410円
	高校生以下		無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、200円）

備考

1 秋田市雄和新波野球場については、放送設備およびスコアボードの使用を含む。  
2 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当

該端数を1時間に切り上げる。

別表第8 秋田市スポパークかわべ使用料（第4条関係）

区 分		単 位	金 額
貸切使用	サッカー場	一般	1面1時間 1,540円
		高校生以下	につき 無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、510円）
	多目的広場	一般	410円
		高校生以下	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、200円）
個人使用	グラウンド	1人1日に 250円	
	ゴルフ場	につき 無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、100円）	

備考 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該

端数を1時間に切り上げる。  
別表第9 秋田市雄和花の森野球場使用料（第4条関係）

区 分		単 位	金 額
貸切使用	一般	1時間につき	610円
	高校生以下	き	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、300円）

備考  
1 選手控室、放送設備およびスコアボードの使用を含む。  
2 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時

間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。  
別表第10 秋田市雄和花の森テニスコート使用料（第4条関係）

区 分		単 位	金 額
貸切使用	一般	1面1時間	200円
	高校生以下	につき	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円）
照明設備			260円

備考 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 改正後の秋田市スポーツ施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市水道事業給水条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第25号

秋田市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「100分の105」を「100分の108」に改める。

- 秋田市水道事業給水条例（昭和35年秋田市条例第8号）第27条第1項および第33条の2第1項
- 秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第12条
- 秋田市地域下水道条例（平成元年秋田市条例第38号）第14条
- 秋田市個別排水処理施設条例（平成16年秋田市条例第131号）第22条

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 改正後の秋田市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第27条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 施行日前から継続して水道を使用している者に係る水道料金であって、施行日から平成26年4月30日までの間にその額が確

定するもの（施行日以後初めて水道料金の額が確定する日が同月30日後であるもの（以下「特定水道料金」という。）にあっては、当該確定したもののうち、次項で定める部分）に係る新条例第27条第1項に規定する率については、前項の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。

- 特定水道料金のうち、前項の規定によりなお従前のとおりの率を適用する部分は、特定水道料金の額を前回確定日（その直前の水道料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から特定水道料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成26年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。
- 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。
- 新条例第33条の2第1項の規定は、施行日以後の申込みに係る水道加入金について適用し、施行日前の申込みに係る水道加入金については、なお従前の例による。
- 施行日以後における改正後の秋田市下水道条例の規定、改正後の秋田市地域下水道条例の規定および改正後の秋田市個別排水処理施設条例の規定の適用については、附則第2項から附則第5項までの規定の例による。

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第26号

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

秋田市農業集落排水施設条例（平成元年秋田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第15条中「100分の105」を「100分の108」に改める。

別表第1 秋田市金足農業集落排水施設の項を削る。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
（使用料の額に関する経過措置）
- 改正後の秋田市農業集落排水施設条例（以下「新条例」という。）第15条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」

という。)以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日前から継続して秋田市農業集落排水施設を使用している者に係る使用料であって、施行日から平成26年4月30日までの間にその額が確定するもの(施行日以後初めて使用料の額が確定する日が同月30日後であるもの(以下「特定使用料」という。))にあっては、当該確定したもののうち、次項で定める部分に係る新条例第15条に規定する率については、前項の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。

4 特定使用料のうち、前項の規定によりなお従前のとおりの率を適用する部分は、特定使用料の額を前回確定日(その直前の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から特定使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成26年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。

5 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(秋田市金足農業集落排水施設の廃止に伴う経過措置)

6 施行日前に改正前の秋田市農業集落排水施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為(秋田市金足農業集落排水施設に係るものに限る。)は、秋田市下水道条例(昭和39年秋田市条例第16号)の相当規定によりなされたものとみなす。

7 施行日の前日に秋田市農業集落排水施設(秋田市金足農業集落排水施設に限る。)を使用していた者で施行日以後引き続き公共下水道として使用しているもの(水道水を使用しているものに限る。)に係る施行日から施行日以後初めて汚水量の算定を行う日までの期間については、施行日以後引き続き秋田市農業集落排水施設を使用しているものとみなして使用料を算定する。

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第27号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例(昭和22年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2期日前投票所の投票立会人の項の次に次のように加える。

指定病院等における不在者 投票の外部立会人	日額10,700円以内において 従事する時間に応じ任命権 者が定める額
--------------------------	---

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第28号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年秋田市条例第4号)

の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成25年12月」を「平成26年12月」に改める。

附則第6項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第29号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成3年秋田市条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成25年12月」を「平成26年12月」に改める。

附則第5項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

秋田市空き家等の適正管理に関する条例をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第30号

秋田市空き家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、関係法令に定めるもののほか、空き家等の適正管理に関し必要な事項を定めることにより、所有者等の責務を明らかにするとともに、危険な状態にある空き家等に対する措置を定め、その倒壊等の事故を未然に防止し、もって市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 市の区域内に所在する建物その他の工作物(既に倒壊したものを含む。)で常時無人の状態にあるものをいう。

(2) 危険な状態 老朽化もしくは積雪、台風等の自然災害により、空き家等が倒壊し、又は空き家等に用いられた建築資材等が飛散し、もしくは剥落することにより、人の生命、身体又は財産に害を及ぼすおそれのある状態をいう。

(3) 所有者等 所有者、占有者その他の当該空き家等を管理すべき者をいう。

(民事による解決との関係)

第3条 この条例の規定は、危険な状態にある空き家等に係る問題について民事による事態の解決を図ることを妨げないものとする。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、その所有等に係る空き家等が危険な状態にならないよう、常に自らの責任において、当該空き家等を適正に管理しなければならない。

(情報提供)

第5条 市民等は、空き家等が危険な状態であると認めるときは、

市長に対し、当該危険な状態にある空き家等に関する情報を提供しよう努めるものとする。

(実態調査)

第6条 市長は、前条の規定による情報の提供があったとき、又は空き家等が危険な状態であると認める場合においては、当該空き家等の所有者等の情報、危険な状態の程度等の調査を行うことができる。

(立入調査)

第7条 市長は、空き家等の適正な管理のために必要な限度において、職員を必要な場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を証明する書類を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言又は指導)

第8条 市長は、空き家等が危険な状態にあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、必要な措置について助言し、又は指導することができる。

(勧告)

第9条 市長は、前条の規定による助言又は指導にもかかわらず空き家等が危険な状態であると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、期限を定めて当該危険な状態を解消するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(措置命令)

第10条 市長は、前条の規定による勧告に従わない者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命令することができる。

(公表)

第11条 市長は、空き家等の所有者等が、前条の規定による命令に基づく措置を期限までに講じないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 所有者等の氏名および住所（法人の場合にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
- (2) 空き家等の所在地および種別
- (3) 命令の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表するときは、当該公表に係る所有者等に対し、事前に意見を述べる機会を与えなければならない。

(緊急安全措置)

第12条 市長は、空き家等について緊急に危険を回避しなければならない状態にあり、これを放置することが公益に反すると認めるときは、当該危険な状態を回避するための必要な最小限の措置を講ずることができる。

(所有者等の特定)

第13条 市長は、第6条に規定する実態調査により、空き家等が危険な状態にあることが確認され、所有者等が不明であって、かつ、第8条から前条までの規定による助言もしくは指導、勧告、命令又は緊急安全措置が必要と認める場合は、必要な限度において所有者等を特定するための調査を行うことができる。

(関係機関との連携)

第14条 市長は、緊急を要する場合は、市の区域を管轄する警察その他の関係機関と協議し、必要な措置を要請することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

公立大学法人秋田公立美術大学に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第31号

公立大学法人秋田公立美術大学に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例

公立大学法人秋田公立美術大学に係る重要な財産を定める条例（平成24年秋田市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第1条中「いう。）」の次に「第6条第4項および」を加える。

第2条の見出しを「(処分等の制限を受ける重要な財産)」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(不要となった場合に市に納付すべき重要な財産)

第2条 法第6条第4項に規定する条例で定める重要な財産は、法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金および預金にあっては、当該申請の日におけるその額）が50万円以上の財産とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

地方独立行政法人市立秋田総合病院に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第32号

地方独立行政法人市立秋田総合病院に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例

地方独立行政法人市立秋田総合病院に係る重要な財産を定める条例（平成25年秋田市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第1条中「いう。）」の次に「第6条第4項および」を加える。

第2条の見出しを「(処分等の制限を受ける重要な財産)」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(不要となった場合に市に納付すべき重要な財産)

第2条 法第6条第4項に規定する条例で定める重要な財産は、法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金および預金にあっては、当該申請の日におけるその額）が50万円以上の財産とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

秋田市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第33号

秋田市特別会計条例の一部を改正する条例

秋田市特別会計条例（昭和39年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(9) 秋田市病院事業債管理会計

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成26年3月25日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第34号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3第86号中「1,000円」を「2,000円」に改める。

別表第6第2号のオ中「91,000円」を「92,000円」に改め、同表第3号のエ中「820,000円」を「830,000円」に、「990,000円」を「1,010,000円」に、「1,100,000円」を「1,120,000円」に、「1,400,000円」を「1,420,000円」に、「1,640,000円」を「1,660,000円」に、「3,850,000円」を「3,880,000円」に、「5,090,000円」を「5,100,000円」に改め、同号のオ中「1,120,000円」を「1,130,000円」に、「1,330,000円」を「1,340,000円」に、「1,480,000円」を「1,500,000円」に、「2,120,000円」を「2,140,000円」に、「4,330,000円」を「4,350,000円」に改め、同表第4号のカ中「91,000円」を「92,000円」に改め、同表第15号のエ中「950,000円」を「990,000円」に、「1,650,000円」を「1,720,000円」に、「3,180,000円」を「3,320,000円」に、「3,890,000円」を「4,060,000円」に、「4,450,000円」を「4,650,000円」に改め、同表第17号のア中「410,000円」を「430,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,160,000円」を「1,210,000円」に、「2,830,000円」を「2,950,000円」に、「3,470,000円」を「3,620,000円」に、「4,000,000円」を「4,170,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

秋田市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第35号

秋田市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

秋田市社会福祉審議会条例（平成12年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(組織)」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

審議会は、委員52人以内で組織する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第36号

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第63号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第7章 共同生活介護

第1節 基本方針（第123条）

第2節 人員に関する基準（第124条・第125条）を

第3節 設備に関する基準（第126条）

第4節 運営に関する基準（第127条—第140条）」

「第7章削除」に、

「第13章 共同生活援助

第1節 基本方針（第194条）

第2節 人員に関する基準（第195条・第196条）を

第3節 設備に関する基準（第197条）

第4節 運営に関する基準（第198条—第200条）」

「第13章 共同生活援助

第1節 基本方針（第194条）

第2節 人員に関する基準（第195条・第196条）

第3節 設備に関する基準（第197条）

第4節 運営に関する基準（第197条の2—第200条）

第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針ならびに人員、設備および運営に関する基準

第1款 この節の趣旨および基本方針（第200条の2・第200条の3）

第2款 人員に関する基準（第200条の4・第200条の5）

第3款 設備に関する基準（第200条の6）

第4款 運営に関する基準（第200条の7—第200条の12）」

「第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第203条・第204条）」

を「第15章 削除」に改める。

第2条第1項第3号中「第5条第22項」を「第5条第21項」に改める。

第4条第2項中「であって常時介護を要する障害者」を「又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するもの」に改める。

第5条第1項中「者（以下この章）の次に「、第200条の2および第200条の10第2項」を加える。

第79条第1項第2号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第99条第1項第2号中「第124条第1項に規定する指定共同生活介護事業者、」を削り、「又は第195条第1項」を「、第195条第1項」に改め、「指定共同生活援助事業者」の次に「又は第200条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」を加え、「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号ア中「第123条に規定する指定共同生活介護、」を削り、「又は第194条に規定する指定共同生活援助」を「、第194条に規定する指定共同生活援助又は第200条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」に、「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所（第124条第1項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。）」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る）」に、「又は指定共同生活援助事業所」を「、指定共同生活援助事業所」に改め、「同じ。）」の次に「又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第200条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）」を加え、「当該指定共同生活介

護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第2項第2号中「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号ア中「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第3項第1号中「、第124条第1項に規定する指定共同生活介護事業所」を削り、「指定共同生活援助事業所」の次に「、第200条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、同号ア中「、第123条に規定する指定共同生活介護」を削り、「指定共同生活援助」の次に「、第200条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」を加える。

第100条中「第6条」を「第51条」に改める。

第108条第2号中「第124条第1項に規定する指定共同生活介護事業所又は」を削り、「指定共同生活援助事業所」の次に「又は第200条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、「共同生活住居（法第34条第1項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）」を「共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）」に改める。

第113条第1項中「および第195条第1項に規定する指定共同生活援助事業者」を削る。

第118条第3項中「共同生活介護」を「共同生活援助」に改める。

第7章を次のように改める。

#### 第7章 削除

第123条から第140条まで 削除

第156条の次に次の1条を加える。

（利用者負担額に係る管理）

第156条の2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練および他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市に報告するとともに、当該支給決定障害者および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）および他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市に報告するとともに、当該支給決定障害者および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第158条中「、第22条」、「第130条」、「第22条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当

該支給決定障害者」とおよび「、第130条第2項中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」とを削る。

第171条中「、第22条」を削り、「第130条、第145条および第146条」を「第145条、第146条および第156条の2」に改め、「、第22条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」とを削り、「第130条第2項中「支給決定障害者」を「第156条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者に限る。）」に改め、「同じ。）が」の次に「と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）の」を加える。

第194条中「相談」の次に「、入浴、排せつ又は食事の介護」を加える。

第195条第1項第1号中「10」を「6」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下この号において「区分省令」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

第196条を次のように改める。

（管理者）

第196条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識および経験を有する者でなければならない。

第197条を次のように改める。

（設備）

第197条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族もしくは地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中および夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 指定共同生活援助事業所は1以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体

住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。)を除く。以下この項および第4項から第6項までにおいて同じ。)を有するものとし、当該共同生活住居およびサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上とする。

- 3 共同生活住居の配置、構造および設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは、30人）以下とすることができる。
- 5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。
- 6 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 7 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 8 ユニットには、居室および居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。
  - (1) 1の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。
  - (2) 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。
- 9 サテライト型住居の設備の基準は、次のとおりとする。
  - (1) 入居定員を1人とする。
  - (2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。
  - (3) 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第13章第4節中第198条の前に次の5条を加える。

（入退居）

第197条の2 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

- 2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境および援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（入退居の記録の記載等）

第197条の3 指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市に対し報告しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第197条の4 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定共同生活援助事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。
  - (1) 食材料費
  - (2) 家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）
  - (3) 光熱水費
  - (4) 日用品費
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 指定共同生活援助事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 5 指定共同生活援助事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（指定共同生活援助の取扱方針）

第197条の5 指定共同生活援助事業者は、第200条において読み替えて準用する第59条に規定する共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じ、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合は、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいよう説明を行わなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（サービス管理責任者の責務）

第197条の6 サービス管理責任者は、第200条において準用する

第59条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体および精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の身体および精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
- (4) 他の従業者に対する技術指導および助言を行うこと。

第198条の見出しを「(介護および家事)」に改め、同条第2項中「よる」の次に「介護又は」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

介護は、利用者の身体および精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

第198条の次に次の2条を加える。

(社会生活上の便宜の供与等)

第198条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者およびその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第198条の3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的および運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数および職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 指定共同生活援助の内容ならびに支給決定障害者から受領する費用の種類およびその額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

第199条第3項に次のただし書を加える。  
ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理および指揮命令を確実にすることができる場合は、この限りでない。  
第199条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務

の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

第199条の次に次の3条を加える。

(支援体制の確保)

第199条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体および精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第199条の3 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居およびユニットの入居定員ならびに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第199条の4 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第200条中「、第127条から第132条まで、第134条、第135条および第137条から第139条まで」を「および第156条の2」に、「第200条において準用する第135条」を「第198条の3」に、「第200条において準用する第129条第1項」を「第197条の4第1項」に、「第200条において準用する第129条第2項」を「第197条の4第2項」に、「第200条において準用する第139条第1項」を「第199条の4第1項」に、「第129条第3項第2号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第131条第1項および第132条中「第140条」とあるのは「第200条」と、同条第3号および第134条第1項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)事業所」を「第156条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。)」に改める。

第13章に次の1節を加える。

第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針ならびに人員、設備および運営に関する基準

第1款 この節の趣旨および基本方針

(この節の趣旨)

第200条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助(指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画(第200条の12において読み替えて準用する第59条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。))の作成、相談その他の日常生活上の援助(第200条の4第1項において「基本サービス」という。)および当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者(以下「受託居宅介護サービス事業者」という。)により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助(以下「受託居宅介護サー

ビス」という。)をいう。以下同じ。)の事業を行うものの基本方針ならびに人員、設備および運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第200条の3 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じ、共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第200条の4 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき基本サービスを提供する従業者およびその員数は、次のとおりとする。

- (1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
- (2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
  - ア 利用者の数が30以下 1以上
  - イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第200条の5 第196条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

(準用)

第200条の6 第197条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第4款 運営に関する基準

(内容および手続の説明および同意)

第200条の7 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第200条の9に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者および受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所(以下「受託居宅介護サービス事業所」という。)の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申

込者の同意を得なければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

第200条の8 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合には、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第200条の9 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的および運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数および職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容ならびに支給決定障害者から受領する費用の種類およびその額
- (5) 受託居宅介護サービス事業者および受託居宅介護サービス事業所の名称および所在地
- (6) 入居に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第200条の10 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。

3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理および指揮命令を行うものとする。

6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第200条の11 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所

ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第200条の12 第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第54条、第59条、第61条、第67条、第71条、第74条から第76条まで、第89条、第91条、第93条、第156条の2、第197条の2から第197条の6まで、第198条、第198条の2および第199条の2から第199条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第200条の12において準用する第197条の4第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第200条の12において準用する第197条の4第2項」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第76条第2項第1号中「第59条」とあるのは「第200条の12において準用する第59条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第200条の12において準用する第54条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第200条の12において準用する第89条」と、同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第200条の12において準用する第74条第2項」と、同項第5号および第6号中「次条」とあるのは「第200条の12」と、第93条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の12において準用する第199条の4第1項の協力医療機関および同条第2項の協力歯科医療機関」と、第156条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第198条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所および受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第15章を次のように改める。

第15章 削除

第203条および第204条 削除

附 則  
(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の秋田市指定障害福祉サービ

スの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（以下「旧条例」という。）第123条に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所ならびに旧条例第203条に規定する指定共同生活介護の事業等を行う一体型指定共同生活介護事業所および一体型指定共同生活援助事業所については、改正後の秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第194条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第194条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所（次項において「旧指定共同生活援助事業所」という。）は、新条例第200条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所（附則第5項において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）とみなす。

4 この条例の施行の日において現に存する旧指定共同生活援助事業所について、新条例第200条の4の規定を適用する場合には、当分の間、同条第1項第1号中「6」とあるのは、「10」とする。

5 附則第3項の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについて、新条例第200条の10第4項の規定を適用する場合には、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

秋田市障害福祉サービスセンター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第37号

秋田市障害福祉サービスセンター条例等の一部を改正する条例

(秋田市障害福祉サービスセンター条例の一部改正)

第1条 秋田市障害福祉サービスセンター条例（平成8年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

(秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

(1) 秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第64号）第4条第1項第2号ア

(2) 秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第68号）第11条第2項第2号ア

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第38号

秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項第3号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第59条第8項に次のただし書を加える。

ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第89条第3項中「第52条第1項第2号イおよびエ、第7項ならびに」を「第52条第1項第2号エおよび」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

秋田市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第39号

秋田市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

秋田市食品衛生法施行条例（平成12年秋田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次のただし書を加える。

ただし、法第29条第2項の試験に関する事務の一部の実施が都道府県、保健所を設置する他の市もしくは特別区が設置する食品衛生検査施設又は登録検査機関への委託により、緊急時を含めて確保される場合は、当該事務の一部に係る設備については、この限りでない。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

秋田市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第40号

秋田市児童館条例の一部を改正する条例

秋田市児童館条例（平成16年秋田市条例第119号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

秋田市上北手児童館	秋田市上北手猿田字苗代沢139番地12
-----------	---------------------

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

秋田市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第41号

秋田市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

秋田市立学校授業料等徴収条例（昭和24年秋田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項を削る。

第4条の2中「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律第6条第1項」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第5条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者に係る同日以後の秋田市立学校に係る授業料の徴収については、なお従前の例による。

秋田市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第42号

秋田市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

秋田市社会教育委員に関する条例（昭和34年秋田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

第2条 委員は、学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者ならびに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

秋田市立赤れんが郷土館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第43号

秋田市立赤れんが郷土館条例の一部を改正する条例

秋田市立赤れんが郷土館条例（昭和60年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考の3中「中学生以下」を「高校生以下」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

秋田市消防長および消防署長の資格を定める条例をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第44号

秋田市消防長および消防署長の資格を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下

「法」という。)第15条第2項の規定に基づき、消防長および消防署長の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 法第15条第2項に規定する消防長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部、消防学校もしくは消防職員および消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。
- (2) 市の行政事務に従事した者で、秋田市部設置条例(昭和56年秋田市条例第17号)第1条に規定する部の長の職その他これと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第3条 法第15条第2項に規定する消防署長の資格は、消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年以上あったものであることとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成26年3月25日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第45号

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例

秋田市火災予防条例(昭和48年秋田市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第29条の4第4項中「第37条第7号から第7号の3まで」を「第37条第4号から第6号まで」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第46号

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市水道事業等の設置等に関する条例(昭和41年秋田市条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「7,317.2ヘクタール」を「7,807.6ヘクタール」に、「327,870人」を「300,455人」に、「226,567.2立方メートル」を「198,180.0立方メートル」に改める。

別表第3中「723.0ヘクタール」を「617.0ヘクタール」に、「19,592人」を「18,628人」に、「4,830.3立方メートル」を「4,096.2立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成26年3月25日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第47号

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例(昭和42年秋田市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項厚生委員会の項中「、子ども未来部および市立秋田総合病院」を「および子ども未来部」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、改正前の秋田市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づく厚生委員会の委員、委員長および副委員長は、改正後の秋田市議会委員会条例の規定による厚生委員会の委員、委員長および副委員長にそれぞれ選任又は互選されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による委員、委員長および副委員長の残任期間とする。
- 3 この条例施行の際、改正前の条例の規定に基づく厚生委員会に付託されている請願および陳情は、改正後の条例の規定による厚生委員会に付託された請願および陳情とみなす。
- 4 この条例施行の際、改正前の条例の規定に基づく厚生委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項は、改正後の条例の規定による厚生委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項とみなす。

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第48号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例(昭和25年秋田市条例第36号)の一部を次のように改正する。

附則第6条の2から附則第6条の4までを次のように改める。

第6条の2から第6条の4まで 削除

附則第6条の4の2および附則第6条の4の3を削る。

附則第6条の6第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第6条の8の2の見出し中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第1号」に改め、同条第3項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第34項」に改め、「市町村の」を削り、同項を同条第6項とし、同条第2項中「附則第15条第9項」を「附則第15条第8項」に改め、「市町村の」を削り、同項を同条第5項とし、同条第1項中「市町村の」を削り、同項を同条第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第6条の8の2に次の2項を加える。

7 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第6条の8の3に次の1項を加える。

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に

係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写しおよび当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所および氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造および床面積
- (3) 家屋の建築年月日および登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第19条第1項および第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第24条を次のように改める。

（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告）

第24条 第42条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする公益社団法人又は公益財団法人について準用する。この場合において、第42条中「公益社団法人もしくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人もしくは一般財団法人」と読み替えるものとする。附則第24条の2中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号および第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
（個人の市民税に関する経過措置）
- 2 改正後の秋田市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。  
（固定資産税に関する経過措置）
- 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第6条の8の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第6条の8の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第6条の8の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施

設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 7 新条例附則第6条の8の2第7項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例附則第6条の8の2第8項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 9 新条例附則第6条の8の3第9項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月31日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第49号

秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成19年秋田市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月31日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第50号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項ただし書中「12万円」を「14万円」に改める。

第18条中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改め、同条第2号中「(当該納税義務者を除く。)」を削り、同条第3号中「35万円」を「45万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

# 規 則

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成26年 3月20日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第10号

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市行政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号を削る。

第8条を次のように改める。

### 第8条 削除

第9条第1項文書法制課の項中第14号を第15号とし、第8号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同項第7号中「、保存」を削り、同号を同項第8号とし、同項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号中「、配布および保存」を「および配布」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 公文書等の管理に関すること。

第10条情報統計課の項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 社会保障・税番号制度の導入および総合調整に関すること。

第12条第1項生活総務課の項中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。

第13条第1項福祉総務課の項第17号中「、食肉衛生検査所および病院法人移行準備室」を「および食肉衛生検査所」に改め、同号を同項第19号とし、同項中第16号を第18号とし、第15号を第16号とし、同号の次に次の1号を加える。

(17) 地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会に関すること。

第13条第1項福祉総務課の項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 地方独立行政法人市立秋田総合病院に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第13条の2子ども総務課の項第2号を次のように改める。

(2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子ども・子育て支援事業計画に関すること。

第13条の3環境総務課の項中第17号を第18号とし、第12号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) エネルギー政策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第17条建築指導課の項第5号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

第19条を次のように改める。

### 第19条 削除

第25条第1項に次の1号を加える。

(95) 過疎地域自立促進計画に関すること。

第25条第2項第3号および第3項中「第94号」を「第95号」に改める。

第30条の9を削り、第30条の10を第30条の9とし、第30条の11から第30条の13までを1条ずつ繰り上げる。

第47条第1項の表中第2号から第4号までを削り、第4号の2

を第2号とし、第5号を第3号とし、第5号の2を削り、第5号の3を第4号とし、第5号の4を第5号とし、第6号および第6号の2を削り、第7号を第6号とし、第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、第11号を第9号とし、第12号および第13号を削り、第14号を第10号とし、第15号を削り、第15号の2を第11号とし、第16号から第18号までを4号ずつ繰り上げ、同表第19号中「、体育センター」を削り、同号を同表第15号とし、同表中第20号を第16号とし、第21号から第24号までを4号ずつ繰り上げ、同条第2項の表中第1号を削り、第1号の2を第1号とし、同表第1号の3中「、プラザ管理室および病院事務局」を「およびプラザ管理室」に改め、同号を同表第1号の2とし、同表中第1号の4を第1号の3とし、第1号の5を第1号の4とし、同表第2号中「、保健所、病院法人移行準備室および病院事務局」を「および保健所」に改め、同表中第11号から第19号までを削り、第20号を第11号とし、第21号を第12号とし、第22号を第13号とし、第22号の2を第14号とし、第23号を第15号とし、

24	主査	課所室等および係	上司の命を受けて、局、課所室等又は係の事務の一部を分担処理する。
25	主任	課所室等、病院診療局ならびに病院薬剤部および看護部	上司の命を受けて、局、部又は課所室等の業務の一部を分担処理する。

を

16	主査	課所室等および係	上司の命を受けて、局、課所室等又は係の事務の一部を分担処理する。
17	主任	課所室等および係	上司の命を受けて、局、課所室等又は係の重要な事務を掌る。
18	保育主任	課所室等	上司の命を受けて、課所室等の業務の一部を分担処理する。

に

改め、第26号を第19号とし、第27号を第20号とする。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年 4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成26年 3月31日において、次の表の左欄に掲げる職を命じられていた職員は、別に辞令を発せられないときは、同年 4月1日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる職に命じられたものとする。

左 欄	右 欄
西部市民サービスセンター主任	西部市民サービスセンター保育主任
北部市民サービスセンター主任	北部市民サービスセンター保育主任
雄和市民サービスセンター主任	雄和市民サービスセンター保育主任
子ども未来センター主任	子ども未来センター保育主任
母子生活支援施設主任	母子生活支援施設保育主任

川口保育所主任	川口保育所保育主任
土崎保育所主任	土崎保育所保育主任
泉保育所主任	泉保育所保育主任
寺内保育所主任	寺内保育所保育主任
岩見三内保育所主任	岩見三内保育所保育主任
新波保育所主任	新波保育所保育主任
川添保育所主任	川添保育所保育主任
雄和中央保育所主任	雄和中央保育所保育主任
河辺保育所主任	河辺保育所保育主任

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月20日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第11号

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則(平成14年秋田市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号を次のように改める。

(5) 公益社団法人秋田県農業公社

第2条第2項に次の1号を加える。

(2) 地方独立行政法人市立秋田総合病院

附 則

この規則は、平成26年 4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月20日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第12号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年秋田市規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

3 級	1 主査の職務 2 主任の職務 3 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務
-----	---

を

3 級	1 主査の職務 2 主任の職務
-----	--------------------

に

改める。

別表第3中

3 級	高度の技術又は経験に基づき困難な業務を行う職務
4 級	1 係長又はこれに相当する職務 2 主査の職務 3 主任の職務 4 高度の技術又は経験に基づき特に困難な業務を行う職務

を

5 級	1 課長又はこれに相当する職務 2 課長補佐又はこれに相当する職務 3 高度の技術又は経験に基づき極めて困難な業務を行う職務
-----	--

3 級	主任の職務
4 級	1 係長又はこれに相当する職務 2 主査の職務
5 級	1 課長又はこれに相当する職務 2 課長補佐又はこれに相当する職務

に

改める。

附 則

この規則は、平成26年 4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月20日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第13号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和34年秋田市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第4条中「又は食肉衛生検査所」を「、食肉衛生検査所又は大森山動物園」に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4月1日から施行する。

秋田市平和公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第14号

秋田市平和公園条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市平和公園条例施行規則(昭和41年秋田市規則第16号)の一部を次のように改正する。

第12条中「618円」を「636円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年 4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市平和公園条例施行規則の規定は、平成26年度分の管理手数料から適用し、平成25年度分までの管理手数料については、なお従前の例による。

秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第15号

秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市民交流プラザ条例施行規則(平成16年秋田市規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表中「3,000円」を「3,080円」に、「2,000円」を「2,050円」

に、「1,000円」を「1,020円」に、「500円」を「510円」に、「4,000

円」を「4,110円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市民交流プラザ条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市勤労者総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第16号

秋田市勤労者総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市勤労者総合福祉センター条例施行規則（平成16年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

品 名	利用料金		摘 要		
	単位	金額 (1区分につき)			
音響映像設備	多目的音響調整卓	一式	1,296円		
	ホールサブミキサー卓	1台	1,080円		
	ダイナミックマイク	1本	540円		
	ワイヤレスマイク	1本	1,080円		
	コンデンサーマイクA	1本	324円		
	コンデンサーマイクB	1本	432円		
	コンデンサーマイクC	1本	864円		
	モニタースピーカー	1台	324円	固定式	
	モニタースピーカー	1台	324円	移動式	
	メインスクリーン	1台	540円		
	16mm映写機	1台	2,160円	スクリーン付	
	体育館	体育館放送設備	一式	1,080円	マイク 3本付
		コンデンサーマイク	1本	432円	
その他	マイクスタンド	1本	108円		

	CDプレーヤー	1台	432円		
	カセットデッキ	1台	432円		
	MDプレーヤー	1台	432円		
	ビデオプロジェクター	一式	1,728円	スクリーン付	
	メインスクリーン	1台	324円		
	エクササイズ映像設備	一式	1,728円		
	調理室映像設備	一式	1,728円		
	OHP	1台	540円	直射式・スクリーン付	
	OHPスクリーン	1台	216円	移動式	
	スライドプロジェクター	1台	540円	スクリーン付	
	OHP	1台	1,620円	デジタル式・スクリーン付	
	ダイナミックマイク	1本	324円		
	ワイヤレスマイク	1本	324円		
	タイピンマイク	1本	324円		
	カラオケ	1台	3,240円		
	ビデオ内蔵型テレビ	1台	432円		
	デジタルプロジェクター	1台	2,160円	スクリーン付	
	ドラムセット	一式	1,080円		
	音響卓	1台	1,080円		
照明設備	多目的ホール	ボーダーライト	1列	1,188円	
		アッパーホリゾンライト	1列	1,836円	
		フロントサイドライト	一式	864円	
		シーリングライト	1列	1,728円	
		スポットライト	1台	216円	1キロワット
		スポットライト	1台	108円	500ワット
		ピンスポットライト	1台	648円	650ワット
		エフェクトマシン	1台	324円	

		スパイラルマシン	一式	648円	
		ディスクマシン	一式	648円	
		スライドキャリア	一式	648円	
		波マシン	1台	540円	
		センターピンスポットライト	1台	1,728円	
		カッタースポットライト	1台	648円	
		パーライト	1台	324円	
		ドラムマシン	1台	648円	
		ミラーボール	1台	432円	
		先玉	1台	162円	
		ローアホリゾンライト	1列	1,836円	
舞台設備	多目的ホール	大黒幕	一式	540円	
		中割幕	一式	540円	
		ピアノ	1台	4,320円	椅子付
		音響反射板	一式	2,160円	
		指揮者台	1台	216円	
	その他	金びょうぶ	1双	1,080円	
		平台	1枚	108円	
		演台	1台	324円	
	司会台	1台	324円		
	譜面台	1台	216円		
その他附属設備	体育館	体育館フロアシート	1枚	108円	
	その他	机	1台	54円	
		折り畳み椅子	1脚	21円	
		簡易ステージ	1台	108円	
		仮設電源	一式	2,160円	
		椅子	1脚	21円	
		展示パネル	1台	216円	
		白布	1枚	324円	
		窯	1個	5,658円	

備考 持込み器具による消費電力量に係る料金については、実費に相当する額として1区分1キロワットにつき216円を徴収する。この場合において、消費電力量が1キロワットに満たない場合は当該消費電力量を1キロワットとし、消費電力量に1キロワットに満たない端数がある場合は当該端数を1キロワットに切り上げるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市勤労者総合福祉センター条例施行規則の規定

は、この規則の施行の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金および同日以後の利用に係る同日前に納付すべき利用料金については、なお従前の例による。

秋田市雄和観光交流館条例施行規則および秋田市にぎわい交流館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第17号

秋田市雄和観光交流館条例施行規則および秋田市にぎわい交流館条例施行規則の一部を改正する規則

(秋田市雄和観光交流館条例施行規則の一部改正)

第1条 秋田市雄和観光交流館条例施行規則(平成16年秋田市規則第71号)の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「308円」に、「5,550円」を「5,708円」に改める。

(秋田市にぎわい交流館条例施行規則の一部改正)

第2条 秋田市にぎわい交流館条例施行規則(平成24年秋田市規則第36号)の一部を次のように改正する。

別表中

70円	72円
30円	31円
40円	42円
390円	401円
530円	545円
110円	113円
7,800円	8,023円
4,500円	4,628円
1,700円	1,749円
350円	360円
520円	535円
180円	185円
30円	31円
30円	31円
1,900円	1,954円
540円	556円
200円	206円
120円	124円
190円	195円
490円	504円
60円	62円
5,700円	5,863円
2,000円	2,057円
3,400円	3,498円
1,700円	1,749円
420円	432円
830円	854円
60円	62円
50円	51円
110円	113円
2,100円	2,160円

を

に

1,500円	1,543円
40円	42円
70円	72円
30円	31円
30円	31円
300円	308円
10円	10円
10円	10円
4,700円	4,835円
290円	299円
90円	92円
30円	31円
20円	21円
10円	10円
7,400円（ピアノ練習室において利用する場合にあっては、3,000円）	7,611円（ピアノ練習室において利用する場合にあっては、3,086円）
900円（ピアノ練習室において利用する場合にあっては、360円）	926円（ピアノ練習室において利用する場合にあっては、370円）
250円	258円
480円	494円
500円	515円

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の秋田市雄和観光交流館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金から適用し、同日前の使用に係る使用料（秋田市雄和観光交流館条例施行規則の一部を改正する規則（平成25年秋田市規則第29号）による改正前の秋田市雄和観光交流館条例施行規則第7条の規定による使用料をいう。以下この項において同じ。）および同日以後の利用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の秋田市にぎわい交流館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金および同日以後の利用に係る同日前に納付すべき利用料金については、なお従前の例による。

秋田市大森山動物園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第18号

秋田市大森山動物園条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市大森山動物園条例施行規則（平成17年秋田市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「午前11時から午後2時まで」を「午前10時から午後3時まで」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

（ビクターセンター無料区の開館時間）

第3条の2 条例第6条の3第2号の規則で定めるビクターセンター無料区の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

- (1) 第2条第1号に掲げる日 午前8時30分から午後5時まで
- (2) 第2条第2号に掲げる日 午前9時30分から午後3時30分まで

第4条中「正面ゲート広場およびふれあいランドお弁当広場」を「ふれあいランドお弁当広場、ピクニック広場およびビクターセンター前広場」に改める。

第5条第1項中「、イベント施設使用許可申請書（以下「許可申請書」という。）」を「大森山動物園イベント施設使用許可申請書（以下「イベント施設許可申請書」という。）を、条例第6条の2第1項の許可を受けようとする者は大森山動物園ビクターセンター無料区施設使用許可申請書（以下「無料区施設許可申請書」という。）」に改め、同条第2項中「許可申請書」を「イベント施設許可申請書および無料区施設許可申請書」に改める。

第6条中「許可申請書を受理した場合」を「イベント施設許可申請書又は無料区施設許可申請書の提出があったとき」に、「イベント施設使用許可書」を「大森山動物園イベント施設使用許可書又は大森山動物園無料区施設使用許可書」に改める。

第7条中「第6条第1項」の次に「又は条例第6条の2第1項」を加える。

附 則

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

秋田市公設地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第19号

秋田市公設地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市中央卸売市場業務条例施行規則（平成24年秋田市規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第59条関係）

種 別	金 額
卸売業者市場使用料	卸売場の面積1平方メートルにつき月額384円
仲卸業者市場使用料	仲卸売場の面積1平方メートルにつき月額459円
買荷保管積込所使用料	1平方メートルにつき月額96円
関連事業者市場使用料	甲 (A) 1平方メートルにつき月額918円
	(B) 1平方メートルにつき月額765円
乙	1平方メートルにつき月額612円

	丙	1平方メートルにつき月額535円
卸売業者事務所使用料		1平方メートルにつき月額382円
仲卸業者事務所使用料		1平方メートルにつき月額382円
倉庫使用料	甲	1平方メートルにつき月額459円
	乙	1平方メートルにつき月額382円
	丙	1平方メートルにつき月額235円
水産加工所使用料		1平方メートルにつき月額459円
青果共同加工センター使用料		1平方メートルにつき月額459円
事務室使用料		1平方メートルにつき月額229円
会議室使用料		1回（3時間以内）につき402円
駐車場使用料		1平方メートルにつき月額50円
空地使用料		1平方メートルにつき月額24円
電話設備使用料		1基につき月額362円
暖房使用料		1平方メートルにつき月額48円
運輸施設使用料		1平方メートルにつき月額306円

備考 消費税額および地方消費税額は、別途徴収するものとする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 改正後の秋田市公設地方卸売市場業務条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の市場施設の使用に係る市場使用料について適用し、同日前の市場施設の使用に係る市場使用料については、なお従前の例による。

秋田市文化会館の付属設備等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第20号

秋田市文化会館の付属設備等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市文化会館の付属設備等の使用料等に関する規則（昭和55年秋田市規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

付属設備等の使用料

品 名	区 分		金 額 (1回につき)	摘 要
		単 位		
舞台設備 大ホール	音響反射板	一式	3,170円	
	所作台	一式	4,760円	
	演壇	1台	300円	
	ひな壇	一式	2,110円	
	松羽目	一式	1,050円	
	竹羽目	一式	1,050円	
	花道用所作台	一式	520円	
	大迫り	1基	1,050円	
	小迫り	1基	520円	

小ホール	スライディンググステージ	1基	2,110円	
	オーケストラピット	1基	3,170円	
	オペラカーテン	1枚	520円	
	定式幕	1枚	300円	
	暗転幕	1枚	300円	
	スクリーン	1枚	520円	スクリーンのみ
	バック幕	1枚	300円	
	紗幕	1枚	300円	
	浅黄幕	1枚	300円	
	紅白幕	1枚	300円	
	大黒幕	1枚	300円	
	16m/m映写機	一式	3,170円	
	音響反射板	一式	1,900円	
	所作台	一式	2,740円	
共通	演壇	1台	300円	
	ひな壇	一式	1,260円	
	スクリーン	1枚	300円	スクリーンのみ
	大黒幕	1枚	200円	
	16m/m映写機	一式	1,580円	
	大太鼓	一式	300円	
	指揮者台A	1台	200円	1,210×910×303
	指揮者台B	1台	100円	750×910×150
	譜面台	1台	200円	指揮者用
	譜面台	1台	50円	奏者用
	譜面灯	1灯	20円	
	ピアノ用椅子	1脚	50円	単独使用の場合
	コントラバス用椅子	1脚	50円	
	平台	1台	100円	
金びょうぶ	1双	1,050円		
銀びょうぶ	1双	1,050円		
鳥の子びょうぶ	1双	1,050円		
毛せん	1枚	100円		
地がすり	1枚	520円		
長布団	1枚	50円		
上敷	1枚	50円		
演壇	1台	200円	司会用	
ピアノ	1台	8,470円	スタンウェイ	
ピアノ	1台	3,700円	ヤマハCF	
音響設備 大ホール	マイクエレベーター	1基	520円	マイクは別
	三点つり	1基	520円	マイクは別
	エコーマシンA	1台	520円	
	二連カセットテープレコーダー卓	一式	420円	テープは別
	CDプレーヤー	1台	200円	

小ホール	ステージスピーカー	1台	520円		照明設備	大ホール	持込み	1キロワットにつき	210円	1キロワット以下切上げ		
	サイドスピーカー	1台	520円				シーリングライト	1列	1,580円			
	はねかえりスピーカー	1台	300円				サイドフロントライト	一式	1,260円			
	モニター設備	一式	520円				フットライト	1列	620円			
	三点つり	1基	300円	マイクは別			花道フットライト	1列	300円			
	二連カセットテープレコーダー卓	一式	420円	テープは別			ボーダーライト	1列	840円			
	CDプレーヤー	1台	200円				第1 アッパーホリゾン トライト	1列	840円			
	ステージスピーカー	1台	520円				第2 アッパーホリゾン トライト	1列	1,050円			
	はねかえりスピーカー	1台	300円				ロアーホリ ゾン トライト	1列	1,050円			
	モニター設備	一式	520円				ライトタ ワー	1対	1,680円			
	共通	コンデンサーマイクA	1本	300円				ポータル タ ワー	1対	1,260円		
		コンデンサーマイクB	1本	420円				トーメン タル タ ワー	1対	1,680円		
		コンデンサーマイクC	1本	520円				コンダク ター ラ イ ト	1灯	840円		
		ダイナミックマイクA	1本	100円				クセノン ピン ス ポ ット	1台	1,580円		
		ダイナミックマイクB	1本	150円				小ホール	シーリング ラ イ ト	1列	840円	
		ダイナミックマイクC	1本	200円					サイドフ ロ ン ト ラ イ ト	一式	520円	
		ダイナミックマイクD	1本	300円					フットラ イ ト	1列	300円	
		ダイナミックマイクE	1本	520円					ボーダー ラ イ ト	1列	420円	
		エレクトレットコンデンサーマイク	1本	200円					アッパ ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト	1列	520円	
		ワイヤレスマイク	1c h	740円					ロアー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト	1列	300円	
マイクスタンド		1本	100円		ハロゲン ピン ス ポ ット	1灯	840円					
移動型スピーカー		1台	300円		スポット ラ イ ト	1灯	150円		1.5キロワット以上			
サブミキサー		1台	520円		スポット ラ イ ト	1灯	100円		1キロワット			
可搬型テープレコーダー		1台	420円	テープは別	スポット ラ イ ト	1灯	50円		0.5キロワット以下			
マルチコード12ch		一式	520円		共通	ハロゲン ソー ラー	1灯		300円	1.5キロワット以下		
エコーマシンB		1台	520円			パーラ イ ト	1灯		300円	1キロワット		
グラフィックイコライザー		1台	520円			ストリ ップ ラ イ ト	1本		50円	0.9メートルもの		

その他の備品	会議室等	カッタースポット	1灯	620円	
		ディスクマシン	一式	520円	灯体・先玉付
		ドラムマシン	1台	520円	
		スパイラルマシン	一式	520円	灯体・先玉付
		フィルムマシン	一式	520円	灯体・先玉付
		波エフェクトマシン	1台	520円	
		オーバーヘッドプロジェクター	一式	520円	
		グラスマシン	一式	520円	灯体・先玉付
		マルチストロボ	一式	520円	アンプ付
		ブラックライト	1灯	100円	
		ミラーボール	1台	300円	灯体別
		先玉・元玉	1個	100円	先玉・元玉の使用時
		プロジェクタースポット	1灯	300円	
		スライドキャリアマスク付プロジェクタースポット	一式	520円	
		星球	一式	520円	トランス付
		持込み	1キロワットにつき	210円	1キロワット以下切上げ
		予備電源使用料	1時間	530円	30KVA
		鳥の子びょうぶ	1双	520円	
		白布	1枚	300円	
		16m/m映写機	一式	520円	
オーバーヘッドプロジェクター	一式	300円			
スライド映写機	一式	300円			
拡声設備	一式	520円			
ワイヤレスマイク	1本	300円	電池は別		
カセットテープレコーダー	1台	200円	テープは別		
VTR	一式	1,050円	テープは別		
レーザーポインター	1個	1,260円			

コインロッカー	1個	100円	荷物を預け入れごと
展示用スポットライト	1個	20円	1日につき

備考 1回とは、条例の別表に定める午前、午後および夜間の区分のうち1区分を単位とした使用をいう。

附 則

- (施行期日)
- この規則は、平成26年4月1日から施行する。
  - (経過措置)
  - 改正後の秋田市文化会館の付属設備等の使用料等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市空き家等の適正管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第21号

秋田市空き家等の適正管理に関する条例施行規則 (趣旨)

第1条 この規則は、秋田市空き家等の適正管理に関する条例(平成26年秋田市条例第30号。以下「条例」という。)第15条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(立入調査)

第2条 条例第7条第1項に規定する立入調査(以下「立入調査」という。)を実施する職員は、防災等を所掌する課の職員をもってこれに充てる。この場合において、市長が必要と認めるときは、職員以外の者を同行させることができる。

2 市長は、職員に立入調査を実施させるに当たっては、あらかじめ所有者等に対し当該立入調査を実施する旨を通知するものとする。ただし、所有者等を確定できない場合は、この限りでない。

3 条例第7条第2項の身分を証明する書類は、身分証明書(様式第1号)とする。

(助言又は指導)

第3条 条例第8条の規定による助言又は指導は、空き家等の適正管理について(助言・指導)(様式第2号)により行うものとする。

(勧告)

第4条 条例第9条の規定による勧告は、空き家等の適正管理について(勧告)(様式第3号)により行うものとする。

(措置命令)

第5条 条例第10条の規定による命令は、空き家等の適正管理について(措置命令)(様式第4号)により行うものとする。

(公表の方法)

第6条 条例第11条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 秋田市公告式条例(昭和25年秋田市条例第26号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示
- インターネットの利用

(3) 前 2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法  
(公表に対する意見)

第7条 市長は、条例第11条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、空き家等適正管理に関する意見陳述機会の付与通知書(様式第5号)により、条例第10条の規定による命令を受けた者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、空き家等の適正管理に関する公表に対する意見書(様式第6号)により意見を述べなければならない。

(緊急安全措置)

第8条 条例第12条に規定する緊急安全措置は、空き家の屋根材、外壁等の落下、飛散等により、道路、公園等を利用する市民に危害を及ぼすおそれがある場合に行う次に掲げる措置とする。

- (1) シートでの覆い
- (2) 防護ネットの設置
- (3) 前 2号に掲げるもののほか、緊急安全措置として市長が必要と認める措置

2 市長は、空き家等が危険な状態にあり、これを放置することが公益に反すると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し早急に危険な状態を回避するための措置を求めるものとし、当該所有者等が早急にこれを行えない場合又は所有者等が不明な場合は、直ちに前項に規定する緊急安全措置を行うものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年 4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

(表面)

第 号

身 分 証 明 書

写真

所 属  
 職 名  
 氏 名  
 生年月日 年 月 日

上記の者は、秋田市空き家等の適正管理に関する条例(平成26年秋田市条例第30号)第7条の規定により立入調査を行う職員である。

年 月 日交付

秋田市長 印

(裏面)

秋田市空き家等の適正管理に関する条例(抜粋)

(立入調査)

第7条 市長は、空き家等の適正な管理のために必要な限度において、職員を必要な場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を証明する書類を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第2号(第3条関係)

第 号  
年 月 日

様  
秋田市長 印

空き家等の適正管理について(助言・指導)

秋田市空き家等の適正管理に関する条例(平成26年秋田市条例第30号。以下「条例」という。)第4条の規定により、空き家等の所有者等は、その所有等に係る空き家等が危険な状態にならないよう、自らの責任において当該空き家等を管理しなければならないことと定められています。

あなたが所有(管理・占有)する次の空き家等につきましては、調査の結果、危険な状態にあり、又は危険な状態になるおそれがありますので、速やかに必要な措置を講じられるよう条例第8条の規定により次のとおり助言・指導します。

なお、空き家等の所有(管理・占有)の状況等について事実と相違があり、もしくは変更が生じている場合又は既に必要な措置を施されている場合は、ご容赦願いますとともに、担当までご連絡くださるようお願いいたします。また、相当期間が経過した後もなお、空き家等が危険な状態にある場合は、条例第9条の規定により勧告を行います。

所有者等の氏名 および住所	
空き家等の所在地 および種別	
助言・指導の内容	

担当:

様式第3号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

様  
秋田市長 印

空き家等の適正管理について(勧告)

秋田市空き家等の適正管理に関する条例(平成26年秋田市条例第30号。以下「条例」という。)第8条の規定により、空き家等の適正管理について(助言・指導)( 年 月 日付け 第号)で通知しましたが、相当期間が経過してもなお、あなたが所有(管理・占有)する空き家等は、危険な状態のままとなっています。速やかに必要な措置を講じられるよう、条例第9条の規定により次のとおり勧告します。

なお、期限が経過した後もなお、空き家等が危険な状態にある場合は、条例第10条の規定により措置命令を行う場合があります。

所有者等の氏名 および住所	
空き家等の所在地 および種別	
勧告の内容	
期限	年 月 日

担当:

様式第4号（第5条関係）

秋田市達第	号
年 月 日	
様	
秋田市長	印
<p>空き家等の適正管理について（措置命令）</p> <p>秋田市空き家等の適正管理に関する条例（平成26年秋田市条例第30号。以下「条例」という。）第9条の規定により、空き家の適正管理について（勧告）（ 年 月 日付け 第 号）で勧告しましたが、期限が経過してもなお、あなたが所有（管理・占有）する空き家等は、危険な状態のままとなっています。速やかに必要な措置を講じられるよう、条例第10条の規定により次のとおり命令します。</p> <p>なお、期限が経過した後もなお、空き家等が危険な状態にある場合は、条例第11条の規定により、公表を行う場合があります。</p>	
所有者等の氏名 および住所	
空き家等の所在 地および種別	
措置命令の内容	
期限	年 月 日
<p>この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として、（訴訟において秋田市を代表する者は、秋田市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分について異議申立てをした場合には、これに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に当該訴えを提起することができます。</p>	
担当：	

様式第5号（第6条関係）

第	号
年 月 日	
様	
秋田市長	印
<p>空き家等の適正管理に関する意見陳述機会の付与通知書</p> <p>秋田市空き家等の適正管理に関する条例（平成26年秋田市条例第30号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定により、次のとおり意見を述べる機会の付与を行いますので、意見がある場合は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、別添の空き家等の適正管理に関する公表に対する意見書（様式第6号）に意見を記載して、提出してください。</p>	
件名	
予定される公表 の内容	
公表の原因とな る事実	
公表に対する意 見書の提出先お よび提出期限	提出先： 提出期限： 年 月 日
担当：	

様式第6号（第7条関係）

年 月 日	
<p>空き家等の適正管理に関する公表に対する意見書</p> <p>（宛先）秋田市長</p> <p style="text-align: right;">提出者 住所 氏名 電話番号</p> <p style="text-align: center;">（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、代表者印および電話番号）</p> <p>秋田市空き家等の適正管理に関する条例（平成26年秋田市条例第30号）第11条第2項の規定により、次のとおり意見を述べます。</p>	
件名	
公表の原因となる事 実についての意見	
その他当該事案の内 容についての意見	
証拠書類等の有無	有 ・ 無
<p>備考</p> <p>1 所定の欄に記載することができない場合は、別紙に記載し添付すること。</p> <p>2 証拠書類等を提出する場合は、添付すること。</p>	

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第22号

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則

（身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正）

第1条 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第5条第11項」を「第5条第10項」に、「同条第13項」を「同条第12項」に、「同条第14項」を「同条第13項」に、「同条第15項」を「同条第14項」に改め、同項第5号中「同条第10項に規定する共同生活介護（以下「共同生活介護」という。）又は同条第16項」を「又は同条第15項」に改める。

別表第5中

共同生活介護共同生活 援助 1月当たり	を	共同生活援助 1月当たり	に
---------------------------	---	-----------------	---

改める。

（知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正）

第2条 知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第5条第11項」を「第5条第10項」に、「同条第13項」を「同条第12項」に、「同条第14項」を「同条第13項」に、「同条第15項」を「同条第14項」に改め、同項第3号中「同条第13項」を「同条第12項」に改め、同項第5号中「同条第10項に規定する共同生活介護（以下「共同生活介

護」という。)又は同条第16項」を「又は同条第15項」に改める。

別表第5中

共同生活介護 共同生活援助 1月当たり	を	共同生活援助 1月当たり	に
---------------------------	---	-----------------	---

改める。

(秋田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第3条 秋田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年秋田市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第5条第22項」を「第5条第21項」に改める。

第15条の表第2号中「障害程度区分認定通知書」を「障害支援区分認定通知書」に改め、同表第7号中「障害程度区分変更認定通知書」を「障害支援区分変更認定通知書」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

秋田市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市規則第23号

秋田市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

秋田市職員安全衛生管理規則(昭和63年秋田市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第47条第1項の表第5号」を「第47条第1項の表第3号」に、「第5号の4まで、第7号から第10号まで、第12号から第14号までおよび第16号」を「第8号まで、第10号および第12号」に改め、同条第3号中「および市立秋田総合病院」を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市規則第24号

秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和32年秋田市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第7条中「、支度料については別表第4の左欄に掲げる職務の級をそれぞれ同表の右欄に掲げる職務および級に」を削り、「とする」を「とし、旅行雑費については旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料および査証手数料、外貨交換手数料、入出国税その他市長が別に定めるものの実費額によるものとする」に改める。

別表第4を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

秋田市民総合災害補償規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市規則第25号

秋田市民総合災害補償規則の一部を改正する規則

秋田市民総合災害補償規則(昭和61年秋田市規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表後遺障害給付金の項中「30,000円」を「40,000円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

地方独立行政法人市立秋田総合病院の業務運営ならびに財務および会計に関する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市規則第26号

地方独立行政法人市立秋田総合病院の業務運営ならびに財務および会計に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)の規定に基づき、地方独立行政法人市立秋田総合病院(以下「法人」という。)の業務運営ならびに財務および会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務方法書の記載事項)

第2条 法第22条第2項に規定する規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 法人の定款に規定する業務に関する事項
- (2) 業務委託の基準
- (3) 競争入札その他契約に関する基本的事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項

(中期計画の認可の申請)

第3条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中期計画(同項に規定する中期計画をいう。以下同じ。)の認可を受けようとするときは、当該中期計画の最初の事業年度の開始の日の30日前までに、当該中期計画を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項およびその理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(中期計画に記載する業務運営に関する事項)

第4条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設および設備に関する計画
- (2) 中期目標(法第25条第1項に規定する中期目標をいう。以下同じ。)の期間を超える債務の負担
- (3) 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法人の業務運営に関し必要な

## 事項

(年度計画の記載事項等)

第5条 年度計画(法第27条第1項に規定する年度計画をいう。以下同じ。)には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 法人は、年度計画を変更したときは、法第27条第1項後段の規定により、変更した事項およびその理由を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績報告)

第6条 法人は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会(以下「委員会」という。)の評価を受けようとするときは、当該事業年度の終了後3月以内に、年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を委員会に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

第7条 法第29条第1項に規定する中期目標に係る事業報告書には、当該中期目標に定められた項目ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標に係る業務の実績報告)

第8条 法人は、法第30条第1項の規定により中期目標の期間における業務の実績について委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標の期間の終了後3月以内に、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を委員会に提出しなければならない。

(特定の償却資産の指定等)

第9条 市長は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の規定による指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

(財務諸表)

第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(平成16年総務省告示第221号)に定めるキャッシュ・フロー計算書および行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表等の閲覧期間)

第11条 法第34条第4項の規則で定める期間は、5年とする。

(積立金の処分に係る承認の手続)

第12条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度(以下「期間最後の事業年度」という。)に係る法第40条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第4項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

- (1) 承認を受けようとする金額
- (2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表および当該期間最後の事業年度の損益計算書を添付しなければならない。

(納付金の納付の手続)

第13条 法人は、法第40条第6項に規定する残余があるときは、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに、同項の規定による納付金の計算書に当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

(納付金の納付期限)

第14条 前条の納付金は、市長が別に定める日までに納付しなければならない。

(短期借入金の認可の申請)

第15条 法人は、法第41条第1項ただし書又は同条第2項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入れを必要とする理由
- (2) 短期借入金の額
- (3) 借入先
- (4) 短期借入金の利率
- (5) 短期借入金の償還の方法および期限
- (6) 利息の支払の方法および期限
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第16条 法人は、法第44条第1項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下「処分等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 処分等に係る財産の内容および予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により処分等を行う場合にあっては、その適正な見積価額)
- (2) 処分等の条件
- (3) 処分等の方法
- (4) 法人の業務運営上支障がない旨およびその理由

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 法人の成立後最初の中期計画の認可の申請に係る第3条第1項の規定の適用については、同項中「当該中期計画の最初の事業年度の開始の日の30日前までに」とあるのは、「法人の成立後遅滞なく」とする。

秋田市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第27号

秋田市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

秋田市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例(平成26年秋田市条例第14号)の施行期日は、平成26年4月1日とする。

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第28号

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則（平成24年秋田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表中飯島地区コミュニティセンターの項、手形第一保育所の項および一つ森公園の項を削る。

附 則

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

教 委 規 則

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月20日

秋田市教育委員会 委員長 進 藤 光 子

秋田市教委規則第 1 号

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会行政組織規則（平成 3 年秋田市教委規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第27条第 2 項の表第 7 号中「教育研究所」を「学校給食センター 教育研究所」

に改め、同表中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、

Table with 4 columns: No., Position, Room, Description. Row 12: 12, 主査, 課所室等, 上司の命を受けて、課所室等の事務の一部を分担処理する。

Table with 4 columns: No., Position, Room, Description. Row 12: 12, 主査, 課所室等, 上司の命を受けて、課所室等の事務の一部を分担処理する。 Row 13: 13, 主任, 課所室等, 上司の命を受けて、課所室等の重要な事務を掌る。

改め、同条第 3 項中「前項の表第 1 号から第12号まで」を「前項の表第 1 号から第13号まで」に、「前項の表第13号および第14号」を「前項の表第14号および第15号」に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月20日

秋田市教育委員会 委員長 進 藤 光 子

秋田市教委規則第 2 号

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する規則

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則（平成11年秋田市教委規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 および別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 6 条関係）

中学校の各教科、道徳、特別活動および総合的な学習の時間の年間標準時数

Table with 4 columns: 教科等, 第 1 学年 年間 時間数, 第 2 学年 年間 時間数, 第 3 学年 年間 時間数. Rows include 国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術・家庭, 外国語, 道徳, 特別活動, 表現, 総合的な学習の時間, 年間総授業時数.

備考

- 1 この表の授業時数の 1 単位時間は、50分とする。
2 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
3 各学年においては、教科の授業時数から70を超えない範囲内の授業時間を減じ、文部科学大臣が定めるところにより中学校学習指導要領で定める選択教科の授業時数に充てることができる。ただし、各学年において、教科の授業時数から減ずる授業時数は、1教科当たり35を限度とする。

別表第 2（第 6 条関係）

高等学校の各教科・科目および標準単位数

Table with 7 columns: 教科等, 標準 単位数, 1 年, 2 年, 3 年, 備考. Rows include 国語 (国語総合, 現代文, 現代文B, 古典, 古典B, 国語表現II), 地理 (世界史A, 世界史B, 日本史A, 日本史B, 地理A, 地理B), 公民 (現代社会), 数学 (数学I, 数学II, 数学III, 数学A, 数学B), 理科 (物理基礎, 物理).

	化学基礎	2	2	③	②	
	化学	4			④	
	生物基礎	2		③		
	生物	4			④	
	地学基礎	2	2			
	学校設定科目 (化学演習)	2			②	
保健 体育	体育	7～8	3	2	2	
	保健	2	1	1		
芸術	音楽Ⅰ	2	①	①		
	音楽Ⅱ	2			②	
	美術Ⅰ	2	①	①		
	美術Ⅱ	2			②	
	書道Ⅰ	2	①	①		
外国語	コミュニケーション英語Ⅰ	3	4			
	英語Ⅱ	4			③	
	コミュニケーション英語Ⅱ	4		4		
	リーディング	4			4	
	ライティング	4			2	
	英語表現Ⅰ	2	2			
	英語表現Ⅱ	4		2～3		
家庭	家庭基礎	2	2			
	学校設定科目 (一般家庭)	2			②	
情報	社会と情報	2	1			
	学校設定科目 (情報処理探求)	3			③	
	学校設定教科(表現)		1	1		
	総合的な学習の時間 (郷土学・自分探求)		1	1～2	3	
	ホームルーム活動		1	1	1	
	単位数総計		34	34	34	

備考 ○は選択科目とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

秋田市社会教育委員の会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

秋田市教育委員会

委員長 進 藤 光 子

**秋田市教委規則第3号**

秋田市社会教育委員の会議規則の一部を改正する規則

秋田市社会教育委員の会議規則(昭和34年秋田市教委規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和34年」を「昭和34年秋田市」に、「第4条」を「第5条」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**農 委 規 則**

秋田市農業委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月20日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

**秋田市農業委員会規則第1号**

秋田市農業委員会規則の一部を改正する規則

秋田市農業委員会規則(昭和44年秋田市農業委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「および主査」を「、主査および主任」に改める。

第29条第6項中「事務局の事務を処理」を「、事務局の重要な事務の一部を分担処理」に改め、同条に次の1項を加える。

8 主任は、上司の命を受けて、事務局の重要な事務を掌る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**上下水道局管理規程**

秋田市上下水道局文書取扱規程をここに公布する。

平成26年3月20日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

**秋田市上下水道局管理規程第1号**

秋田市上下水道局文書取扱規程

秋田市上下水道局文書取扱規程(昭和57年秋田市水道事業管理規程第2号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 文書の配布(第8条—第10条)

第3章 文書の收受および処理(第11条—第20条)

第4章 文書の施行および発送(第21条—第24条)

第5章 文書の整理、保存および廃棄(第25条—第27条)

第6章 雑則(第28条・第29条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、上下水道局(以下「局」という。)における文書の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文書 事務の運営に必要な一切の文書、図画および電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)をいう。
- (2) 局長等 秋田市上下水道局分課および処務規程(昭和31年秋田市水道ガス局管理規程第1号。以下「処務規程」という。)第4条第1項に規定する局長およびこれに相当するものをいう。
- (3) 課等 処務規程第2条第1項に規定する課又はセンターおよびこれに相当するものをいう。

- (4) 課長等 課等の長およびこれに相当するものをいう。
- (5) 特殊文書 次に掲げる文書をいう。
- ア 書留、内容証明および配達証明の郵便物
- イ 電報
- ウ 現金、有価証券等が添付されている文書
- エ 訴訟および不服申立てに関する文書その他到達の日時が権利の得喪又は変更に関係のある文書
- オ アからエまでに掲げるもののほか、特別な取扱いを要する文書
- (6) 普通文書 特殊文書以外の文書をいう。
- (7) 起案文書 決裁を求めるために起案した文書をいう。
- (文書の取扱いの原則)

第3条 文書は、全て正確かつ迅速に取り扱い、常にその処理経過を明らかにし、事務が能率的に行われるように努めなければならない。

(総務課長の職務)

第4条 総務課長は、文書の取扱いの全般を総括するとともに、必要があると認めるときは、文書の取扱状況について調査を行い、その結果に基づいて主務課長等に対して必要な措置を求めることができる。

(課長等の職務)

第5条 課長等は、その課等における文書の取扱いを統括するとともに、常に文書の取扱状況を把握し、その所掌する事務が適正かつ円滑に処理されるよう努めなければならない。

(文書取扱主任および文書取扱補助員)

第6条 課等に文書取扱主任および文書取扱補助員を置く。

2 文書取扱主任は課長補佐(処務規程第4条第2項に規定する課長補佐およびこれに相当する職をいう。以下この項において同じ。)のうちから課長等が命ずる。ただし、課長補佐を置かない課等にあっては、課長補佐以外の職員から課長等が命ずる。

3 文書取扱補助員は、文書取扱主任以外の職員のうちから課長等が命ずる。

4 文書取扱補助員は、文書取扱主任の事務を補助し、文書取扱主任が不在のときは、その職務(次条第2号に掲げる事務を除く。)を代理する。

5 課長等は、文書取扱主任が不在のときは、文書の審査をしなければならない。

6 課長等は、文書取扱主任および文書取扱補助員を命じたときは、直ちにその職および氏名を総務課長に通知しなければならない。

(文書取扱主任の職務)

第7条 文書取扱主任は、課長等の命を受け、課等における次に掲げる事務を処理する。

- (1) 文書の收受、配布および発送に関すること。
- (2) 文書の審査に関すること。
- (3) 文書の整理および保存に関すること。
- (4) 文書の廃棄に関すること。
- (5) 文書事務の処理の促進および改善指導に関すること。
- (6) 秋田市情報公開条例(平成9年秋田市条例第39号)および秋田市個人情報保護条例(平成17年秋田市条例第11号)の規定による開示等の請求に係る文書の特定に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、課等における文書の処理に関すること。

第2章 文書の配布

(普通文書の仕分および配布)

第8条 局に送達された普通文書は、総務課において配布先の仕分をし、配布棚を用いて名宛ての課等に配布するものとする。

(特殊文書の配布)

第9条 本市に送達された特殊文書は、特殊文書件名簿により配布する。

(2以上の課等に関係のある文書等の配布)

第10条 2以上の課等に関連する文書は、最も密接な関係を有する課等に配布する。

2 所掌する課等が明らかでない文書は、その内容を確認の上、総務課長が指定する課等に配布する。

第3章 文書の收受および処理

(文書の收受)

第11条 前章の規定により配布された文書および持参その他特別な理由により課等において直接受け取った文書は、直ちに次により收受しなければならない。

(1) 配布された文書および課等において直接受け取った文書が普通文書である場合は、文書件名簿に必要事項を記載すること。

(2) 配布された文書および課等において直接受け取った文書が特殊文書である場合は、特殊文書件名簿に必要事項を記載すること。

(3) 文書の余白に收受印を押印すること。

2 前項の規定にかかわらず、常例により取り扱う証明願、申込書、届書、許認可申請書等の文書については、一定の帳簿により收受することができる。

3 図書印刷物(定期又は不定期の刊行物をいう。)およびその内容が簡易な文書については、收受を省略することができる。

4 親展文書(内容を受信者以外の者に秘するため、「親展」、「秘」又はこれに類する用語の表示をした封書をいう。)については、未開封のまま名宛人に配布するものとする。

(收受印)

第12条 前条第1項第3号に規定する收受印の様式は、別記様式のとおりとする。

(電子メール等の取扱い)

第13条 電子メール等により到達した電磁的記録は、その内容が、受信した課等の所管に属するもので、当該課長等が文書として処理することが必要であると認めるものは、速やかに当該電磁的記録を紙に出力し、これを收受しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の電磁的記録の内容が課等において供覧又は回覧により処理できると認められるものについては、当該電磁的記録の紙への出力および收受を省略することができる。

(文書の処理)

第14条 收受した文書は、課長等に提示して指示を受け、速やかに主務者に配布しなければならない。

2 主務者は、配布された文書を速やかに処理しなければならない。ただし、その処理に当たっては、次の各号のいずれかに該当する文書は、先に上司に供覧し、意見等を求めた後に処理するものとする。

(1) 重要な文書で、その処理について上司の指示又は承認を必要とするもの

(2) 事務の性質上その処理に長期の期日を必要とするもの

(3) 他の課等に関係のある重要なものと認めるもの

(文書記号および文書番号)

第15条 文書記号は、総務課長が指定した記号を用いるものとする

る。

2 特殊文書は、文書記号の後に「特」の文字を付するものとする。

3 文書番号は、会計年度による一連番号とする。この場合において、事案が完結するまで収受および発送を通じて同一番号を用いるものとし、過年度に属する文書番号を用いるときは、文書記号の前に当該過年度の数を算用数字で表記し、付するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、軽易な文書は、文書番号を省略し、「号外」として施行することができる。

(公示令達番号等)

第16条 管理規程、訓令、告示および令達の番号は、暦年による一連番号とする。

2 前項の番号は、総務課において付する。

(起案文書の作成要領)

第17条 起案文書は、起案様式を用い、次に掲げる事項に留意して作成するものとする。ただし、軽易な事案に係るものについては、付箋又は文書の余白を利用して処理することができる。

(1) 局における経緯も含めた意思決定に至る過程ならびに局の事務および事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書を作成すること。

(2) 起案の趣旨および起案に至るまでの経過の要旨等を明確にするため、起案要旨を記載すること。

(3) 関係書類および関係法令その他当該事案を理解するために必要な資料を添付すること。

(4) 急施を要する文書、秘密に属する文書その他の施行について特殊な取扱いを要する文書は、起案様式の施行上の取扱いの欄にその旨を記載すること。

(決裁区分)

第18条 起案様式の決裁区分の欄には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める決裁区分を記載しなければならない。

(1) 市長の決裁を受けるもの 甲

(2) 管理者の決裁を受けるもの 乙

(3) 局長等の決裁を受けるもの 丙

(4) 課長等の決裁を受けるもの 丁

(起案文書の持ち回り)

第19条 重要な事案で即決を要するもの又は特殊な理由のある事案は、課長等又は主務者がその起案文書を携帯し、決裁を受けるものとする。

(合議)

第20条 2以上の課等に関連する事案に係る起案文書は、関係する課等に合議しなければならない。

2 課等は、前項の規定による合議を受けたときは、速やかにこれを処理し、調査その他の理由により処理の日時を要するときは、その旨を起案者に通知しなければならない。

3 課等は、第1項の規定による合議を受けた事案について疑義又は異論があるときは、起案した課等と協議し、なお協議が整わないときは、上司の指示を受けなければならない。

4 起案した課等は、合議した事案の内容に重要な変更を伴い決裁を受けたとき、又は合議した事案が廃案になったときは、関係する課等に通知するとともに、その旨を記録しなければならない。

第4章 文書の施行および発送

(決裁を終えた起案文書の取扱い)

第21条 決裁を終えた起案文書のうち、施行を要するものは、主

務者が浄書し、決裁の年月日を記入し、決裁文書との照合を受けた上で、速やかに施行の取扱いをしなければならない。

(発信者名)

第22条 発送する文書は、管理者その他の権限を有する者(以下「管理者等」という。)の名を用いなければならない。ただし、軽易な文書については、管理者等以外の者のうち、適当と認める者の名を用いることができる。

2 局長等又は課長等は、主管事務を処理するための軽易な文書に限り、局長等名又は課長等名をもって発送することができる。

3 局内文書の発信者名には、職名を用いるものとする。

(公印)

第23条 施行する文書には、公印を押印しなければならない。ただし、次の掲げる文書については、これを省略することができる。

(1) 実施機関(秋田市公文書管理条例(平成24年秋田市条例第58号)第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。)宛てに発する文書(許可、許可等の処分に関する文書、権利義務の発生に係る文書その他課長等が特に重要と認める文書を除く。)

(2) 実施機関以外のもの宛てに発する軽易な往復文書、書簡文書および挨拶文書

(文書の発送)

第24条 文書の発送は、原則として主務課等において行うものとする。

2 文書の発送に郵便切手類を用いるときは、郵便切手類受払簿に記載しなければならない。

3 前条各号に掲げる文書は、ファクシミリ、総合行政ネットワーク(地方公共団体を相互に接続する行政専用の情報通信ネットワークをいう。)、電子メール等により発送することができる。

第5章 文書の整理、保存および廃棄

(文書の整理)

第25条 文書の整理について必要な事項は、別に定める。

(文書の保存)

第26条 文書の保存については、秋田市公文書管理規程(平成26年秋田市訓令第1号)の例による。

(文書の廃棄)

第27条 秘密等に属する文書で廃棄するものは、焼却又はその部分の細断その他の適切な措置を講じなければならない。

第6章 雑則

(文書件名簿等の様式)

第28条 この規程において規定する文書件名簿その他の様式は、別に定める。

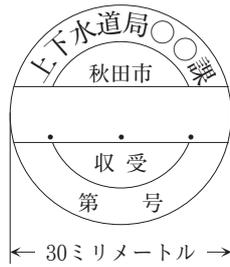
(委任)

第29条 この規程に定めるもののほか、文書の取扱いについては、秋田市文書取扱規程(平成26年秋田市訓令第2号)および公文書に関する規程(昭和48年秋田市訓令第12号)の例による。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式（第12条関係）



秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年 3月20日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

秋田市上下水道局管理規程第 2 号

秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局分課および処務規程（昭和31年秋田市水道ガス局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表お客様センターの項中「管理係 計量係」を「管理係」に改め、同表維持管理課の項中「維持管理課」を「水道維持課」に、「水道漏水防止係 下水道維持係 下水道設備係」を「漏水防止係」に改め、同表下水道建設課の項中「下水道建設課」を「下水道整備課」に、「汚水整備係 雨水整備係」を「下水道整備第一係 下水道整備第二係 下水道維持係」に改め、同表下水道施設課の項中「維持係」を「維持係 設備係」に改め、同条第 2 項中「センターおよび」を削り、同項の表お客様センターの項を削る。

第 3 条第 1 項維持管理課の項中「維持管理課」を「水道維持課」に改め、第 8 号および第 9 号を削り、第 10 号を第 8 号とし、同項下水道建設課の項中「下水道建設課」を「下水道整備課」に改め、同項に次の 2 号を加える。

- (6) 下水道管きょ（農業集落排水施設に係るものを含む。）の維持管理に関すること。
- (7) 下水道管きょへの物件設置等に関すること。

第 3 条第 1 項下水道施設課の項第 1 号中「処理場」の次に「ならびに下水ポンプ場等」を加え、同条第 2 項を削り、同条第 3 項を同条第 2 項とする。

第 4 条第 2 項の表に次のように加える。

14	主任	局、課等および係	上司の命を受けて、局、課等又は係の重要な事務を掌る。
----	----	----------	----------------------------

第 8 条中「昭和57年水道事業管理規程第 2 号」を「平成26年秋田市上下水道局管理規程第 1 号」に改める。

附 則  
(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年 4月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成26年 3月31日において、次の表の左欄に掲げる職を命じられていた職員は、別に辞令を発せられないときは、同年 4月 1 日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる職に命じられたものとする。

	左欄	右欄
	維持管理課長	水道維持課長

維持管理課長補佐	水道維持課長補佐
維持管理課副参事	水道維持課副参事
維持管理課水道維持係長	水道維持課水道維持係長
維持管理課管路情報係長	水道維持課管路情報係長
維持管理課水道漏水防止係長	水道維持課漏水防止係長
維持管理課下水道維持係長	下水道整備課下水道維持係長
維持管理課下水道設備係長	下水道施設課設備係長
維持管理課主席主査	水道維持課主席主査
維持管理課主査	水道維持課主査
下水道建設課長	下水道整備課長
下水道建設課参事	下水道整備課参事
下水道建設課副参事	下水道整備課副参事
下水道建設課下水道計画係長	下水道整備課下水道計画係長
下水道建設課汚水整備係長	下水道整備課下水道整備第一係長
下水道建設課雨水整備係長	下水道整備課下水道整備第二係長
下水道建設課主席主査	下水道整備課主席主査
下水道建設課主査	下水道整備課主査

3 平成26年 3月31日において、次の表の左欄に掲げる課に勤務を命じられていた職員は、別に辞令を発せられないときは、同年 4月 1 日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる課に勤務を命じられたものとする。

	左欄	右欄
	維持管理課	水道維持課
	下水道建設課	下水道整備課

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年 3月26日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

秋田市上下水道局管理規程第 3 号

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の規定中「様式第15号」を「様式第13号」に改める。

- (1) 秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第22号）第11条第 3 項
- (2) 秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第23号）第11条第 3 項
- (3) 秋田市個別排水処理施設整備事業分担金徴収条例施行規程（平成22年秋田市上下水道局管理規程第 3 号）第 4 条第 3 項
- (4) 秋田市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程（平成22年秋田市上下水道局管理規程第 4 号）第 8 条第 3 項

附 則  
この規程は、平成26年 4月 1 日から施行する。

秋田市下水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年 3月26日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

秋田市上下水道局管理規程第 4 号

秋田市下水道条例施行規程の一部を改正する規程  
 様式第13号中「ならびに農業集落排水事業の農業集落排水施設  
 使用料および分担金ならびに個別排水処理施設使用料および分担  
 金」を「、農業集落排水事業分担金ならびに個別排水処理施設整  
 備事業分担金」に、「もしくは検査」を「、検査もしくは検索」  
 に、「ならびに農業集落排水施設使用料および分担金ならびに個  
 別排水処理施設使用料および分担金」を「、農業集落排水事業分  
 担金ならびに個別排水処理施設整備事業分担金」に、「ただちに」  
 を「直ちに」に改める。

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程をここに公布  
 する。

平成26年 3月27日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

秋田市上下水道局管理規程第 5 号

秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程 3  
 号）の一部を次のように改正する。

第22条第 1 項中「管理者」を「主管課所長（以下「課長等」と  
 いう。）」に改める。

第23条および第30条中「管理者」を「課長等」に改める。

第32条の見出しを「（不納欠損）」に改め、同条中「振替伝票」  
 を「管理者に報告するとともに振替伝票」に改める。

第33条第 1 項中「管理者」を「総務課長」に改める。

第36条第 1 項中「管理者」を「所定」に改める。

第57条中「行なう」を「行う」に改め、同条第 2 号「器具」を  
 「消耗工具、器具」に改める。

第61条第 1 項中「総務課長が行なう」を「課長等が行う」に改  
 め、同条第 2 項中「総務課長」を「課長等」に、「管理者」を  
 「所定」に改める。

第63条中「総務課長」を「課長等」に、「引渡」を「引渡し」  
 に改める。

第74条第 1 項中「管理者」を「所定」に改め、同条第 2 項中  
 「出納具」を「出納具は」に改める。

第85条各号を次のように改める。

(1) 有形固定資産

ア 土地

イ 建物および附属設備

ウ 構築物

エ 機械及び装置ならびにその他の附属設備

オ 自動車その他の陸上運搬具

カ 工具、器具及び備品（耐用年数が 1 年以上かつ取得価格  
 が10万円以上のものに限る。）

キ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース  
 物件の借主である資産であって、当該リース物件がイから  
 へまでに掲げるものである場合に限る。）

ク 建設仮勘定（イからかまでに掲げる資産であって、事業  
 の用に供するものを建設した場合における支出した金額お  
 よび当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

ケ 有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべき  
 もの

(2) 無形固定資産

ア 水利権

イ 借地権

ウ 地上権

エ 特許権

オ 施設利用権

カ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース  
 物件の借主であって、当該リース物件がイからオまでに掲  
 げるものである場合に限る。）

キ その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産  
 とすべきもの

(3) 投資

ア 投資有価証券（1 年内（当該事業年度の末日の翌日から  
 起算して 1 年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証  
 券を除く。）

イ 出資金

ウ 長期貸付金

エ 基金

オ その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する  
 資産とすべきもの

カ 有形固定資産もしくは無形固定資産、流動資産又は繰延  
 資産に属しない資産

第88条第 1 項中「総務課長」を「課長等」に改め、「の各号」  
 を削り、「管理者」を「所定」に改める。

第89条中「総務課長」を「課長等」に改め、「の各号」を削る。

第90条第 1 項中「課長」を「課長等」に改め、「の各号」を削  
 り、「管理者」を「所定」に改める。

第94条中「総務課長」を「課長等」に改める。

第95条の見出しを「（所管替え）」に改め、同条中「所管替」を  
 「所管替え」に、「に合議しなければ」を「の決裁を受けなければ」  
 に改める。

第98条第 1 項「総務課長」を「課長等」に改め、「の各号」を  
 削り、「管理者」を「所定」に改める。

第99条第 1 項中「総務課長」を「課長等」に改め、「管理者」  
 を「所定」に改める。

第100条第 1 項中「採用品」を「再用品」に改める。

第103条第 1 項中「第 8 条第 3 項」を「第15条第 3 項」に、「行  
 なおう」を「行おう」に改め、同条第 2 項中「第 8 条第 2 項の規  
 定により」を「第15条第 2 項の規定による」に改め、同条第 3 項  
 中「第 8 条第 1 項」を「第15条第 1 項」に改める。

第106条を次のように改める。

（決算整理）

第106条 総務課長は、毎事業年度経過後速やかに振替伝票によ  
 り、次に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。

(1) 実地たな卸に基づくたな卸資産の修正

(2) 固定資産の減価償却

(3) 繰延収益の償却

(4) 資産の評価

(5) 引当金の計上

(6) 収入未済のもの欠損処分による修正

(7) 損益勘定の整理

(8) 仮勘定の整理

(9) その他必要な事項

第108条第 1 項中「の各号」を削り、同項第 1 号を次のように  
 改める。

(1) 決算報告書

第108条第 2 項中「収益費用明細書」を「キャッシュ・フロー

計算書、収益費用明細書」に改める。

第112条第1項中「管理者」を「所定」に改める。

第116条中「施行規則第11条の規定による」を削る。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1

勘 定 科 目 表

収益勘定

款	項	目	節	説明
水道事業 収益				
	営業収益			主たる営業活動から生ずる収益
		給水収益		水道料金
		受託工事収益		給水工事による受託工事収益および工事手数料
		その他営業収益		
		広告料	広告料金	
		手数料	証明手数料等	
		延滞金		
		雑益		
		貯蔵品売却収益		給水装置の新設又は修繕等に使用する器具、材料の販売代金
		下水道使用料徴収事務委託料		
		農業集落排水施設使用料徴収事務委託料		
		小規模水道水道料金徴収事務委託料		
		個別排水処理施設使用料徴収事務委託料		
	営業外収益			金融および財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益
		受取利息		

及び配当金		
	預金利息	
	基金利息	
	貸付金利息	
	有価証券利息	
	配当金	
他会計補助金		収益的支出を負担することを目的とする他会計からの繰入金で返済を要しないもの
補助金		
長期前受金戻入		法施行規則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益として整理するもの
	受贈財産評価額	
	補助金	
	負担金および寄附金	
	その他資本剰余金	
	雑収益	
	不用品売却収益	不用品の売却代金
	その他雑収益	
特別利益		当年度の経常的収益から除外すべき収益
	固定資産売却益	固定資産の売却価額が、当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額
	過年度損益修正益	前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの
	その他特別利益	



			金、見舞金等				引当金繰入額	
		受水費	他都市から供給を受ける原水および浄水の受水に要する費用				路面復旧費	
		厚生費	医務、衛生、保健、文化、体育、慰安等に要する費用				動力費	
		交通費					薬品費	
		工事請負費					材料費	
		手数料					補償費	
		その他引当金繰入額	法施行規則第22条の規定により引き当てるその他引当金として計上するための繰入額				厚生費	
		雑費					交通費	
	配水費		配水池、配水管、その他浄水の配水に係る設備費および維持費				工事請負費	
		給料					手数料	
		手当等					その他引当金繰入額	
		賞与引当金繰入額					雑費	
		賃金				給水費		給水装置に附属する量水器その他の設備の維持および作業に要する費用
		法定福利費						
		法定福利費引当金繰入額						
		旅費						
		被服費						
		備消耗品費						
		燃料費						
		光熱水費						
		印刷製本費						
		会議費						
		通信運搬費						
		委託料						
		賃借料						
		修繕費						
		修繕引当金繰入額						
		特別修繕						





売却損		却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額
減損損失		事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額
災害による損失		災害による巨額の臨時損失
過年度損益修正損		前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの
その他特別損失		

資産勘定

款	項	目	節	説明
固定資産				
	有形固定資産			土地、建物、構築物、機械、器具および備品等
		土地		事業敷地および公舎敷地、運動場等の経営附属用土地であり、土地の取得に関して要した費用、買収費、買収手数料、整地費および測量費の合計額
			事務所用地	本庁舎用地等もっぱら事務所のために用いる土地
			施設用地	浄水場用地等施設のために用いる土地（施設に附属する事務所の用地を含む。）

	その他土地	
建物		事務所、作業場、倉庫、車庫のほか公舎その他経営附属用建物
	事務所用建物	本庁舎、営業所等もっぱら事務所の用に供されている建物
	施設用建物	取水、貯水、浄水、配水等の作業施設の用に供されている建物
	その他建物	
建物減価償却累計額		
構築物		貯水池、浄水池、トンネルその他土地に定着する土木施設又は工作物
	原水および浄水設備	取水から沈でん、濾過を経て、浄水を終るまでの作業用設備
	配水設備	
	その他構築物	
構築物減価償却累計額		
機械及び装置		機械、装置およびコンベヤ等の運搬設備ならびにこれらの附属品
	電気設備	電動機、変圧器および所内配電設備
	内燃設備	自家発電のための内燃設備
	ポンプ設備	ポンプおよびこれに直結し、分離しがたい電動機等の電機設備

		塩素減菌設備	塩素投入装置等塩素減菌のための設備			水利権		河川法（昭和39年法律第167号）第23条に規定する権利
		量水器	直接需用者の用に供している量水器用計器			借地権		土地の上に設定された民法（明治29年法律第89号）第601条に規定する権利
		その他機械装置				地上権		民法第265条に規定する権利
		機械及び装置減価却累計額				施設利用権		
		車両運搬具	自動車、その他の陸上運搬具			リース資産		無形固定資産（営業権を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
		車両運搬具減価却累計額				投資その他の資産		
		工具、器具及び備品	機械及び装置の附属設備に含まれない器具および電話設備、金庫、机等の備品			投資有価証券		金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条に規定する有価証券で投資の目的をもって所有するもの
		工具、器具及び備品減価却累計額				出資金		
		リース資産	有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産			長期貸付金		
		リース資産減価却累計額				貸倒引当金		長期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
		建設仮勘定	有形固定資産の建設又は改良のため支出した工事費			基金		基金設置条例に基づき、特定預金等の形態で保有するもの
		その他有形固定資産				長期前払消費税		
		その他有形固定資産減価却累計額				その他投資		上記以外の投資の性質を有するもの
	無形固定資産		有価取得した水利権、地上権、特許権、施設利用権等			減価償却累計額		投資その他の資産に係る減価償却累計額

流動資産			
現金・預金			
	現金		現金、当座預金、支払期限の到来した公社債の利札、小切手、郵便為替、証書および郵便振替貯金証書等
	預金		貸借対照表日から起算して1年内に期限が到来する定期預金および普通預金等
未収金			
	営業未収金		営業活動に係る収益の未収入額
	営業外未収金		
	その他未収金		固定資産売却代金等上記以外の未収金
貸倒引当金			未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
有価証券			一時的所有を目的とする有価証券
貯蔵品			いまだ使用に供されていない材料ならびに工具、器具および備品
	消耗品		文具、用紙等の事務用品、燃料、薬品等
	工具、器具および備品		
	材料		金属材料、木材等
	量水器		貯蔵中の量水器
短期貸付金			
前払費用			前払賃借料、前払利息等一定の契約に従

				い継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価で貸借対照表日から起算して1年以内に費用になるもの
	前払金			物品の購入、工事の請負等に際して前払された金額で前払費用に属していないもの
	その他流動資産			
		仮払消費税及び地方消費税		
		その他流動資産		

負債勘定

款	項	目	節	説明
固定負債				
	企業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債		建設改良費等（建設もしくは改良に要する経費又は地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）第12条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費をいう。以下同じ。）の財源に充てるために発行する企業債（1年内に償還期限の到来するものを除く。）
		その他の企業債		建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業

			債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）		定負債			定負債
他会計借入金					流動負債			借入金等で貸借対照表日から起算して1年以内に返還又は支払を要するもの
	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金		建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）		一時借入金			
	その他の長期借入金		建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）		企業債			
						建設改良費等の財源に充てるための企業債		1年以内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債
						その他の企業債		1年以内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債
リース債務			ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年以内に支払期限の到来するものを除く。）		他会計借入金			
引当金						建設改良費等の財源に充てるための長期借入金		1年以内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
	退職給付引当金		将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額（1年以内に使用される見込みのものを除く。）			その他の長期借入金		1年以内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
	特別修繕引当金		数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（1年以内に使用される見込みのものを除く。）		リース債務			1年以内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務
	その他引当金				未払金			特定の契約等によりすでに確定している短期的債務でまだその支払を終わらないもの
その他固			上記以外の固					

	営業未払金		営業活動に係る通常の取引により発生する未払金		賞与引当金		見込みのもの 翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金
	その他未払金		固定資産等購入代金の未払額、償還期限経過後の企業債の未償還額等上記以外の未払金		法定福利費引当金		翌事業年度に支払う法定福利費のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金
未払費用			未払利息、未払賃借料等一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合すでに提供を受けた役務の対価の未払額		修繕引当金		企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金
前受金			契約等により既に受け取った対価のうち、いまだその債務の履行を終わらないもの		特別修繕引当金		数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち1年内に使用される見込みのもの
	営業前受金		前受水道料金、前受受託給水工事代金等主たる営業活動に係る収益の前受額		その他引当金		
	その他前受金		固定資産売却代金等上記以外の収入の前受額		その他流動負債		預り金、預り有価証券等上記以外の流動負債
前受収益			前受利息、前受賃貸料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務の対価の前受額		仮受消費税及び地方消費税		
					その他流動負債		
引当金				繰延収益			
	退職給付引当金		将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額のうち1年内に使用される		長期前受金		償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合にお

				けるその交付を受けた金額に相当する額および償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金金額			金	に充てるための寄付金および建設又は改良工事のための負担金並びに給水装置の新設又は改造から生ずる加入金
	長期前受金収益化累計額						その他資本剰余金	
					利益剰余金			
						減債積立金		企業債の償還に充てるため積み立てた額
						利益積立金		欠損金をうめるために積み立てた額
						建設改良積立金		建設又は改良のために積み立てた額
						その他積立金		
						当年度未処分利益剰余金（当年度未処分欠損金）		当年度末における繰越利益剰余金（繰越欠損金）の額に当年度の純利益（純損失）の金額を加減した額
						繰越利益剰余金年度末残高（繰越欠損金年度末残高）		前年度未処分利益剰余金（前年度未処分欠損金）の額から前年度利益剰余金処分額（前年度欠損金処理額）を控除して得た繰越利益剰余金（繰越欠損金）の額
						当年度純利益（当年度純損失）		当年度の損益取引の結果発生した純利益（純損失）
資本勘定								
款	項	目	節	説明				
資本金								
	資本金							
		固有資本金		企業開始の時（法適用の時）における引継資本金の額				
		出資金		他会計からの出資金の額				
		組入資本金		剰余金から資本金に組み入れた額				
剰余金								
	資本剰余金							
		再評価積立金		法施行令附則第11項及び第12項の規定により資産の再評価を行った場合における再評価価額から再評価以前の帳簿価額を控除した額				
		受贈財産評価額		償却資産以外の固定資産の贈与を受けた財産の評価額				
		補助金						
		負担金および寄付		建設又は改良に要する資金				

別表第 2

勘 定 科 目 表

収益勘定

款	項	目	節	説明
下水道事業収益				
	営業収益			主たる営業活動から生ずる収益
		下水道使用料		
		他会計負担金		
		受託事業収益		
			受託工事収益	
			その他受託事業収益	
	その他営業収益			
		手数料	証明手数料等	
		雑収益		
		農業集落排水施設維持管理業務委託料		
		個別排水処理施設維持管理業務委託料		
	営業外収益			金融および財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益
		受取利息及び配当金		
			預金利息	
			基金利息	
			貸付金利息	
			有価証券利息	
			配当金	
	他会計負担金			
	他会計補助金			

	補助金			
	長期前受金戻入			法施行規則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益として整理するもの
		受贈財産評価額		
		負担金		
		寄附金		
		補助金		
		その他資本剰余金		
	雑収益			
		有価証券売却収益		
		不用品売却収益	不用品の売却代金	
		その他雑収益		
	特別利益			当年度の経常的収益から除外すべき収益
		固定資産売却益		固定資産の売却価額が、当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額
		過年度損益修正益		前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの
		その他特別利益		
		その他特別利益		
		長期前受金戻入		

費用勘定

款	項	目	節	説明
下水道事業費用				
	営業費用			主たる営業活動から生ずる費用
		管渠費		管渠の維持管理に要する費用

	給料	職員の本給	金繰入額	して計上する ための繰入額
	手当等	職員の扶養、 暫定、期末、 時間外勤務お よび特殊作業 等の諸手当	特別修繕 引当金繰 入額	特別修繕引当 金として計上 するための繰 入額
	賞与引当 金繰入額	賞与引当金と して計上する ための繰入額	動力費	機械装置等の 運転に必要な 電力料および 燃料費
	賃金	臨時職員およ び人夫の賃金	薬品費	汚水の沈澱お よび滅菌に要 する薬品費
	法定福利 費	事業主負担の 健康保険料、 厚生年金保険 料、失業保険 料、労災保険 料および労務 災害補償費等	厚生福利 費	医務、衛生、 保健、文化、 体育、慰安等 に要する費用
	法定福利 費引当金 繰入額	法定福利費引 当金として計 上するための 繰入額	工事請負 費	
	旅費	旅費に関する 条例等に基づ いて職員等に 支給する旅費	補償費	補償金、賠償 金、見舞金等
	被服費	被服貸与規程 に基づいて職 員に貸与する 被服の購入費	材料費	有形固定資産 等の維持修繕 に要する諸材 料費
	備消耗品 費	事務および工 事用消耗品費	路面復旧 費	下水道管の修 理等による道 路法に定めら れた道路の修 繕費
	燃料費	工業用、自動 車用および採 暖用燃料費お よび炊事用薪 炭費	賃借料	借地料、借家 料、自動車借 上料等
	光熱水費	電気料金、ガ ス料金等	印刷製本 費	文書、図面、 帳簿等の印刷 費および伝票、 帳簿等の製本 費
	食糧費	会議のための 茶菓子、弁当 代等	保険料	事業用財産に 対する損害保 険料
	通信運搬 費	はがき、郵便 切手、電信電 話料、運送料 等	負担金	関係団体の会 費負担金、維 持管理負担金 等
	委託料	施設維持管理 業務委託、保 守点検委託料 等	公課金	自動車重量税 等
	修繕費	有形固定資産 等の維持修繕 に要する費用	手数料	クリーニング 料等
	修繕引当	修繕引当金と	その他引 当金繰入 額	法施行規則第 22条の規定 により引き当 てるその他引 当金として計

		上するための 繰入額			管理に要する 費用
	雑費			給料	
ポンプ場 費		中継ポンプ場 の維持管理に 要する費用		手当等	
	給料			賞与引当 金繰入額	
	手当等			賃金	
	賞与引当 金繰入額			法定福利 費	
	賃金			法定福利 費引当金 繰入額	
	法定福利 費			旅費	
	法定福利 費引当金 繰入額			被服費	
	旅費			備消耗品 費	
	被服費			燃料費	
	備消耗品 費			光熱水費	
	燃料費			食糧費	
	光熱水費			通信運搬 費	
	食糧費			委託料	
	通信運搬 費			修繕費	
	委託料			修繕引当 金繰入額	
	修繕費			特別修繕 引当金繰 入額	
	修繕引当 金繰入額			動力費	
	特別修繕 引当金繰 入額			薬品費	
	動力費			厚生福利 費	
	薬品費			工事請負 費	
	厚生福利 費			補償費	
	工事請負 費			材料費	
	補償費			路面復旧 費	
	材料費			賃借料	
	路面復旧 費			印刷製本 費	
	賃借料			保険料	
	印刷製本 費			負担金	
	保険料			公課金	
	負担金			手数料	
	公課金			その他引 当金繰入 額	
	手数料			雑費	
	その他引 当金繰入 額			受託事業 費	排水設備の新 設又は修繕等 の受託工事に 要する費用
	雑費			給料	
処理場費		処理場の維持			







	工具、器具及び備品	機械及び装置の附属設備に含まれない器具および電話設備、金庫、机等の備品			形固定資産		
	工具、器具及び備品減価償却累計額				投資その他の資産		
	リース資産	有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産			投資有価証券		金融商品取引法第2条に規定する有価証券で投資の目的をもって所有するもの
	リース資産減価償却累計額				出資金		
	建設仮勘定	有形固定資産の建設又は改良のため支出した工事費			長期貸付金		
	その他有形固定資産				貸倒引当金		長期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
	その他有形固定資産減価償却累計額				長期前払消費税		
無形固定資産		有価取得した借地権、地上権、施設利用権等			減価償却累計額		投資その他の資産に係る減価償却累計額
	借地権	土地の上に設定された民法第601条に規定する権利			流動資産		
	地上権	民法第265条に規定する権利			現金・預金		
	施設利用権				現金		現金、当座預金、支払期限の到来した公社債の利札、小切手、郵便為替、証書および郵便振替貯金証書等
	電話加入権				預金		貸借対照表日から起算して1年内に期限が到来する定期預金および普通預金等
	リース資産	無形固定資産（営業権を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産			未収金		
	その他無				営業未収金		営業活動に係る収益の未収入額
					営業外未収金		
					その他未収金		固定資産売却代金等上記以外の未収金
					貸倒引当金		未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの

	有価証券			一時的所有を目的とする有価証券				企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費をいう。以下同じ。)の財源に充てるために発行する企業債(1年内に償還期限の到来するものを除く。)
	短期貸付金							
		一般貸付金						
		他会計貸付金						
		職員貸付金						
	前払費用			前払賃借料、前払利息等一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価で貸借対照表日から起算して1年以内に費用になるもの			その他の企業債	建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債(1年内に償還期限の到来するものを除く。)
		前払保険料						
		その他前払費用						
	前払金			物品の購入、工事の請負等に際して前払された金額で前払費用に属していないもの			建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金(1年内に返済期限の到来するものを除く。)
	その他流動資産						その他の長期借入金	建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金(1年内に返済期限の到来するものを除く。)
		仮払消費税及び地方消費税						
		その他流動資産					リース債務	ファイナンス・リース取引におけるリース債務(1年内に支払期限の到来するものを除く。)
負債勘定								
款	項	目	節	説明				
固定負債								
	企業債							
		建設改良費等の財源に充てるための企業債		建設改良費等(建設もしくは改良に要する経費又は地方債に関する省令第12条に規定する公営			引当金	
							退職給付引当金	将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額

			(1年以内に使用される見込みのものを除く。)				に他の会計から繰り入れた借入金
		特別修繕引当金	数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金(1年以内に使用される見込みのものを除く。)			リース債務	1年以内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務
		その他引当金				未払金	特定の契約等によりすでに確定している短期的債務でまだその支払を終わらないもの
	その他固定負債		上記以外の固定負債				
流動負債			借入金等で貸借対照表日から起算して1年以内に返還又は支払を要するもの			営業未払金	営業活動に係る通常の取引により発生する未払金
						その他未払金	固定資産等購入代金の未払額、償還期限経過後の企業債の未償還額等上記以外の未払金
	一時借入金					未払費用	未払利息、未払賃借料等一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合すでに提供を受けた役務の対価の未払額
	企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債	1年以内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債			前受金	契約等により既に受け取った対価のうち、いまだその債務の履行を終わらないもの
		その他の企業債	1年以内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債				
	他会計借入金					営業前受金	主たる営業活動に係る収益の前受額
		建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	1年以内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金			その他前受金	固定資産売却代金等上記以外の収入の前受額
		その他の長期借入金	1年以内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるため			前受収益	前受利息、前受賃借料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を

			行う場合、いまだ提供していない役務の対価の前受額			税及び地方消費税		
						その他流動負債		
引当金				繰延収益				
	退職給付引当金		将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額のうち1年内に使用される見込みのもの		長期前受金			償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額および償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金の額
	賞与引当金		翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金		長期前受金収益化累計額			
	法定福利費引当金		翌事業年度に支払う法定福利費のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金					
	修繕引当金		企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金					
	特別修繕引当金		数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち1年内に使用される見込みのもの					
	その他引当金							
	その他流動負債		預り金、預り有価証券等上記以外の流動負債					
	仮受消費							

資本勘定				
款	項	目	節	説明
資本金				
	資本金			
		固有資本		企業開始の時(法適用の時)における引継資本金の額
		出資金		他会計からの出資金の額
		組入資本		剰余金から資本金に組み入れた額
剰余金				
	資本剰余金			
		再評価積立金		法施行令附則第11項及び第12項の規定により資産の再

			評価を行った場合における再評価額から再評価以前の帳簿価額を控除した額				た繰越利益剰余金（繰越欠損金）の額
	受贈財産評価額		償却資産以外の固定資産の贈与を受けた財産の評価額			当年度純利益（当年度純損失）	当年度の損益取引の結果発生した純利益（純損失）
	負担金		建設又は改良に要する資金に充てるための負担金				
	寄附金		建設又は改良に要する資金に充てるための寄附金				
	補助金		建設又は改良に要する資金に充てるための補助金				
	その他資本剰余金						
	利益剰余金						
	減債積立金		企業債の償還に充てるため積み立てた額				
	利益積立金		欠損金をうめるために積み立てた額				
	建設改良積立金		建設又は改良のために積み立てた額				
	その他積立金						
	当年度未処分利益剰余金（当年度未処理欠損金）		当年度末における繰越利益剰余金（繰越欠損金）の額に当年度の純利益（純損失）の金額を加減した額				
		繰越利益剰余金年度末残高（繰越欠損金年度末残高）	前年度未処分利益剰余金（前年度未処理欠損金）の額から前年度利益剰余金処分額（前年度欠損金処理額）を控除して得				

別表第3				
勘 定 科 目 表				
収益勘定				
款	項	目	節	説明
農業集落排水事業収益				
	営業収益			主たる営業活動から生ずる収益
		農業集落排水施設使用料		
		他会計負担金		
		受託事業収益		
			受託工事収益	
			その他受託事業収益	
		その他営業収益		
			手数料	証明手数料等
			雑収益	
	営業外収益			金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益
		受取利息及び配当金		
			預金利息	
			基金利息	
			貸付金利息	
			有価証券利息	
			配当金	
		他会計負担金		
		他会計補助金		



	息		
	有価証券 利息		
	配当金		
個別排水 処理施設 他会計負 担金			
個別排水 処理施設 他会計補 助金			
個別排水 処理施設 補助金			
個別排水 処理施設 長期前受 金戻入		法施行規則第 21条第2項又 は第3項の規 定により償却 した長期前受 金の額のうち 営業外収益と して整理する もの	
	受贈財産 評価額		
	負担金		
	補助金		
個別排水 処理施設 雑収益			
	有価証券 売却収益		
	不用品売 却収益	不用品の売却 代金	
	その他雑 収益		
特定地域 生活排水 処理施設 受取利息 及び配当 金			
	預金利息		
	基金利息		
	貸付金利 息		
	有価証券 利息		
	配当金		
特定地域 生活排水 処理施設 他会計負			
	担金		
	特定地域 生活排水 処理施設 他会計補 助金		
	特定地域 生活排水 処理施設 補助金		
	特定地域 生活排水 処理施設 長期前受 金戻入		
		受贈財産 評価額	
		負担金	
		補助金	
	特定地域 生活排水 処理施設 雑収益		
		有価証券 売却収益	
		不用品売 却収益	
		その他雑 収益	
特別利益			当年度の経常 的収益から除 外すべき収益
	個別排水 処理施設 固定資産 売却益		固定資産の売 却価額が、当 該固定資産の 売却時の帳簿 価額を超える 金額
	個別排水 処理施設 過年度損 益修正益		前年度以前の 損益の修正で 利益の性質を 有するもの
	個別排水 処理施設 その他特 別利益		
		その他特 別利益	
		長期前受 金戻入	
	特定地域 生活排水 処理施設 固定資産		固定資産の売 却価額が、当 該固定資産の 売却時の帳簿

売却益		価額を超える金額
特定地域生活排水処理施設過年度損益修正益		前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの
特定地域生活排水処理施設その他特別利益		
	その他特別利益	
	長期前受金戻入	

費用勘定

款	項	目	節	説明
農業集落排水事業費用				
	営業費用			主たる営業活動から生ずる費用
		管渠費		管渠の維持管理に要する費用
			給料	職員の本給
			手当等	職員の扶養、暫定、期末、時間外勤務および特殊作業等の諸手当
			賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
			賃金	臨時職員および人夫の賃金
			法定福利費	事業主負担の健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料、労災保険料および労務災害補償費等
			法定福利費引当金繰入額	法定福利費引当金として計上するための繰入額
			旅費	旅費に関する条例等に基づいて職員等に支給する旅費

被服費	被服貸与規程に基づいて職員に貸与する被服の購入費
備消耗品費	事務および工事に用消耗品費
燃料費	工業用、自動車用および採暖用燃料費および炊事用薪炭費
光熱水費	電気料金、ガス料金等
食糧費	会議のための茶菓子、弁当代等
通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料、運送料等
委託料	施設維持管理業務委託、保守点検委託料等
修繕費	有形固定資産等の維持修繕に要する費用
修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額
特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
動力費	機械装置等の運転に必要な電力料および燃料費
薬品費	汚水の沈でんおよび滅菌に要する薬品費
厚生福利費	医務、衛生、保健、文化、体育、慰安等に要する費用
工事請負費	
補償費	補償金、賠償金、見舞金等
材料費	有形固定資産等の維持修繕に要する諸材料費
路面復旧	管渠の修理等

	費	による道路法に定められた道路の修繕費			修繕引当金繰入額	
	賃借料	借地料、借家料、自動車借上料等			特別修繕引当金繰入額	
	印刷製本費	文書、図面、帳簿等の印刷費および伝票、帳簿等の製本費			動力費	
	保険料	事業用財産に対する損害保険料			薬品費	
	負担金	関係団体の会費負担金、維持管理負担金等			厚生福利費	
	公課金	自動車重量税等			工事請負費	
	手数料	クリーニング料等			補償費	
	その他引当金繰入額	法施行規則第22条の規定により引き当てるその他引当金として計上するための繰入額			材料費	
	雑費				路面復旧費	
処理場費		処理施設の維持管理に要する費用			賃借料	
	給料				印刷製本費	
	手当等				保険料	
	賞与引当金繰入額				負担金	
	賃金				公課金	
	法定福利費				手数料	
	法定福利費引当金繰入額				その他引当金繰入額	
	旅費				雑費	
	被服費				流域下水道費	流域下水道の維持管理負担金
	備消耗品費					負担金
	燃料費				業務費	農業集落排水施設使用料の徴収事務および水洗便所の普及促進に要する費用
	光熱水費					給料
	食糧費					手当等
	通信運搬費					賞与引当金繰入額
	委託料					賃金
	修繕費					法定福利費
						法定福利費引当金繰入額
						旅費
						被服費
						備消耗品費
						燃料費
						光熱水費
						食糧費
						通信運搬

			費				修繕引当 金繰入額	
			委託料				特別修繕 引当金繰 入額	
			修繕費				厚生福利 費	
			厚生福利 費				補償費	
			補償費				賃借料	
			賃借料				印刷製本 費	
			印刷製本 費				交際費	
			保険料				保険料	
			負担金				交通費	
			公課金				広告宣伝 費	
			手数料				行事費	
			補助金				負担金	
			調査費				公課金	
			その他引 当金繰入 額				諸謝金	
			雑費				手数料	
	総係費			事業活動の全 般に関連する 費用			報償費	
			給料				補助金	
			手当等				調査費	
			賞与引当 金繰入額				貸倒引当 金繰入額	貸倒引当金と して計上する ための繰入額
			賃金				その他引 当金繰入 額	
			退職給付 費	退職給付引当 金として計上 するための繰 入額および退 職手当の支払 に当たって不 足が生じた場 合の当該不足 額			雑費	
			法定福利 費			減価償却 費		法施行規則第 13条、第15条 および第16条 の規定による 償却費
			法定福利 費引当金 繰入額				有形固定 資産減価 償却費	建物、構築物、 機械及び装置、 車両運搬具、 工具、器具及 び備品、リース 資産等の償 却額
			旅費				無形固定 資産減価 償却費	水利権、借地 権、地上権、 特許権、施設 利用権および リース資産の 償却額
			研修費	職員の研修に 要する費用			資産減耗 費	
			被服費				固定資産 除却費	有形固定資産 の除却損又は 廃棄損および
			備消耗品 費					
			燃料費					
			光熱水費					
			食糧費					
			通信運搬 費					
			委託料					
			修繕費					

			撤去費				有するもの
	その他営業費用		上記以外の営業費用			その他特別損失	
		雑支出					
営業外費用			金融および財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用			営業費用	主たる営業活動から生ずる費用
	支払利息及び企業債取扱諸費					個別排水処理施設浄化槽費	浄化槽の維持管理に要する費用
		企業債利息				給料	職員の本給
		長期借入金利息				手当等	職員の扶養、暫定、期末、時間外勤務および特殊作業等の諸手当
		一時借入金利息	他会計借入金、一時借入金に対する利息			賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
		企業債取扱諸費				賃金	臨時職員および人夫の賃金
	雑支出					法定福利費	事業主負担の健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料、労災保険料および労務災害補償費等
		不用品売却原価	売却した不用品の原価			法定福利費引当金繰入額	法定福利費引当金として計上するための繰入額
		その他雑支出				旅費	旅費に関する条例等に基づいて職員等に支給する旅費
特別損失			当年度の経常的費用から除外すべき損失			被服費	被服貸与規程に基づいて職員に貸与する被服の購入費
	固定資産売却損		固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額			備消耗品費	事務および工事中消耗品費
	減損損失		事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額			燃料費	工業用、自動車用および採暖用燃料費および炊事用薪炭費
	災害による損失		災害による巨額の臨時損失			光熱水費	電気料金、ガス料金等
	過年度損益修正損		前年度以前の損益の修正で損失の性質を			食糧費	会議のための茶菓子、弁当代等





			被服費				被服費	
			備消耗品費				備消耗品費	
			燃料費				燃料費	
			光熱水費				光熱水費	
			食糧費				食糧費	
			通信運搬費				通信運搬費	
			委託料				委託料	
			修繕費				修繕費	
			修繕引当金繰入額				厚生福利費	
			特別修繕引当金繰入額				補償費	
			動力費				賃借料	
			薬品費				印刷製本費	
			厚生福利費				保険料	
			工事請負費				負担金	
			補償費				公課金	
			材料費				手数料	
			路面復旧費				補助金	
			賃借料				調査費	
			印刷製本費				その他引当金繰入額	
			保険料				雑費	
			負担金				特定地域生活排水処理施設総係費	事業活動の全般に関連する費用
			公課金					
			手数料					
			その他引当金繰入額				給料	
			雑費				手当等	
	特定地域生活排水処理施設業務費	特定地域生活排水処理施設使用料の徴収事務および水洗便所の普及促進に要する費用					賞与引当金繰入額	
			給料				賃金	
			手当等				退職給付費	
			賞与引当金繰入額				法定福利費	
			賃金				法定福利費引当金繰入額	
			法定福利費				旅費	
			法定福利費引当金繰入額				研修費	
			旅費				被服費	
							備消耗品費	
							燃料費	
							光熱水費	
							食糧費	
							通信運搬費	
							委託料	
							修繕費	



		金額				生活排水 処理施設 その他特 別損失		
個別排水 処理施設 減損損失		事業年度の末 日において予 測することが できない減損 が生じたもの 又は減損損失 を認識すべき ものの当該生 じた減損によ る損失又は認 識すべき減損 損失の額						
個別排水 処理施設 災害によ る損失		災害による巨 額の臨時損失						
個別排水 処理施設 過年度損 益修正損		前年度以前の 損益の修正で 損失の性質を 有するもの						
個別排水 処理施設 その他特 別損失								
特定地域 生活排水 処理施設 固定資産 売却損		固定資産の売 却価額が当該 固定資産の売 却時の帳簿価 額に不足する 金額						
特定地域 生活排水 処理施設 減損損失		事業年度の末 日において予 測することが できない減損 が生じたもの 又は減損損失 を認識すべき ものの当該生 じた減損によ る損失又は認 識すべき減損 損失の額						
特定地域 生活排水 処理施設 災害によ る損失		災害による巨 額の臨時損失						
特定地域 生活排水 処理施設 過年度損 益修正損		前年度以前の 損益の修正で 損失の性質を 有するもの						
特定地域								
資産勘定								
款	項	目	節	説明				
固定資産								
	有形固定 資産			土地、建物、 構築物、機械、 器具および備 品等				
		土地		事業敷地およ び公舎敷地、 運動場等の経 営附属用土地 であり、土地 の取得に関して要した費用、 買収費、買収 手数料、整地 費および測量 費の合計額				
			事務所用 地	本庁舎用地等 もっぱら事務 所のために用 いる土地				
			施設用地	処理施設用地 等施設のため に用いる土地 (施設に附属 する事務所の 用地を含む。)				
			その他土 地					
		建物		事務所、作業 場、倉庫、車 庫のほか公舎 その他経営附 属用建物				
			事務所用 建物	本庁舎、営業 所等もっぱら 事務所の用に 供されている 建物				
			施設用建 物	処理施設等の 作業施設の用 に供されてい る建物				
			その他建 物					
		建物減価 償却累計 額						

構築物		管渠等土地に定着する土木施設又は工作物	リース資産		有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
	排水設備 処理設備	管渠、人孔等 処理施設等における土地に定着する土木施設又は工作物	リース資産減価償却累計額		
	その他構築物		建設仮勘定		有形固定資産の建設又は改良のため支出した工事費
構築物減価償却累計額			その他有形固定資産		
機械及び装置		機械、装置およびコンベヤ等の運搬設備ならびにこれらの附属品	その他有形固定資産減価償却累計額		
	電気設備	電動機、変圧器および所内配電設備	無形固定資産		有価取得した借地権、地上権、施設利用権等
	内燃設備	自家発電のための内燃設備	借地権		土地の上に設定された民法第601条に規定する権利
	ポンプ設備	ポンプおよびこれに直結し、分離しがたい電動機等の電機設備	地上権		民法第265条に規定する権利
	滅菌設備	塩素投入装置等	施設利用権		
	その他機械装置		電話加入権		
機械及び装置減価償却累計額			リース資産		無形固定資産（営業権を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
車両運搬具		自動車、その他の陸上運搬具	その他無形固定資産		
車両運搬具減価償却累計額			投資その他の資産		
工具、器具及び備品		機械及び装置の附属設備に含まれない器具および電話設備、金庫、机等の備品	投資有価証券		金融商品取引法第2条に規定する有価証券で投資の目的をもって所有するもの
工具、器具及び備品減価償却累計額					

		出資金					
		長期貸付金					
		貸倒引当金		長期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの			
		基金		基金設置条例に基づき、特定預金等の形態で保有するもの			
		長期前払消費税					
		減価償却累計額		投資その他の資産に係る減価償却累計額			
流動資産							
	現金・預金						
		現金		現金、当座預金、支払期限の到来した公社債の利札、小切手、郵便為替、証書および郵便振替貯金証書等			
		預金		貸借対照表日から起算して1年以内に期限が到来する定期預金および普通預金等			
	未収金						
		営業未収金		営業活動に係る収益の未収入額			
		営業外未収金					
		その他未収金		固定資産売却代金等上記以外の未収金			
	貸倒引当金			未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの			
	有価証券			一時的所有を目的とする有価証券			
	短期貸付金						
		一般貸付金					
		他会計貸付金					
		職員貸付金					
	前払費用					前払賃借料、前払利息等一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価で貸借対照表日から起算して1年以内に費用になるもの	
		前払保険料					
		その他前払費用					
	前払金					物品の購入、工事の請負等に際して前払された金額で前払費用に属していないもの	
	その他流動資産						
		仮払消費税及び地方消費税					
		その他流動資産					
負債勘定							
	款	項	目	節	説明		
	固定負債						
		企業債					
			建設改良費等の財源に充てるための企業債			建設改良費等（建設もしくは改良に要する経費又は地方債に関する省令第12条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費をいう。以下同じ。）	

			の財源に充てるために発行する企業債（1年内に償還期限の到来するものを除く。）		引当金		とに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（1年内に使用される見込みのものを除く。）
	その他の企業債		建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債（1年内に償還期限の到来するものを除く。）		その他引当金		
					その他固定負債		上記以外の固定負債
他会計借入金				流動負債			借入金等で貸借対照表日から起算して1年内に返還又は支払を要するもの
	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金		建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年内に返済期限の到来するものを除く。）		一時借入金		
	その他の長期借入金		建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年内に返済期限の到来するものを除く。）		企業債		
						建設改良費等の財源に充てるための企業債	1年内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債
						その他の企業債	1年内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債
リース債務			ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年内に支払期限の到来するものを除く。）		他会計借入金		
引当金						建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	1年内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
	退職給付引当金		将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額（1年内に使用される見込みのものを除く。）			その他の長期借入金	1年内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
	特別修繕		数事業年度ご		リース債務		1年内に支払期限の到来す

			るファイナンス・リース取引におけるリース債務		退職給付引当金		将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額のうち1年内に使用される見込みのもの
	未払金		特定の契約等によりすでに確定している短期的債務でまだその支払を終わらないもの		賞与引当金		翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金
	営業未払金		営業活動に係る通常の取引により発生する未払金		法定福利費引当金		翌事業年度に支払う法定福利費のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金
		その他未払金	固定資産等購入代金の未払額、償還期限経過後の企業債の未償還額等上記以外の未払金				
	未払費用		未払利息、未払賃借料等一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合すでに提供を受けた役務の対価の未払額		修繕引当金		企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金
	前受金		契約等により既に受け取った対価のうち、いまだその債務の履行を終わらないもの		特別修繕引当金		数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち1年内に使用される見込みのもの
	営業前受金		主たる営業活動に係る収益の前受額		その他引当金		
		その他前受金	固定資産売却代金等上記以外の収入の前受額				
	前受収益		前受利息、前受賃貸料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務の対価の前受額		その他流動負債		預り金、預り有価証券等上記以外の流動負債
	引当金				仮受消費税及び地方消費税		
					その他流動負債		
					繰延収益		

長期前受 金			償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金金額
長期前受 金収益化 累計額			

資本勘定

款	項	目	節	説明
資本金				
	資本金			
		固有資本金		企業開始の時(法適用の時)における引継資本金の額
		出資金		他会計からの出資金の額
		組入資本金		剰余金から資本金に組み入れた額
剰余金				
	資本剰余金			
		再評価積立金		法施行令附則第11項及び第12項の規定により資産の再評価を行った場合における再評価額から再評価以前の帳簿価額を

		控除した額
	受贈財産 評価額	償却資産以外の固定資産の贈与を受けた財産の評価額
	負担金	建設又は改良に要する資金に充てるための負担金
	寄附金	建設又は改良に要する資金に充てるための寄附金
	補助金	建設又は改良に要する資金に充てるための補助金
	その他資本 剰余金	
利益剰余 金		
	減債積立 金	企業債の償還に充てるため積み立てた額
	利益積立 金	欠損金をうめるために積み立てた額
	建設改良 積立金	建設又は改良のために積み立てた額
	その他積 立金	
	当年度未 処分利益 剰余金 (当年度 未処理欠 損金)	当年度末における繰越利益剰余金(繰越欠損金)の額に当年度の純利益(純損失)の金額を加減した額
		繰越利益剰余金年度末残高(繰越欠損金年度末残高)
		前年度未処分利益剰余金(前年度未処理欠損金)の額から前年度利益剰余金処分額(前年度欠損金処理額)を控除して得た繰越利益剰余金(繰越欠損金)の額
		当年度純利益(当
		年度の損益取引の結果発

		年度純損 失)	生じた純利益 (純損失)
--	--	------------	-----------------

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

秋田市上下水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年 3月27日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

秋田市上下水道局管理規程第 6 号

秋田市上下水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局自家用電気工作物保安規程（昭和62年秋田市水道事業管理規程第 2号）の一部を次のように改正する。

第25条中「秋田市水道局文書取扱規程（昭和57年水道事業管理規程第 2号）」を「秋田市公文書管理規程（平成26年秋田市訓令第 1号）の例」に改める。

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

秋田市上下水道局公文書管理規程をここに公布する。

平成26年 3月27日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

秋田市上下水道局管理規程第 7 号

秋田市上下水道局公文書管理規程

（目的）

第 1 条 この規程は、秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号。以下「条例」という。）第10条第 1項の規定に基づき、秋田市上下水道局（以下「局」という。）における公文書の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程における用語の意義は、条例および秋田市公文書管理規程（平成26年秋田市訓令第 1号）の例による。

（総括文書管理者）

第 3 条 局に総括文書管理者を置き、理事の職にある者をもって充てる。

（副総括文書管理者）

第 4 条 局に副総括文書管理者を置き、総務課長の職にある者をもって充てる。

（文書管理者）

第 5 条 課等（秋田市上下水道局分課および処務規程（昭和31年秋田市水道ガス局管理規程第 1号）第 4条第 1項に規定する課等およびこれに相当するものをいう。）に文書管理者を置き、課長等（秋田市上下水道局文書取扱規程（平成26年秋田市上下水道局管理規程第 1号）第 2条第 4号に規定する課長等をいう。）の職にある者をもって充てる。

（監査責任者）

第 6 条 局に監査責任者を置き、次長の職にある者をもって充てる。

（公文書ファイル等の廃棄）

第 7 条 文書管理者は、条例第 8条第 3項の規定により保存期間が満了した公文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ市長に協議し、その同意を得なければならない。

（公文書の管理）

第 8 条 局の公文書の管理については、この規程に定めるもののほか、条例、秋田市公文書管理条例施行規則（平成26年秋田市規則第 1号）および秋田市公文書管理規程の例による。

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第 3 号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月20日

秋田市長 穂 積 志

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9号中「同項の表第10号および第19号」を「同項の表第 8号および第15号」に改め、同条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第16号までを 1号ずつ繰り上げ、同条第17号中「（同項の表第 6号の 2の室長を除く。）」を削り、「同項の表第 5号および第19号」を「同項の表第 3号および第15号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第18号を第17号とし、第19号から第26号までを 1号ずつ繰り上げ、第27号から第35号までを削り、第36号を第26号とし、第37号から第39号までを10号ずつ繰り上げる。

第 3 条第 1項の表病院法人移行準備室長の項および病院長の項から看護部長の項までを削り、同条第 5項中「、保健所の」を削り、「（保健所長が）」を「が、保健所長とともに」に、「次長」が、病院法人移行準備室の主管に属する事項に限り病院法人移行準備室長（病院法人移行準備室長が不在のときは病院法人移行準備室の次長）がそれぞれ」を「次長が」に改める。

第 8 条第 3号中「こと」の次に「（和解、調停および損害賠償の額を定めることに関するものを除く。）」を加え、同条第10号中「こと」の次に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同条中第16号を第17号とし、第11号から第15号までを 1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の 1号を加える。

(1) 損害賠償の額を定めることならびにこれに伴う和解および調停に関すること（ 1 件の額が100万円未満の損害賠償に係るものを除く。）。

第10条企画財政部長専決事項の項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

第10条の 3を削り、第10条の 4を第10条の 3とし、第10条の 5を第10条の 4とする。

第11条病院事務局総務課長専決事項の項および病院事務局医事課長専決事項の項を削る。

第12条を削り、第12条の 2を第12条とする。

別表第 1中「第10条の 4」を「第10条の 3」に改め、同表に次のように加える。

(16) 損害賠償の額の決定ならびにこれに伴う和解および調停に関すること。	1 件の損害賠償の額が100万円未満		
---------------------------------------	--------------------	--	--

別表第 2中「、第12条」を削る。

附 則  
この訓令は、平成26年 4月 1日から施行する。

秋田市訓令第 4号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

秋田市職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成26年 3月20日

秋田市長 穂 積 志

秋田市職員研修規程の一部を改正する訓令

秋田市職員研修規程（昭和59年秋田市訓令第 2号）の一部を次のように改正する。

別表基本研修の項中

「

技能職員研修	技能職の職員
--------	--------

」を

「

技能職員研修	技能職の職員
主任研修	主任の職にある職員

」に

改める。

附 則

この訓令は、平成26年 4月 1日から施行する。

秋田市訓令第 5号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成26年 3月20日

秋田市長 穂 積 志

秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令

秋田市職員服務規程（平成 7年秋田市訓令第 2号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第11号中「第10号まで、第12号から第15号までおよび第16号」を「第 8号まで、第10号および第12号」に改める。

第13条第 3 項中「(市立秋田総合病院の職員に関しては、市立秋田総合病院事務局総務課長)」を削る。

附 則

この訓令は、平成26年 4月 1日から施行する。

秋田市訓令第 6号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月20日

秋田市長 穂 積 志

秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令

秋田市副市長事務分掌規程（平成14年秋田市訓令第 1号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「、会計課および市立秋田総合病院」を「および会計課」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年 4月 1日から施行する。

秋田市訓令第 7号

庁 中 一 般

関 係 各 所  
秋田市庁議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市庁議規程の一部を改正する訓令

秋田市庁議規程（平成23年秋田市訓令第 9号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「、市立秋田総合病院事務局長」を削る。

附 則

この訓令は、平成26年 4月 1日から施行する。

秋田市訓令第 8号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

秋田市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市公印規程の一部を改正する訓令

秋田市公印規程（昭和32年秋田市訓令第 9号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項および第 8 条第 2 項中「(30)」を「(29)」に改める。

別表の表中第22号を削り、第23号を第22号とし、第24号を第23号とし、第25号を第24号とし、同表第26号中

文書法制課長	2
市民税課長	1
生活総務課長	1
市民課長	2
長寿福祉課長	1
介護保険課長	1
市立秋田総合病院総務課長	1
各市民サービスセンター所長	各 1
駅東サービスセンター所長	1
御野場地域センター所長	1
各連絡所長	各 1
市場管理室長	1

文書法制課長	2
市民税課長	1
生活総務課長	1
市民課長	2
長寿福祉課長	1
介護保険課長	1
各市民サービスセンター所長	各 1
駅東サービスセンター所長	1
御野場地域センター所長	1
各連絡所長	各 1
市場管理室長	1

改め、同号を同表第25号とし、同表中第27号を第26号とし、第28号から第36号までを 1号ずつ繰り上げ、第37号から第41号までを削り、第42号を第36号とし、第43号から第48号までを 6号ずつ繰り上げ、第49号および第50号を削り、第51号を第43号とし、第52号を削り、第53号を第44号とし、別表の公印のひな形中(2)を削り、(2)を(2)とし、(2)から(3)までを(2)から(3)までとし、(3)から(4)までを削り、(4)を(3)とし、(4)から(4)までを(3)から(4)までとし、(4)および(5)を削り、(5)を(4)とし、(5)を削り、(5)を(4)とする。

附 則

この訓令は、平成26年 4月 1日から施行する。

秋田市訓令第 9号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

秋田市公舎使用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市公舎使用規程の一部を改正する訓令

秋田市公舎使用規程（昭和34年秋田市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第9条ただし書を削る。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

## 議 会 訓 令

### 秋田市議会訓令第1号

秋田市議会事務局

秋田市議会公文書管理規程を次のように定める。

平成26年3月27日

秋田市議会議長 鎌 田 修 悦

秋田市議会公文書管理規程

（目的）

第1条 この訓令は、秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、秋田市議会（以下「議会」という。）における公文書の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令における用語の意義は、条例および秋田市公文書管理規程（平成26年秋田市訓令第1号）の例による。

（総括文書管理者および副総括文書管理者）

第3条 議会に総括文書管理者を置き、事務局長の職にある者をもって充てる。

2 議会に副総括文書管理者を置き、総務課長の職にある者をもって充てる。

（文書管理者および監査責任者）

第4条 議会に文書管理者を置き、総括文書管理者が指名する者をもって充てる。

2 議会に監査責任者を置き、次長の職にある者をもって充てる。

（廃棄）

第5条 文書管理者は、条例第8条第3項の規定により保存期間が満了した公文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ市長に協議し、その同意を得なければならない。

（公文書の管理）

第6条 議会の公文書の管理については、この訓令に定めるもののほか、条例、秋田市公文書管理条例施行規則（平成26年秋田市規則第1号）および秋田市公文書管理規程の例による。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

### 秋田市議会訓令第2号

秋田市議会事務局

秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月27日

秋田市議会議長 鎌 田 修 悦

秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

秋田市議会事務局処務規程（昭和53年秋田市議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「および主査」を「、主査および主任」に改める。

第5条中第10項を第11項とし、第11項を第12項とし、第12項を第13項とし、第9項の次に次の1項を加える。

10 主任は、上司の命を受けて、課の重要な事務を掌る。

第17条から第21条までを削り、第22条を第17条とし、第23条から第26条までを5条ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

## 教 委 訓 令

### 秋田市教委訓令第1号

教育委員会

関係各所

秋田市教育委員会公文書管理規程を次のように定める。

平成26年3月26日

秋田市教育委員会

委員長 進 藤 光 子

秋田市教育委員会公文書管理規程

（目的）

第1条 この訓令は、秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、秋田市教育委員会（以下「委員会」という。）における公文書の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令における用語の意義は、条例および秋田市公文書管理規程（平成26年秋田市訓令第1号）の例による。

（総括文書管理者および副総括文書管理者）

第3条 委員会に総括文書管理者を置き、教育長の職にある者をもって充てる。

2 委員会に副総括文書管理者を置き、教育委員会総務課長の職にある者をもって充てる。

（文書管理者および監査責任者）

第4条 課等（課、所、室および館ならびにこれらに相当するものをいう。）に文書管理者を置き、総括文書管理者が指名する者をもって充てる。

2 委員会に監査責任者を置き、教育次長の職にある者をもって充てる。

（廃棄）

第5条 文書管理者は、条例第8条第3項の規定により保存期間が満了した公文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ市長に協議し、その同意を得なければならない。

（公文書の管理）

第6条 この訓令に定めるもののほか、条例、秋田市公文書管理条例施行規則（平成26年秋田市規則第1号）および秋田市公文書管理規程の例による。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

### 秋田市教委訓令第2号

教育委員会

関係各所

秋田市教育委員会文書取扱規程を次のように定める。

平成26年 3月26日

秋田市教育委員会  
委員長 進 藤 光 子

秋田市教育委員会文書取扱規程

秋田市教育委員会文書取扱規程（昭和61年秋田市教委訓令第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、秋田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）における文書の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令における用語の意義は、秋田市文書取扱規程（平成26年秋田市訓令第2号）の例による。

2 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 課等 課、所、室および館ならびにこれらに相当するものをいう。
- (2) 課長等 課等における課長、所長、室長および館長ならびにこれらに相当するものをいう。

（総務課長の職務）

第3条 教育委員会総務課長（以下「総務課長」という。）は、教育委員会における文書の取扱いの全般を総括し、秋田市文書取扱規程に規定する総務部文書法制課長の事務を処理する。

（普通文書の仕分および配布）

第4条 教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に到達した普通文書は、教育委員会総務課（以下「総務課」という。）において配布先の仕分をし、主務課等に配布するものとする。

（特殊文書の配布）

第5条 事務局に到達した特殊文書は、特殊文書件名簿により配布する。

（收受印）

第6条 收受印の様式は、別記様式のとおりとする。ただし、特別の事情がある場合において、総務課長の承認を得たときは、この限りでない。

（公示令達番号等）

第7条 規則、訓令、告示および令達ならびに委員会議案の番号は、暦年による一連番号とし、総務課において付する。

（決裁区分）

第8条 起案様式の決裁区分の欄には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める決裁区分を記載しなければならない。

- (1) 教育委員会の決裁を受けるもの 甲
- (2) 教育長の決裁を受けるもの 乙
- (3) 課長等の決裁を受けるもの 丙

（文書の発送）

第9条 文書の発送は、総務部文書法制課において行うものを除き、課等において行うものとする。

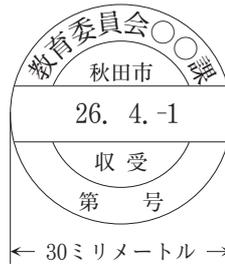
（文書の取扱い）

第10条 この訓令に定めるもののほか、文書取扱主任の配置、文書の処理その他の教育委員会における文書の取扱いについては、秋田市文書取扱規程および公文書に関する規程（昭和48年秋田市訓令第12号）の例による。

附 則

この訓令は、平成26年 4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）



## 選 管 訓 令

### 秋田市選管訓令第2号

秋田市選挙管理委員会事務局

秋田市選挙管理委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月25日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

秋田市選挙管理委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

秋田市選挙管理委員会事務局処務規程（昭和32年秋市選管訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「事務の処理は」の次に「、主任」を加える。

附 則

この訓令は、平成26年 4月1日から施行する。

## 農 委 訓 令

### 秋田市農業委員会訓令第1号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

秋田市農業委員会公文書管理規程を次のように定める。

平成26年 3月20日

秋田市農業委員会

会長 佐々木 吉 秋

秋田市農業委員会公文書管理規程

（目的）

第1条 この訓令は、秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、秋田市農業委員会（以下「委員会」という。）における公文書の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令における用語の意義は、条例および秋田市公文書管理規程（平成26年秋田市訓令第1号）の例による。

（総括文書管理者）

第3条 委員会に総括文書管理者を置き、事務局長の職にある者をもって充てる。

（文書管理者および監査責任者）

第4条 委員会に文書管理者および監査責任者を置き、総括文書管理者が指名する者をもって充てる。

（廃棄）

第5条 文書管理者は、条例第8条第3項の規定により保存期間が満了した公文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あら

かじめ市長に協議し、その同意を得なければならない。  
(公文書の管理)

第6条 委員会の公文書の管理については、この訓令に定めるもののほか、条例、秋田市公文書管理条例施行規則（平成26年秋田市規則第1号）および秋田市公文書管理規程の例による。

附 則

この訓令は、平成26年 4月1日から施行する。

### 監 査 委 訓 令

#### 秋田市監査委員訓令第2号

秋田市監査委員事務局

秋田市監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月28日

秋田市代表監査委員 福 原 秀 就

秋田市監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

秋田市監査委員事務局処務規程（昭和39年秋田市監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「および主査」を「、主査および主任」に改め、同条第3項中「主査」の次に「、主任」を加える。

第4条に次の1項を加える。

6 主任は、上司の命を受けて、事務局の重要な事務を掌る。

附 則

この訓令は、平成26年 4月1日から施行する。

### 固 評 委 訓 令

#### 秋田市固定資産評価審査委員会訓令第1号

固定資産評価審査委員会

関 係 各 所

秋田市固定資産評価審査委員会公文書管理規程を次のように定める。

平成26年 3月27日

秋田市固定資産評価審査委員会

委員長 木 村 了

秋田市固定資産評価審査委員会公文書管理規程

(目的)

第1条 この訓令は、秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、秋田市固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）における公文書の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令における用語の意義は、条例および秋田市公文書管理規程（平成26年秋田市訓令第1号）の例による。

(総括文書管理者)

第3条 委員会に総括文書管理者を置き、書記のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

(文書管理者および監査責任者)

第4条 委員会に文書管理者および監査責任者を置き、書記のうちから総括文書管理者が指名する者をもって充てる。

(引き続き保存又は廃棄)

第5条 文書管理者は、条例第8条第3項の規定により保存期間が満了した公文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ市長に協議し、その同意を得なければならない。

(公文書の管理)

第6条 委員会の公文書の管理については、この訓令に定めるもののほか、条例、秋田市公文書管理条例施行規則（平成26年秋田市規則第1号）および秋田市公文書管理規程の例による。

附 則

この訓令は、平成26年 4月1日から施行する。

### 上 下 水 道 局 訓 令

#### 秋田市上下水道局訓令第1号

上 下 水 道 局

関 係 各 所

秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月27日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局事務決裁規程（昭和37年秋田市水道ガス局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第8条維持管理課長専決事項の項中「維持管理課長専決事項」を「水道維持課長専決事項」に改め、第10号を削り、同条下水道建設課長専決事項の項中「下水道建設課長専決事項」を「下水道整備課長専決事項」に改め、同項に次のように加える。

(3) 下水道管きょへの物件設置許可に関すること。

附 則

この訓令は、平成26年 4月1日から施行する。

### 消 防 本 部 訓 令

#### 秋田市消防本部訓令第1号

消 防 本 部

消 防 署

消 防 職 員 一 般

秋田市査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月24日

秋田市消防長 小 林 博 美

秋田市査察規程の一部を改正する訓令

秋田市査察規程（平成16年秋田市消防本部訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

(4) 防火管理上行うべき業務についての措置命令	法第8条第4項
(5) 防災管理上行うべき業務についての措置命令	法第36条第1項において準用する法第8条第4項

を

(4) 防火管理上行うべき業務についての措置命令	法第8条第4項および第8条の2第6項
--------------------------	--------------------

(5) 防災管理上行うべき業務についての措置命令	法第36条第1項において準用する法第8条第4項および第8条の2第6項
--------------------------	------------------------------------

改める。

附 則

この訓令は、平成26年 4月1日から施行する。

秋田市消防本部訓令第2号

消 防 本 部  
消 防 署  
消 防 職 員 一 般

秋田市消防本部公文書管理規程を次のように定める。

平成26年 3月28日

秋田市消防長 小 林 博 美

秋田市消防本部公文書管理規程

(目的)

第1条 この訓令は、秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、消防本部における公文書の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令における用語の意義は、条例および秋田市公文書管理規程（平成26年秋田市訓令第1号）の例による。

(総括文書管理者)

第3条 消防本部に総括文書管理者を置き、消防長の職にある者をもって充てる。

(副総括文書管理者)

第4条 消防本部に副総括文書管理者を置き、総務課長の職にある者をもって充てる。

(文書管理者)

第5条 各課署に文書管理者を置き、総括文書管理者が指名する者をもって充てる。

(監査責任者)

第6条 消防本部に監査責任者を置き、消防次長の職にある者をもって充てる。

(引き続き保存又は廃棄)

第7条 文書管理者は、条例第8条第3項の規定により保存期間が満了した公文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ市長に協議し、その同意を得なければならない。

(公文書の管理)

第8条 消防本部の公文書の管理については、この訓令に定めるもののほか、条例、秋田市公文書管理条例施行規則（平成26年秋田市規則第1号）および秋田市公文書管理規程の例による。

附 則

この訓令は、平成26年 4月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第41号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成26年 3月 5日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
総合福祉企業組合	総合福祉企業組合	秋田市旭北錦町4番10号	平成26年2月28日	福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

秋田市告示第42号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成26年 3月 5日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 6台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成26年 2月 3日から同月28日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）  
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成26年 3月20日から同年 9月20日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第43号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規

定に基づき、秋田市民交流プラザ使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年 3月 5日

秋田市長 穂 積 志

受託者の所在地および氏名

秋田市千秋城下町 5番53号

株式会社スタッフ

代表取締役 北 川 豊 彦

秋田市告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成26年 3月 5日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

高野自治会

2 認可年月日

平成 5年 7月 7日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 皆 川 勝

秋田市雄和相川字高野238番地 2

変更後 伊 藤 芳 磨

秋田市雄和相川字高野11番地

4 変更年月日

平成26年 1月25日

5 変更の理由

役員改選のため

秋田市告示第45号

計量法（平成 4年法律第51号）第20条第1項の規定に基づき、

1 保存樹として指定した指定番号、樹種、本数、所在地および所有者（管理者）

指定番号	樹 種	本数	所 在 地	所有者（管理者）
第243号	ケヤキ (ニレ科)	1本	秋田市寺内字神屋敷135番地	合同会社 コウエンイ 代表社員 伊 藤 健 信

2 指定年月日

平成26年 3月 3日

秋田市告示第48号

保存樹としての指定を解除したので、秋田市都市緑化の推進に

1 保存樹として指定を解除した指定番号、指定年月日、樹種、本数、所在地および所有者（管理者）

指定番号	指定年月日	樹 種	本数	所 在 地	所有者（管理者）
第122号	昭和51年 2月18日	イチイ	1本	秋田市山王四丁目 1番 1号	秋田県庁舎管理者 出納局長 東海林 文 和
第206号	昭和56年 2月24日	ゴヨウマツ	1本	秋田市金足片田字待入217番地	晋明院 碓 谷 一 峰
第137号	昭和52年 3月30日	糸ヒバ	1本	秋田市広面字赤沼 1番地	佐々木 喜 久

2 指定解除年月日

平成26年 3月 3日

秋田市告示第49号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規

指定期間検査機関を次のとおり定めたので、同法第159条の規定により告示する。

平成26年 3月 6日

秋田市長 穂 積 志

1 指定期間検査機関の名称

一般社団法人 秋田県計量協会

2 指定期間検査機関の住所

秋田市川尻若葉町 1番 5号

3 指定の期間

平成26年 4月 1日から平成29年 3月31日まで

秋田市告示第46号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市食肉衛生検査所のと畜検査手数料およびと畜検査等証明書交付手数料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年 3月 7日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

秋田市河辺神内字堂坂 2番地 1

株式会社秋田県食肉流通公社

代表取締役社長 伊 藤 富 彦

2 委託した期間

平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

秋田市告示第47号

保存樹としての指定をしたので、秋田市都市緑化の推進に関する条例（平成14年秋田市条例第27号）第9条第3項の規定に基づき告示する。

平成26年 3月10日

秋田市長 穂 積 志

関する条例（平成14年秋田市条例第27号）第9条第4項において準用する同条第3項の規定により告示する。

平成26年 3月10日

秋田市長 穂 積 志

定に基づき、秋田市子ども広場における子ども広場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年 3月11日

秋田市長 穂 積 志

受託者の所在地および氏名

秋田市南通亀の町1番25号  
 特定非営利活動法人  
 子育て・高齢者介護サポートばっけの会  
 理事長 松村 康子

**秋田市告示第50号**

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年 3月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類

平成25年度国民健康保険納税通知書

**秋田市告示第51号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成26年 3月13日

秋田市長 穂 積 志

指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
デイサービスひなた ばっこの家	秋田市茨島四丁目5番10号	平成26年 2月1日
生々堂薬局	秋田市中通四丁目1番51号	平成26年 3月1日

**秋田市告示第52号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成26年 3月13日

秋田市長 穂 積 志

指定

氏名	施術所の名称	施術所の 所在地	指 定 年月日
佐藤 英朗	株式会社フレアス フレアス在宅マッ サージ	秋田市広面字 土手下45番地 1 2 F	平成26年 2月1日
伊東 正喜	株式会社フレアス フレアス在宅マッ サージ	秋田市広面字 土手下45番地 1 2 F	平成26年 2月1日

太田 萌唯	株式会社フレアス フレアス在宅マッ サージ	秋田市広面字 土手下45番地 1 2 F	平成26年 2月1日
加藤 元	株式会社フレアス フレアス在宅マッ サージ	秋田市広面字 土手下45番地 1 2 F	平成26年 2月1日
佐藤 広大	株式会社フレアス フレアス在宅マッ サージ	秋田市広面字 土手下45番地 1 2 F	平成26年 2月1日
今野 晴美	株式会社フレアス フレアス在宅マッ サージ	秋田市広面字 土手下45番地 1 2 F	平成26年 2月1日
西楨 純	株式会社フレアス フレアス在宅マッ サージ	秋田市広面字 土手下45番地 1 2 F	平成26年 2月1日

**秋田市告示第53号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、西部市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年 3月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名  
秋田市新屋扇町13番34号  
西部地域住民自治協議会  
会長 藤澤 浩
- 2 委託期間

平成26年 4月1日から平成31年 3月31日まで

**秋田市告示第54号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第79条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

平成26年 3月18日

秋田市長 穂 積 志

事業者 の名称	事業所 の名称	事業所の 所在地	指定の 年月日	サービ スの種 類
株式会社 りんどう の里	ショート ステイよ こもりの 丘	秋田市横森三 丁目11番59号	平成26年 3月15日	短期入所 生活介護、 介護予防 短期入所 生活介護
株式会社 シンワ	居宅介護 支援事業 所たくりよ う	秋田市土崎港 南三丁目10番 35号アーバン ハイツ港南D 102号	平成26年 3月15日	居宅介護 支援

**秋田市告示第55号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成26年 3月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
小山町内会
- 2 認可年月日  
平成20年 3月21日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 池 田 宣 夫  
秋田市豊岩小山字孤森37番地 1  
変更後 佐 賀 定  
秋田市豊岩小山字前田表156番地
- 4 変更年月日  
平成26年 2月 2日
- 5 変更の理由  
役員改選による。

秋田市告示第56号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成26年 3月18日

秋田市長 穂 積 志

医 師 名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
大川 恵	小泉病院	内科 循環器内 科	肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害

秋田市告示第57号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田駅西地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年 3月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の所在地および氏名  
秋田市山王三丁目1番7号  
株式会社友愛ビルサービス  
代表取締役 小畑 悟
- 2 委託契約期間  
平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

秋田市告示第58号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田駅東自転車等駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年 3月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の所在地および氏名  
秋田市寺内蛭根三丁目24番31号  
企業組合秋田中高年雇用福祉事業団  
代表理事 橋村 孝志
- 2 委託契約期間  
平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

秋田市告示第59号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、自転車等撤去保管手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年 3月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の所在地および氏名  
秋田市寺内蛭根三丁目24番31号  
企業組合秋田中高年雇用福祉事業団  
代表理事 橋村 孝志
- 2 委託契約期間  
平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

秋田市告示第60号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年 3月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
(1) 平成25年度第6期国民健康保険税督促状  
(2) 平成25年度第7期国民健康保険税督促状

秋田市告示第61号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、平成26年度固定資産税に係る土地又は家屋について、土地課税台帳、家屋課税台帳等に登録された価格を他の価格と比較することのできる土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を、次により関係者の縦覧に供するので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年 3月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧期間 平成26年 4月 1日から同年 6月 2日まで  
(ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。)
- 2 縦覧時間 午前 8時30分から午後 5時15分まで
- 3 縦覧の場所および内容

場 所	内 容
資産税課	土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿

秋田市告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成26年 3月24日

秋田市長 穂 積 志

- 専決第1号  
専 決 処 分 書  
平成25年度秋田市一般会計補正予算（第7号）の件  
上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成25年度秋田市一般会計補正予算（第7号）  
 平成25年度秋田市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。  
 （歳入歳出予算の補正）  
 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600,000千円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124,894,872千円とする。  
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金		千円 5,740,910	千円 600,000	千円 6,340,910
	2 基金繰入金	5,518,639	600,000	6,118,639
歳 入 合 計		124,294,872	600,000	124,894,872

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土木費		千円 14,855,978	千円 600,000	千円 15,455,978
	2 道路橋りょう費	4,775,465	600,000	5,375,465
歳 出 合 計		124,294,872	600,000	124,894,872

秋田市告示第63号

平成26年3月7日の「平成26年2月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成26年3月24日

秋田市長 穂 積 志

平成25年度秋田市一般会計補正予算（第8号）

平成25年度秋田市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,218,935千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126,113,807千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並

びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第5条 市債の補正は、「第5表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		千円 42,372,794	千円 1,154,473	千円 43,527,267
	1 市民税	18,667,644	821,559	19,489,203
	2 固定資産税	19,431,772	243,794	19,675,566
	3 軽自動車税	516,743	9,288	526,031

	4 市たばこ税	2,343,896	69,682	2,413,578
	8 事業所税	1,372,339	10,150	1,382,489
2 地方譲与税		940,681	11,386	952,067
	1 地方揮発油譲与税	273,257	△15,019	258,238
	2 自動車重量譲与税	604,661	17,745	622,406
	4 特別とん譲与税	27,020	8,660	35,680
3 利子割交付金		81,965	34,360	116,325
	1 利子割交付金	81,965	34,360	116,325
4 配当割交付金		35,812	13,754	49,566
	1 配当割交付金	35,812	13,754	49,566
5 株式等譲渡所得割交付金		7,807	15,771	23,578
	1 株式等譲渡所得割交付金	7,807	15,771	23,578
6 地方消費税交付金		3,288,640	△36,058	3,252,582
	1 地方消費税交付金	3,288,640	△36,058	3,252,582
10 地方特例交付金		186,976	1,617	188,593
	1 地方特例交付金	186,976	1,617	188,593
11 地方交付税		23,412,811	21,309	23,434,120
	1 地方交付税	23,412,811	21,309	23,434,120
13 分担金及び負担金		1,256,818	19,098	1,275,916
	2 負担金	1,253,204	19,098	1,272,302
14 使用料及び手数料		2,216,437	70,924	2,287,361
	1 使用料	1,018,212	△1,022	1,017,190
	2 手数料	1,198,225	71,946	1,270,171
15 国庫支出金		17,334,151	748,945	18,083,096
	1 国庫負担金	14,467,140	10,796	14,477,936
	2 国庫補助金	2,789,471	739,358	3,528,829
	3 委託金	77,540	△1,209	76,331

16 県支出金		7,031,926	△301,572	6,730,354
	1 県負担金	3,187,298	△32,847	3,154,451
	2 県補助金	3,203,150	△245,357	2,957,793
	3 委託金	641,478	△23,368	618,110
17 財産収入		246,535	82,285	328,820
	1 財産運用収入	189,197	16,312	205,509
	2 財産売却収入	57,338	65,973	123,311
18 寄附金		325,034	8,141	333,175
	1 寄附金	325,034	8,141	333,175
19 繰入金		6,340,910	87,279	6,428,189
	1 特別会計繰入金	222,271	120,423	342,694
	2 基本繰入金	6,118,639	△33,144	6,085,495
21 諸収入		6,555,599	92,023	6,647,622
	3 貸付金元利収入	5,323,205	41,261	5,364,466
	4 受託事業収入	74,828	△4,966	69,862
	5 雑入	1,121,616	55,728	1,177,344
22 市債		11,604,400	△804,800	10,799,600
	1 市債	11,604,400	△804,800	10,799,600
歳 入	合 計	124,894,872	1,218,935	126,113,807

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 768,400	千円 △16,219	千円 752,181
	1 議会費	768,400	△16,219	752,181
2 総務費		15,372,045	2,660,740	18,032,785
	1 総務管理費	13,516,294	2,801,044	16,317,338
	2 徴税費	1,139,549	△90,219	1,049,330
	3 戸籍住民基本台帳費	330,764	△19,097	311,667

	4 選挙費	230,004	△30,988	199,016
3 民生費		43,921,148	△143,734	43,777,414
	1 社会福祉費	20,896,921	11,269	20,908,190
	2 児童福祉費	13,496,829	△155,003	13,341,826
4 衛生費		8,668,805	△220,320	8,448,485
	1 環境衛生費	469,906	△13,754	456,152
	2 保健所費	1,634,415	△113,516	1,520,899
	3 清掃費	4,484,828	△87,909	4,396,919
	5 上水道費	187,329	△3,554	183,775
	7 母子衛生費	594,779	△1,587	593,192
6 農林水産業費		2,213,121	16,130	2,229,251
	1 農業費	1,370,447	55,624	1,426,071
	2 農業集落排水費	596,094	△33,694	562,400
	3 林業費	246,580	△5,800	240,780
7 商工費		6,655,058	△179,511	6,475,547
	1 商工費	6,655,058	△179,511	6,475,547
8 土木費		15,455,978	△485,460	14,970,518
	2 道路橋りょう費	5,375,465	△67,000	5,308,465
	5 都市計画費	3,971,830	△321,468	3,650,362
	6 下水道費	4,845,677	△50,658	4,795,019
	7 住宅費	602,067	△46,334	555,733
9 消防費		3,636,135	△17,427	3,618,708
	1 消防費	3,636,135	△17,427	3,618,708
10 教育費		12,063,495	△182,972	11,880,523
	1 教育総務費	2,143,401	△28,444	2,114,957
	2 小学校費	2,470,192	13,744	2,483,936
	3 中学校費	1,500,547	△16,948	1,483,599

	4 高等学校費	855,518	△22,004	833,514
	5 社会教育費	1,833,967	△81,165	1,752,802
	6 保健体育費	676,432	△57,322	619,110
	8 大学費	2,455,175	9,167	2,464,342
12 公債費		15,596,706	△212,292	15,384,414
	1 公債費	15,596,706	△212,292	15,384,414
歳 出	合 計	124,894,872	1,218,935	126,113,807

第2表 継続費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎建設事業	12,866,269	平成25年度	1,442,878	13,240,935	平成25年度	1,442,878
				平成26年度	6,205,325		平成26年度	2,605,207
				平成27年度	4,263,202		平成27年度	8,235,854
				平成28年度	954,864		平成28年度	610,271
				平成29年度			平成29年度	346,725
		新庁舎再生可能エネルギー等導入事業	340,680	平成25年度	119,340	337,745	平成25年度	
				平成26年度	57,120		平成26年度	114,417
				平成27年度	164,220		平成27年度	223,328
		東部市民サービスセンター(仮称)整備事業	970,000	平成25年度	68,855	997,715	平成25年度	
				平成26年度	810,428		平成26年度	818,364
				平成27年度	90,717		平成27年度	179,351
		4 衛生費	3 清掃費	溶融施設大規模改修事業	2,167,000	平成25年度	530,000	2,079,900
平成26年度	819,000					平成26年度	819,000	
平成27年度	818,000					平成27年度	730,900	
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう整備事業	300,000	平成24年度	200,000	200,000	平成24年度	200,000
				平成25年度	100,000		平成25年度	

第3表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	南部市民サービスセンター(仮称)整備事業	1,739
3 民生費	1 社会福祉費	障がい福祉等システム改修経費	3,564
		老人福祉施設整備費補助金	315,000
4 衛生費	1 環境衛生費	住宅用太陽光発電普及促進事業	6,734
6 農林水産業費	1 農業費	園芸振興拠点施設整備事業	109,400
		県営土地改良施設等整備事業負担金	9,150
8 土木費	1 土木管理費	県施行急傾斜地崩壊対策事業負担金	10,900

	2 道路橋りょう費	道路維持修繕事業	41,000
		防雪柵等整備事業	56,409
		融雪施設改良事業	101,511
		道路改良事業	268,000
		側溝改良事業	156,000
		電線共同溝整備事業	15,000
		道路橋長寿命化修繕計画策定事業	16,600
		交通安全施設等整備事業	25,000
		人にやさしい歩道づくり事業	10,000
	3 河川費	生活排水路等環境整備事業	4,540
		河川環境整備事業	15,308
		河川改修事業	33,909
	4 港湾費	県施行秋田港整備事業負担金	12,244
5 都市計画費	県施行街路事業負担金	17,507	
	都市計画図更新経費	4,500	
	地方道路交付金事業	589,942	

(変 更)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額		
			補正前の額	補 正 額	計
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう修繕事業	262,000	62,666	324,666
	5 都市計画費	大森山公園整備事業	13,216	34,638	47,854
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	林業施設災害復旧事業	23,023	4,000	27,023

第4表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
油谷コレクション活用推進事業	平成25年度～平成26年度	9,621
休日在宅診療当番医制業務委託経費	平成25年度～平成26年度	3,087
児童福祉関連サービス委託経費等	平成25年度～平成26年度	122,197

母子保健関連事業委託経費等	平成25年度～平成26年度	268,328
あきたスマートシティ・プロジェクト推進事業	平成25年度～平成26年度	26,768
対岸経済交流事業	平成25年度～平成26年度	600
中心市街地循環バス運行事業	平成25年度～平成26年度	6,772
市議会本会議中継等業務委託経費	平成25年度～平成26年度	1,728
市民スポーツ活動普及振興業務委託経費	平成25年度～平成26年度	18,500
美術館施設整備等経費	平成25年度～平成26年度	38,364

(変更)

事 項	期 間	
	補 正 前	補 正 後
総合窓口支援システム構築等経費	平成25年度～平成32年度	平成25年度～平成33年度

(変更)

(単位：千円)

事 項	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	計
町内防犯灯管理経費 (平成25年度設定)	289	9	298
障がい者福祉関連サービス委託経費等	81,702	738	82,440
老人福祉関連サービス委託経費等	13,197	378	13,575
健康管理関連事業委託経費等	6,518	221,995	228,513
施設整備管理費及び機器使用料等 (平成25年度設定情報統計課分)	141,083	3,811	144,894
同上 (平成25年度設定市民税課分)	8,628	5,893	14,521
同上 (平成25年度設定保健総務課分)	17,726	162	17,888
同上 (平成25年度設定子ども総務課分)	3,233	151	3,384
同上 (平成25年度設定環境総務課分)	1,992,038	7,797	1,999,835
同上 (平成25年度設定農林総務課分)	6,467	3,442	9,909
同上 (平成25年度設定都市総務課分)	219,704	210	219,914
同上 (平成25年度設定文化振興室分)	3,796	259	4,055
同上 (平成25年度設定御所野学院高校分)	1,361	7,167	8,528

第5表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
総 務 費	1,951,900	△23,400	1,928,500			
農 業 費	171,200	△141,700	29,500			
道 路 橋 り ょ う 費	641,400	△42,700	598,700			
土 地 区 画 整 理 費	755,000	△176,300	578,700			
住 宅 費	38,600	△13,500	25,100			
消 防 費	190,300	13,200	203,500			
高 等 学 校 費	26,300	△26,300	0			
臨 時 財 政 対 策 債	6,602,300	△365,800	6,236,500			
清 掃 費	265,000	△28,300	236,700			
計	11,604,400	△804,800	10,799,600			

平成25年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第2号）  
 平成25年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第2号）は、  
 次に定めるところによる。  
 （歳入歳出予算の補正）  
 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ431,000千円

を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,186,150  
 千円とする。  
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並  
 びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算  
 補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 702,000	千円 △221,600	千円 480,400
	1 国庫補助金	702,000	△221,600	480,400
4 繰入金		868,018	△203,900	664,118
	1 繰入金	868,018	△203,900	664,118
5 繰越金		45,000	△5,500	39,500
	1 繰越金	45,000	△5,500	39,500
歳 入 合 計		1,617,150	△431,000	1,186,150

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		千円 1,614,650	千円 △431,000	千円 1,183,650

	1 土地区画整理費	1,614,650	△431,000	1,183,650
歳 出	合 計	1,617,150	△431,000	1,186,150

平成25年度秋田市市有林会計補正予算（第1号）  
 平成25年度秋田市の市有林会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。  
 （歳入歳出予算の補正）  
 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,289千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134,948千円とする。  
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 財産収入		千円 3,753	千円 5,289	千円 9,042
	1 財産運用収入	700	△2	698
	2 財産売却収入	3,051	649	3,700
	3 分収林収入	2	4,642	4,644
歳 入	合 計	129,659	5,289	134,948

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 諸支出金		千円 102	千円 5,289	千円 5,391
	1 分収交付金	102	5,289	5,391
歳 出	合 計	129,659	5,289	134,948

平成25年度秋田市市営墓地会計補正予算（第2号）  
 平成25年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。  
 （歳入歳出予算の補正）  
 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,047千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,019千円とする。  
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円 49,926	千円 5,829	千円 55,755
	1 使用料	31,378	5,816	37,194
	2 手数料	18,548	13	18,561
3 繰越金		1	5,218	5,219

	1 繰越金	1	5,218	5,219
歳 入	合 計	49,972	11,047	61,019

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 48,872	千円 11,047	千円 59,919
	2 繰出金	12,000	11,047	23,047
歳 出	合 計	49,972	11,047	61,019

平成25年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第3号）  
平成25年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算（第3号）  
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ760千円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ361,135千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		千円 117,606	千円 228	千円 117,834
	1 繰入金	117,606	228	117,834
3 繰越金		5,000	532	5,532
	1 繰越金	5,000	532	5,532
歳 入	合 計	360,375	760	361,135

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 183,577	千円 760	千円 184,337
	1 総務管理費	183,577	760	184,337
歳 出	合 計	360,375	760	361,135

平成25年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第2号）  
平成25年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109,376千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ441,705千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算

補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 発電収入		千円 332,328	千円 109,376	千円 441,704
	1 発電収入	332,328	109,376	441,704
歳 入 合 計		332,329	109,376	441,705

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 出 金		千円 210,271	千円 109,376	千円 319,647
	1 一般会計繰出金	210,271	109,376	319,647
歳 出 合 計		332,329	109,376	441,705

平成25年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第3号）  
平成25年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第3号）  
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ179,608千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,511,287千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		千円 5,850,489	千円 △10,642	千円 5,839,847
	1 国民健康保険税	5,850,489	△10,642	5,839,847
3 国庫支出金		7,890,807	60,542	7,951,349
	1 国庫負担金	5,318,231	301,215	5,619,446
	2 国庫補助金	2,572,576	△240,673	2,331,903
4 療養給付費交付金		1,857,603	18,701	1,876,304
	1 療養給付費交付金	1,857,603	18,701	1,876,304
5 前期高齢者交付金		8,823,178	△8,458	8,814,720
	1 前期高齢者交付金	8,823,178	△8,458	8,814,720
6 県支出金		1,873,361	△103,625	1,769,736

	1 県負担金	307,231	△30,845	276,386
	2 県補助金	1,566,130	△72,780	1,493,350
7 共同事業交付金		5,009,038	△166,949	4,842,089
	1 共同事業交付金	5,009,038	△166,949	4,842,089
8 財産収入		276	751	1,027
	1 財産運用収入	276	751	1,027
9 繰入金		2,013,268	△108,884	1,904,384
	1 一般会計繰入金	2,013,268	△108,884	1,904,384
10 繰越金		1	491,020	491,021
	1 繰越金	1	491,020	491,021
11 諸収入		13,657	7,152	20,809
	2 雑入	12,482	7,152	19,634
歳 入 合 計		33,331,679	179,608	33,511,287

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 190,672	千円 △2,473	千円 188,199
	1 総務管理費	70,922	783	71,705
	2 徴税费	117,179	△3,256	113,923
2 保険給付費		22,164,467	81,130	22,245,597
	1 療養諸費	19,589,740	108,600	19,698,340
	2 高額療養費	2,472,436	△37,484	2,434,952
	4 出産育児諸費	77,739	10,014	87,753
3 後期高齢者支援金等		3,860,480	△14,646	3,845,834
	1 後期高齢者支援金等	3,860,480	△14,646	3,845,834
6 介護納付金		1,659,036	△7,110	1,651,926
	1 介護納付金	1,659,036	△7,110	1,651,926
7 共同事業拠出金		4,953,989	△172,087	4,781,902

	1 共同事業拠出金	4,953,989	△172,087	4,781,902
8 保健事業費		267,365	15,049	282,414
	1 特定健康診査等事業費	172,135	15,588	187,723
	2 保健事業費	95,230	△539	94,691
9 基金積立金		276	751	1,027
	1 基金積立金	276	751	1,027
11 諸支出金		27,729	278,994	306,723
	1 償還金及び還付加算金	27,728	278,994	306,722
歳 出 合 計		33,331,679	179,608	33,511,287

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険オンラインシステム関係経費	平成25年度～平成26年度	7,423

平成25年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第3号）  
平成25年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第3号）は、  
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ  
415,311千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ  
27,222,751千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区  
分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表  
歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」  
による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 料		千円 4,841,015	千円 △70,029	千円 4,770,986
	1 介護保険料	4,841,015	△70,029	4,770,986
3 国庫支出金		6,402,446	99,373	6,501,819
	1 国庫負担金	4,703,921	81,833	4,785,754
	2 国庫補助金	1,698,525	17,540	1,716,065
4 支払基金交付金		7,541,343	86,500	7,627,843
	1 支払基金交付金	7,541,343	86,500	7,627,843
5 県支出金		3,802,089	15,111	3,817,200

	1 県負担金	3,714,366	15,111	3,729,477
6 財産収入		1	381	382
	1 基金運用収入	1	381	382
7 繰入金		4,149,293	50,186	4,199,479
	1 一般会計繰入金	3,677,579	37,284	3,714,863
	2 基金繰入金	471,714	12,902	484,616
8 繰越金		71,206	233,789	304,995
	1 繰越金	71,206	233,789	304,995
歳 入 合 計		26,807,440	415,311	27,222,751

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		千円 25,902,442	千円 298,281	千円 26,200,723
	1 介護サービス等諸費	22,783,445	440,831	23,224,276
	2 介護予防サービス等諸費	1,128,787	7,814	1,136,601
	3 高額介護サービス等費	542,555	43,841	586,396
	4 特定入所者介護サービス等費	1,409,633	△193,313	1,216,320
	5 その他諸費	38,022	△892	37,130
4 基金積立金		1	381	382
	1 基金積立金	1	381	382
6 諸支出金		71,212	116,649	187,861
	1 償還金及び還付加算金	71,212	116,649	187,861
歳 出 合 計		26,807,440	415,311	27,222,751

第2表 債務負担行為補正

(変 更)

(単位：千円)

事 項	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	計
介護保険関連サービス委託経費等	352,466	79,661	432,127

平成25年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）  
 平成25年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）  
 は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）  
 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,562千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,213,015千円

とする。  
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並

びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,534,973	千円 19,100	千円 2,554,073
	1 後期高齢者医療保険料	2,534,973	19,100	2,554,073
5 諸収入		10,308	462	10,770
	1 延滞金、加算金及び過料	1	462	463
歳 入 合 計		3,193,453	19,562	3,213,015

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		千円 3,128,832	千円 19,562	千円 3,148,394
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,128,832	19,562	3,148,394
歳 出 合 計		3,193,453	19,562	3,213,015

平成25年度秋田市病院事業会計補正予算（第2号）  
（総 則）  
第1条 平成25年度秋田市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。  
（業務の予定量）  
第2条 平成25年度秋田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。  
(2) 年 間 患 者 数 （既決予定量）(補正予定量) (計)  
入 院 136,145人 △7,125人 129,020人  
外 来 302,072人 1,366人 303,438人  
(3) 一日平均患者数  
入 院 373人 △20人 353人  
外 来 1,238人 6人 1,244人  
（収益的収入及び支出）  
第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。  
（科 目） (既決予定額)(補正予定額) (計)  
収 入  
第1款 病院事業収益 9,865,689 119,313 9,985,002  
千円 千円 千円  
第1項 医業収益 9,120,194 92,890 9,213,084  
千円 千円 千円  
第2項 医業外収益 745,494 26,423 771,917  
千円 千円 千円  
支 出  
第1款 病院事業費用 9,824,922 102,497 9,927,419  
千円 千円 千円

第1項 医業費用 9,661,070 96,222 9,757,292  
千円 千円 千円  
第2項 医業外費用 133,982 △123 133,859  
千円 千円 千円  
第3項 特別損失 27,870 6,398 34,268  
千円 千円 千円  
（資本的収入及び支出）  
第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「325,309千円」を「332,512千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「622千円」を「744千円」に、過年度分損益勘定留保資金「324,687千円」を「331,768千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。  
（科 目） (既決予定額)(補正予定額) (計)  
収 入  
第1款 資本的収入 799,937 △12,750 787,187  
千円 千円 千円  
第1項 企業債 459,000 △16,800 442,200  
千円 千円 千円  
第4項 補助金 - 4,050 4,050  
千円 千円 千円  
支 出  
第1款 資本的支出 1,125,246 △5,547 1,119,699  
千円 千円 千円  
第1項 建設改良費 527,030 △5,547 521,483  
千円 千円 千円  
（債務負担行為）

第5条 予算第5条に定めた限度額を次のとおり変更する。  
 (既決予定額)(補正予定額) (計)  
 限 度 額 694,770 116,331 811,101  
 千円 千円 千円

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり補正する。  
 (既決予定額)(補正予定額) (計)  
 限 度 額 459,000 △16,800 442,200  
 千円 千円 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。  
 (既決予定額)(補正予定額) (計)  
 (1) 職 員 給 与 費 5,639,133 △70,216 5,568,917  
 千円 千円 千円

平成25年度秋田市水道事業会計補正予算(第3号)

(総 則)

第1条 平成25年度秋田市水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成25年度秋田市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(既決予定量)(補正予定量) (計)

(1) 給 水 戸 数 147,152戸 △746戸 146,406戸  
 (2) 年 間 総 配 水 量 37,823,969 △287,502 37,536,467  
 m<sup>3</sup> m<sup>3</sup> m<sup>3</sup>  
 (3) 一 日 平 均 配 水 量 103,627 △787 102,840  
 m<sup>3</sup> m<sup>3</sup> m<sup>3</sup>

(4) 主要な建設改良事業

(イ) 配水管整備工事

配 水 管 布 設 3,630 △230 3,400  
 m m m  
 配 水 管 布 設 替 18,940 △1,180 17,760  
 m m m

(ロ) 施設改良工事

駅 東 幹 線 210 6 216  
 配 水 管 整 備 m m m

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額)(補正予定額) (計)

収 入

第1款 水道事業収益 7,161,664 △67,533 7,094,131  
 千円 千円 千円  
 第1項 営業収益 7,051,499 △76,956 6,974,543  
 千円 千円 千円  
 第2項 営業外収益 110,163 9,423 119,586  
 千円 千円 千円

支 出

第1款 水道事業費用 6,938,924 △308,602 6,630,322  
 千円 千円 千円  
 第1項 営業費用 6,220,958 △234,912 5,986,046  
 千円 千円 千円  
 第2項 営業外費用 670,066 △30,690 639,376  
 千円 千円 千円

第3項 特別損失 46,100 △43,000 3,100  
 千円 千円 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2,700,992千円」を「2,530,821千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「60,584千円」を「71,880千円」に、減債積立金「553,319千円」を「876,668千円」に、過年度分損益勘定留保資金「2,087,089千円」を「1,582,273千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額)(補正予定額) (計)

収 入

第1款 資本的収入 1,474,241 41,907 1,516,148  
 千円 千円 千円  
 第1項 企業債 959,000 △3,800 955,200  
 千円 千円 千円  
 第2項 出資金 127,858 5,254 133,112  
 千円 千円 千円  
 第3項 補助金 181,500 △16,500 165,000  
 千円 千円 千円  
 第5項 負担金及び寄附金 205,882 56,953 262,835  
 千円 千円 千円

支 出

第1款 資本的支出 4,175,233 △128,264 4,046,969  
 千円 千円 千円  
 第1項 建設改良費 2,744,922 △132,324 2,612,598  
 千円 千円 千円  
 第2項 企業債償還金 1,430,311 3,212 1,433,523  
 千円 千円 千円  
 第3項 国庫補助金返還金 - 848 848  
 千円 千円 千円

(企業債)

第5条 予算第7条に定めた限度額を次のとおり補正する。

(既決予定額)(補正予定額) (計)

限 度 額 959,000 △3,800 955,200  
 千円 千円 千円

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条中「59,471千円」を「50,663千円」に改める。  
 (利益剰余金の処分)

第7条 予算第11条中当年度未処分利益剰余金「154,536千円」を「209,602千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。

(既決予定額)(補正予定額) (計)

(1) 減 債 積 立 金 154,536 55,066 209,602  
 千円 千円 千円

平成25年度秋田市下水道事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 平成25年度秋田市下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成25年度秋田市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(既決予定量)(補正予定量) (計)

(1) 排 水 戸 数 114,505 △115 114,390  
 戸 戸 戸

(2) 年間総処理水量	40,958,800	3,734,918	44,693,718						
	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>						
(3) 一日平均処理水量	112,216	10,233	122,449						
	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>						
(4) 主要な建設改良事業									
(イ) 管渠建設									
管渠布設	5,211	△674	4,537						
	m	m	m						
管渠改築等	2,397	8	2,405						
	m	m	m						
(ニ) 特定環境保全公共下水道									
管渠布設	5,690	△1,958	3,732						
	m	m	m						
(収益的収入及び支出)									
第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。									
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)						
収 入									
第1款 下水道事業収益	9,266,202	41,874	9,308,076						
	千円	千円	千円						
第1項 営業収益	7,511,275	102,666	7,613,941						
	千円	千円	千円						
第2項 営業外収益	1,754,925	△63,062	1,691,863						
	千円	千円	千円						
第3項 特別利益	2	2,270	2,272						
	千円	千円	千円						
支 出									
第1款 下水道事業費用	9,046,270	△86,147	8,960,123						
	千円	千円	千円						
第1項 営業費用	7,065,459	△52,704	7,012,755						
	千円	千円	千円						
第2項 営業外費用	1,965,260	△35,158	1,930,102						
	千円	千円	千円						
第3項 特別損失	13,001	1,715	14,716						
	千円	千円	千円						
(資本的収入及び支出)									
第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「3,817,763千円」を「3,747,916千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「5,805千円」を「12,534千円」に、減債積立金「476,070千円」を「615,850千円」に、過年度分損益勘定留保資金「153,743千円」を「331,290千円」に、当年度分損益勘定留保資金「3,182,145千円」を「2,788,242千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。									
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)						
収 入									
第1款 資本的収入	5,235,356	△507,781	4,727,575						
	千円	千円	千円						
第1項 企業債	2,955,100	△262,300	2,692,800						
	千円	千円	千円						
第2項 出資金	838,220	95	838,315						
	千円	千円	千円						
第3項 補助金	1,352,500	△229,480	1,123,020						
	千円	千円	千円						
第4項 負担金	89,535	△16,408	73,127						
	千円	千円	千円						
第5項 固定資産売却代金	1	312	313						
	千円	千円	千円						
支 出									
第1款 資本的支出	9,053,119	△577,628	8,475,491						
	千円	千円	千円						
第1項 建設改良費	3,458,122	△578,965	2,879,157						
	千円	千円	千円						
第2項 企業債償還金	5,594,997	1,337	5,596,334						
	千円	千円	千円						
(企業債)									
第5条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり補正する。									
(既決予定額)	(補正予定額)	(計)							
限 度 額	2,955,100	△262,300	2,692,800						
	千円	千円	千円						
(他会計からの補助金)									
第6条 予算第9条中「1,740,323千円」を「1,678,668千円」に改める。									
(利益剰余金の処分)									
第7条 予算第10条中当年度未処分利益剰余金「214,127千円」を「335,419千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。									
(既決予定額)	(補正予定額)	(計)							
(1) 減債積立金	214,127	121,292	335,419						
	千円	千円	千円						
平成25年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)									
(総 則)									
第1条 平成25年度秋田市農業集落排水事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。									
(業務の予定量)									
第2条 平成25年度秋田市農業集落排水事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。									
(既決予定量)	(補正予定量)	(計)							
(1) 排水戸数									
(農業集落排水)	3,333戸	△71戸	3,262戸						
(個別排水処理)	218戸	△8戸	210戸						
( 計 )	3,551戸	△79戸	3,472戸						
(2) 年間総処理水量									
(農業集落排水)	1,111,888m <sup>3</sup>	27,386m <sup>3</sup>	1,139,274m <sup>3</sup>						
(個別排水処理)	52,477m <sup>3</sup>	△3,269m <sup>3</sup>	49,208m <sup>3</sup>						
( 計 )	1,164,365m <sup>3</sup>	24,117m <sup>3</sup>	1,188,482m <sup>3</sup>						
(3) 一日平均処理水量									
(農業集落排水)	3,046m <sup>3</sup>	75m <sup>3</sup>	3,121m <sup>3</sup>						
(個別排水処理)	144m <sup>3</sup>	△9m <sup>3</sup>	135m <sup>3</sup>						
( 計 )	3,190m <sup>3</sup>	66m <sup>3</sup>	3,256m <sup>3</sup>						
(収益的収入及び支出)									
第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。									
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)						
収 入									
第1款 農業集落排水事業収益	611,390	△8,447	602,943						
	千円	千円	千円						
第1項 営業収益	151,586	△5,367	146,219						
	千円	千円	千円						

第2項	営業外収益	459,803	△3,080	456,723
		千円	千円	千円
第2款	個別排水処理事業収益	22,957	△435	22,522
		千円	千円	千円
第1項	営業収益	8,505	△350	8,155
		千円	千円	千円
第2項	営業外収益	14,450	△85	14,365
		千円	千円	千円
	支 出			
第1款	農業集落排水事業費用	611,284	△8,512	602,772
		千円	千円	千円
第1項	営業費用	482,997	△5,541	477,456
		千円	千円	千円
第2項	営業外費用	127,737	△2,971	124,766
		千円	千円	千円
第2款	個別排水処理事業費用	23,063	△416	22,647
		千円	千円	千円
第1項	営業費用	20,010	△320	19,690
		千円	千円	千円
第2項	営業外費用	2,951	△96	2,855
		千円	千円	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「199,691千円」を「199,375千円」に、「過年度分損益勘定留保資金」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額46千円、減債積立金8,758千円及び過年度分損益勘定留保資金190,571千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 農業集落排水事業資本的収入	171,387	△46,532	124,855
	千円	千円	千円
第1項 企業債	20,400	△16,900	3,500
	千円	千円	千円
第2項 出 資 金	110,743	△29,143	81,600
	千円	千円	千円
第3項 補 助 金	1,750	△76	1,674
	千円	千円	千円
第4項 負 担 金	23,505	△413	23,092
	千円	千円	千円
第2款 個別排水処理事業資本的収入	27,717	△2,283	25,434
	千円	千円	千円
第1項 企業債	11,000	△300	10,700
	千円	千円	千円
第2項 出 資 金	10,361	△1,233	9,128
	千円	千円	千円
第3項 補 助 金	4,750	△578	4,172
	千円	千円	千円

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11	地方交付税	千円 23,434,120	千円 32,335	千円 23,466,455

第4項	負 担 金	1,606	△172	1,434
		千円	千円	千円
	支 出			
第1款	農業集落排水事業資本的支出	368,918	△46,903	322,015
		千円	千円	千円
第1項	建設改良費	88,912	△46,985	41,927
		千円	千円	千円
第2項	企業債償還金	279,922	81	280,003
		千円	千円	千円
第3項	投 資	84	1	85
		千円	千円	千円
第2款	個別排水処理事業資本的支出	29,877	△2,228	27,649
		千円	千円	千円
第1項	建設改良費	26,971	△2,228	24,743
		千円	千円	千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
限 度 額	31,400	△17,200	14,200
	千円	千円	千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	72,356	△32,837	39,519
	千円	千円	千円

(他会計からの補助金)

第7条 予算第9条中「474,033千円」を「470,715千円」に改める。

(利益剰余金の処分)

第8条 予算第10条を削る。

平成25年度秋田市一般会計補正予算(第9号)

平成25年度秋田市の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,237,784千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128,351,591千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(市債の補正)

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

	1 地方交付税	23,434,120	32,335	23,466,455
13 分担金及び負担金		1,275,916	3,000	1,278,916
	2 負担金	1,272,302	3,000	1,275,302
15 国庫支出金		18,083,096	1,077,349	19,160,445
	2 国庫補助金	3,528,829	1,077,349	4,606,178
22 市債		10,799,600	1,125,100	11,924,700
	1 市債	10,799,600	1,125,100	11,924,700
歳 入	合 計	126,113,807	2,237,784	128,351,591

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土木費		千円 14,970,518	千円 2,043,252	千円 17,013,770
	2 道路橋りょう費	5,308,465	1,042,947	6,351,412
	5 都市計画費	3,650,362	1,000,305	4,650,667
10 教育費		11,880,523	194,532	12,075,055
	3 中学校費	1,483,599	194,532	1,678,131
歳 出	合 計	126,113,807	2,237,784	128,351,591

第2表 繰越明許費補正  
(追加)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	大規模堆雪場取得経費	21,000
		千秋公園整備事業	33,000
	5 都市計画費	公園遊具施設長寿命化等整備事業	41,000
10 教 育 費	3 中学校費	城東中学校大規模改造事業	194,532

(変 更)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額		
			補正前の額	補 正 額	計
8 土木費	2 道路橋りょう費	防雪柵等整備事業	56,409	58,000	114,409
		融雪施設改良事業	101,511	59,000	160,511

		道路改良事業	268,000	426,000	694,000
		電線共同溝整備事業	15,000	260,400	275,400
		橋りょう修繕事業	324,666	175,547	500,213
		人にやさしい歩道づくり事業	10,000	43,000	53,000
	5 都市計画費	県施行街路事業負担金	17,507	15,660	33,167
		土地区画整理会計繰出金	222,800	86,420	309,220
		地方道路交付金事業	589,942	712,055	1,301,997
		大森山公園整備事業	47,854	112,170	160,024

第3表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
道 路 橋 り ょ う 費	598,700	451,900	1,050,600			
土 地 区 画 整 理 費	578,700	86,400	665,100			
街 路 事 業 費	383,800	335,900	719,700			
公 園 整 備 費	175,700	92,500	268,200			
中 学 校 費	28,300	158,400	186,700			
計	10,799,600	1,125,100	11,924,700			

平成25年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第3号）  
 平成25年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。  
 （歳入歳出予算の補正）  
 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ176,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,362,750千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。  
 （繰越明許費の補正）  
 第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 480,400	千円 90,180	千円 570,580
	1 国庫補助金	480,400	90,180	570,580
4 繰入金		664,118	86,420	750,538
	1 繰入金	664,118	86,420	750,538
歳 入 合 計		1,186,150	176,600	1,362,750

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		千円 1,183,650	千円 176,600	千円 1,360,250
	1 土地区画整理費	1,183,650	176,600	1,360,250
歳 出 合 計		1,186,150	176,600	1,362,750

第2表 繰越明許費補正  
(変 更)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額		
			補正前の額	補 正 額	計
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	302,000	166,600	468,600
		秋田駅西北地区土地区画整理事業	108,000	10,000	118,000

平成25年度秋田市下水道事業会計補正予算(第3号)  
(総 則)

第1条 平成25年度秋田市下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成25年度秋田市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(既決予定量) (補正予定量) (計)

(4) 主要な建設改良事業

(イ) 管 渠 建 設

管 渠 布 設	4,537m	800m	5,337m
管 渠 改 築 等	2,405m	520m	2,925m

(ニ) 特定環境保全公共下水道

管 渠 布 設	3,732m	130m	3,862m
---------	--------	------	--------

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「3,747,916千円」を「3,751,955千円」に、当年度分損益勘定留保資金「2,788,242千円」を「2,792,281千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

収 入

第1款 資本的収入	4,727,575	347,200	5,074,775
	千円	千円	千円
第1項 企業債	2,692,800	233,500	2,926,300
	千円	千円	千円
第3項 補助金	1,123,020	113,700	1,236,720
	千円	千円	千円

支 出

第1款 資本的支出	8,475,491	351,239	8,826,730
	千円	千円	千円
第1項 建設改良費	2,879,157	351,239	3,230,396
	千円	千円	千円

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり補正する。

(既決予定額) (補正予定額) (計)

限 度 額	2,692,800	233,500	2,926,300
	千円	千円	千円

秋田市告示第64号

平成26年3月20日の「平成26年2月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成26年3月24日

秋田市長 穂 積 志

平成26年度秋田市一般会計予算

平成26年度秋田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ124,024,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(市債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 市債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合におけ

る同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 市 税		千円 43,198,803
	1 市民税	19,425,982
	2 固定資産税	19,421,973
	3 軽自動車税	545,422
	4 市たばこ税	2,339,082
	5 鉱産税	10,166
	6 特別土地保有税	1
	7 入湯税	33,202
	8 事業所税	1,422,975
2 地方譲与税		926,539
	1 地方揮発油譲与税	258,238
	2 自動車重量譲与税	595,591
	3 地方道路譲与税	1
	4 特別とん譲与税	35,680
3 利子割交付金		116,325
	1 利子割交付金	116,325
4 配当割交付金		62,599
	1 配当割交付金	62,599
5 株式等譲渡所得割交付金		37,725
	1 株式等譲渡所得割交付金	37,725
6 地方消費税交付金		3,880,000
	1 地方消費税交付金	3,880,000

7	ゴルフ場利用税交付金		54,065
	1	ゴルフ場利用税交付金	54,065
8	自動車取得税交付金		89,179
	1	自動車取得税交付金	89,179
9	国有提供施設等所在市助成交付金		6,859
	1	国有提供施設等所在市助成交付金	6,859
10	地方特例交付金		178,675
	1	地方特例交付金	178,675
11	地方交付税		23,258,000
	1	地方交付税	23,258,000
12	交通安全対策特別交付金		90,000
	1	交通安全対策特別交付金	90,000
13	分担金及び負担金		1,318,451
	1	分担金	6,995
	2	負担金	1,311,456
14	使用料及び手数料		2,252,735
	1	使用料	993,935
	2	手数料	1,258,800
15	国庫支出金		18,132,652
	1	国庫負担金	14,740,834
	2	国庫補助金	3,318,437
	3	委託金	73,381
16	県支出金		6,957,452
	1	県負担金	3,248,043
	2	県補助金	3,181,087
	3	委託金	528,322
17	財産収入		232,147

	1 財産運用収入	179,200
	2 財産売却収入	52,947
18 寄 附 金		633
	1 寄附金	633
19 繰 入 金		2,598,246
	1 特別会計繰入金	347,946
	2 基金繰入金	2,250,300
20 繰 越 金		650,000
	1 繰越金	650,000
21 諸 収 入		6,540,115
	1 延滞金、加算金及び過料	30,001
	2 市預金利子	4,179
	3 貸付金元利収入	5,322,764
	4 受託事業収入	5,389
	5 雑入	1,177,782
22 市 債		13,442,800
	1 市債	13,442,800
歳 入	合 計	124,024,000

## 歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 753,469
	1 議会費	753,469
2 総 務 費		16,261,476
	1 総務管理費	14,545,187
	2 徴税費	1,080,435
	3 戸籍住民基本台帳費	300,532
	4 選挙費	158,887

	5 統計調査費	82,635
	6 監査委員費	93,800
3 民生費		44,244,359
	1 社会福祉費	20,959,013
	2 児童福祉費	13,609,046
	3 生活保護費	9,629,542
	4 国民年金費	44,408
	5 災害救助費	2,350
4 衛生費		9,154,694
	1 環境衛生費	501,648
	2 保健所費	1,577,950
	3 清掃費	4,830,014
	4 病院費	1,285,498
	5 上水道費	179,107
	6 食肉衛生検査所費	179,030
	7 母子衛生費	601,447
5 労働費		417,709
	1 労働諸費	417,709
6 農林水産業費		3,170,495
	1 農業費	2,337,117
	2 農業集落排水費	545,910
	3 林業費	287,468
7 商工費		6,290,365
	1 商工費	6,290,365
8 土木費		12,369,636
	1 土木管理費	394,331
	2 道路橋りょう費	3,380,920

	3 河川費	160,431
	4 港湾費	187,770
	5 都市計画費	3,103,176
	6 下水道費	4,591,620
	7 住宅費	551,388
9 消 防 費		5,284,334
	1 消防費	5,284,334
10 教 育 費		10,739,903
	1 教育総務費	1,882,563
	2 小学校費	2,882,854
	3 中学校費	1,597,946
	4 高等学校費	917,210
	5 社会教育費	1,879,998
	6 保健体育費	574,862
	7 専修学校費	132,860
	8 大学費	871,610
11 災害復旧費		5,019
	1 農林水産施設災害復旧費	5,016
	2 公共土木施設災害復旧費	1
	3 教育施設災害復旧費	2
12 公 債 費		15,252,540
	1 公債費	15,252,540
13 諸 支 出 金		1
	1 雑支出	1
14 予 備 費		80,000
	1 予備費	80,000
歳 出	合 計	124,024,000

第2表 継続費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
3 民生費	2 児童福祉費	御所野児童センター (仮称)整備事業	145,950	平成26年度	131,355
				平成27年度	14,595
9 消防費	1 消防費	消防総合通信指令 システム構築事業	1,931,108	平成26年度	1,158,908
				平成27年度	590,200
				平成28年度	182,000
		河辺消防署本署 改築事業	428,654	平成26年度	385,399
				平成27年度	43,255
10 教育費	5 社会教育費	国指定名勝如斯亭 庭園保存整備事業	435,250	平成26年度	52,840
				平成27年度	154,420
				平成28年度	227,990

第3表 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
町内防犯灯管理経費 (平成26年度設定)	平成26年度～平成34年度	278
あきたスマートシティ・プロジェクト推進事業	平成26年度～平成27年度	11,772
若年者正規雇用促進事業	平成26年度～平成27年度	14,000
創業資金・産業活力創造資金利子補給	平成26年度～平成31年度	16,850
中心市街地出店促進資金利子補給	平成26年度～平成31年度	16,027
中小製造業設備投資資金利子補給	平成26年度～平成36年度	50,411
中小企業用地取得資金利子補給 (平成26年度設定)	平成26年度～平成29年度	1,948
コンベンション誘致推進事業 (平成26年度設定)	平成26年度～平成27年度	助成対象コンベンションにおいて、助成対象となる参加者数に1,000円を乗じて得た額
バス交通総合改善事業	平成26年度～平成27年度	108,426
小学校防犯灯LED化事業	平成26年度～平成34年度	75
中学校防犯灯LED化事業	平成26年度～平成34年度	90

第4表 市債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務費	3,244,100	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
社会福祉費	180,600			
児童福祉費	121,100			
清掃費	444,100			
農業費	104,600			
林業費	29,100			
商工費	19,100			
道路橋りょう費	385,800			
土地区画整理費	622,000			
街路事業費	232,000			
公園整備費	17,900			
住宅費	30,000			
災害対策費	7,900			
消防費	1,821,700			
小学校費	336,100			
社会教育費	73,000			
保健体育費	16,200			
農林水産施設災害復旧費	1,200			
臨時財政対策債	5,756,300			
計	13,442,800			

平成26年度秋田市土地区画整理会計予算

平成26年度秋田市の土地区画整理会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,362,159千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円

と定める。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 国庫支出金		千円 594,100
	1 国庫補助金	594,100
2 換地清算金		365
	1 換地清算金	365
3 財産収入		1,457
	1 財産売払収入	1,457
4 繰入金		721,237
	1 一般会計繰入金	721,237
5 繰越金		45,000
	1 繰越金	45,000
歳 入 合 計		1,362,159

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円 1,359,659
	1 土地区画整理費	1,359,659
2 公債費		1,500
	1 公債費	1,500
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		1,362,159

平成26年度秋田市市有林会計予算

平成26年度秋田市の市有林会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ136,541千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規

定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 県支出金		千円 8,019
	1 県補助金	8,019
2 財産収入		2,692
	1 財産運用収入	678
	2 財産売却収入	2,012
	3 分収林収入	2
3 繰入金		98,312
	1 一般会計繰入金	98,312
4 繰越金		15,200
	1 繰越金	15,200
5 諸収入		318
	1 雑入	318
6 市債		12,000
	1 市債	12,000
歳 入 合 計		136,541

## 歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 28,264
	1 総務管理費	28,264
2 事業費		28,277
	1 造林事業費	28,277
3 公債費		79,700
	1 公債費	79,700
4 諸支出金		100
	1 分収交付金	100

5 予 備 費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		136,541

第2表 市債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
造 林 事 業 費	12,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	12,000			

平成26年度秋田市市営墓地会計予算

平成26年度秋田市の市営墓地会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,693千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 51,647
	1 使用料	32,237
	2 手数料	19,410
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸 収 入		45
	1 雑入	45
歳 入 合 計		51,693

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 50,593
	1 総務管理費	38,593

	2 繰出金	12,000
2 公債費		100
	1 公債費	100
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		51,693

平成26年度秋田市中央卸売市場会計予算  
 平成26年度秋田市の中央卸売市場会計の予算は、次に定めるところによる。  
 (歳入歳出予算)  
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ95,041千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。  
 (一時借入金)  
 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
 歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 19,688
	1 使用料	19,688
2 繰入金		55,049
	1 一般会計繰入金	55,049
3 繰越金		5,300
	1 繰越金	5,300
4 諸収入		15,004
	1 貸付金元利収入	15,003
	2 雑入	1
歳 入 合 計		95,041

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 56,664
	1 総務管理費	56,664
2 公債費		38,277

	1 公債費	38,277
3 予 備 費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		95,041

平成26年度秋田市公設地方卸売市場会計予算  
平成26年度秋田市の公設地方卸売市場会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ335,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 146,312
	1 使用料	146,311
	2 手数料	1
2 繰 入 金		118,373
	1 一般会計繰入金	118,373
3 繰 越 金		5,000
	1 繰越金	5,000
4 諸 収 入		65,315
	1 貸付金元利収入	65,016
	2 雑入	299
歳 入 合 計		335,000

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 186,062
	1 総務管理費	186,062
2 事 業 費		19,390
	1 地方卸売市場施設整備費	19,390

3 公 債 費		129,148
	1 公債費	129,148
4 予 備 費		400
	1 予備費	400
歳 出 合 計		335,000

平成26年度秋田市大森山動物園会計予算  
 平成26年度秋田市の大森山動物園会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ494,332千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 88,314
	1 使用料	88,314
2 財産収入		2,008
	1 財産運用収入	2,008
3 寄 附 金		1
	1 寄附金	1
4 繰 入 金		392,507
	1 一般会計繰入金	392,507
5 繰 越 金		1
	1 繰越金	1
6 諸 収 入		11,501
	1 雑入	11,501
歳 入 合 計		494,332

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 406,542
	1 総務管理費	406,542
2 事業費		38,800
	1 動物園施設整備費	38,800
3 公債費		48,890
	1 公債費	48,890
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		494,332

平成26年度秋田市廃棄物発電会計予算

平成26年度秋田市の廃棄物発電会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ434,729千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 発電収入		千円 434,728
	1 発電収入	434,728
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		434,729

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 32,155
	1 総務管理費	32,155
2 繰出金		335,946

	1 一般会計繰出金	335,946
3 公債費		66,628
	1 公債費	66,628
歳 出	合 計	434,729

平成26年度秋田市病院事業債管理会計予算  
 平成26年度秋田市の病院事業債管理会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,745,437千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 433,637
	1 負担金	433,637
2 市 債		1,311,800
	1 市債	1,311,800
歳 入	合 計	1,745,437

歳 出

款	項	金 額
1 市立秋田総合病院貸付金		千円 1,311,800
	1 市立秋田総合病院貸付金	1,311,800
2 公債費		433,637
	1 公債費	433,637
歳 出	合 計	1,745,437

第2表 市債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立秋田総合病院 貸付金	1,311,800	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	1,311,800			

平成26年度秋田市国民健康保険事業会計予算  
平成26年度秋田市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,366,345千円と定める。

2 事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険税		千円 5,688,439
	1 国民健康保険税	5,688,439
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		8,009,201
	1 国庫負担金	5,426,911
	2 国庫補助金	2,582,290
4 療養給付費交付金		1,822,058
	1 療養給付費交付金	1,822,058
5 前期高齢者交付金		9,006,319
	1 前期高齢者交付金	9,006,319
6 県支出金		1,842,505

	1 県負担金	284,479
	2 県補助金	1,558,026
7 共同事業交付金		5,042,446
	1 共同事業交付金	5,042,446
8 財産収入		326
	1 財産運用収入	326
9 繰入金		1,944,112
	1 一般会計繰入金	1,944,112
10 繰越金		1
	1 繰越金	1
11 諸収入		10,937
	1 延滞金、加算金及び過料	846
	2 雑入	10,091
歳 入	合 計	33,366,345

## 歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 174,224
	1 総務管理費	72,835
	2 徴税費	98,740
	3 運営協議会費	224
	4 収納率向上特別対策事業費	2,425
2 保険給付費		22,474,391
	1 療養諸費	19,826,013
	2 高額療養費	2,525,862
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	97,617
	5 葬祭諸費	24,897

3 後期高齢者支援金等		3,713,423
	1 後期高齢者支援金等	3,713,423
4 前期高齢者納付金等		2,682
	1 前期高齢者納付金等	2,682
5 老人保健拠出金		148
	1 老人保健拠出金	148
6 介護納付金		1,580,849
	1 介護納付金	1,580,849
7 共同事業拠出金		4,895,978
	1 共同事業拠出金	4,895,978
8 保健事業費		296,097
	1 特定健康診査等事業費	197,490
	2 保健事業費	98,607
9 基金積立金		326
	1 基金積立金	326
10 公 債 費		3,000
	1 公債費	3,000
11 諸 支 出 金		25,227
	1 償還金及び還付加算金	25,226
	2 一部負担金	1
12 予 備 費		200,000
	1 予備費	200,000
歳 出	合 計	33,366,345

平成26年度秋田市母子寡婦福祉資金貸付事業会計予算  
平成26年度秋田市の母子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61,172千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 2,216
	1 一般会計繰入金	2,216
2 繰越金		17,395
	1 繰越金	17,395
3 諸収入		41,561
	1 貸付金元利収入	41,560
	2 雑入	1
歳 入 合 計		61,172

歳 出

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 60,672
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	60,672
2 公債費		500
	1 公債費	500
歳 出 合 計		61,172

平成26年度秋田市介護保険事業会計予算

平成26年度秋田市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,513,943千円と定める。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債

の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 保険料		千円 4,951,928
	1 介護保険料	4,951,928

2 手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		6,959,628
	1 国庫負担金	5,043,646
	2 国庫補助金	1,915,982
4 支払基金交付金		8,038,459
	1 支払基金交付金	8,038,459
5 県支出金		4,026,423
	1 県負担金	3,929,899
	2 県補助金	96,524
6 繰入金		3,916,154
	1 一般会計繰入金	3,916,154
7 繰越金		6,338
	1 繰越金	6,338
8 諸収入		112
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	111
9 市債		614,900
	1 市債	614,900
歳 入	合 計	28,513,943

## 歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 336,312
	1 総務管理費	336,312
2 保険給付費		27,610,923
	1 介護サービス等諸費	24,393,963
	2 介護予防サービス等諸費	1,219,181

	3 高額介護サービス等費	641,620
	4 特定入所者介護サービス等費	1,318,622
	5 その他諸費	37,537
3 地域支援事業費		528,406
	1 介護予防事業費	107,923
	2 包括的支援事業・任意事業費	420,483
4 公債費		2,000
	1 公債費	2,000
5 諸支出金		6,302
	1 償還金及び還付加算金	6,302
6 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳 出 合 計		28,513,943

第2表 市債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
介護保険事業費	614,900	普通貸借	無利子	融資資金については、その融資先の貸付条件による。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還することができる。
計	614,900			

平成26年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算  
 平成26年度秋田市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。  
 (歳入歳出予算)  
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,223,897千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。  
 (一時借入金)  
 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
 歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,549,633
	1 後期高齢者医療保険料	2,549,633

2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		637,754
	1 一般会計繰入金	637,754
4 繰越金		26,000
	1 繰越金	26,000
5 諸収入		10,509
	1 延滞金、加算金及び過料	200
	2 償還金及び還付加算金	10,257
	3 雑入	52
歳 入	合 計	3,223,897

## 歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 44,981
	1 総務管理費	19,311
	2 徴収費	25,670
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,158,459
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,158,459
3 公債費		200
	1 公債費	200
4 諸支出金		10,257
	1 償還金及び還付加算金	10,257
5 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出	合 計	3,223,897

平成26年度秋田市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度秋田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数 146,995戸  
(2) 年間総配水量 37,421,021m<sup>3</sup>

(3) 一日平均配水量	102,523m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 配水管整備工事	
配水管布設	3,350m
配水管布設替	18,020m
(ロ) 施設改良工事	
外旭川幹線配水管整備	1,317m
土崎環状線配水管整備	880m
千秋中通明田線配水管整備	160m
河辺上野送水管整備	870m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	7,790,549千円
第1項 営業収益	7,135,034千円
第2項 営業外収益	572,704千円
第3項 特別利益	82,811千円
支 出	
第1款 水道事業費用	7,488,614千円
第1項 営業費用	6,238,431千円
第2項 営業外費用	694,989千円
第3項 特別損失	553,394千円
第4項 予備費	1,800千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める  
(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,482,984千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額111,636千円、減債積立金209,602千円及び過年度分損益勘定留保資金2,161,746千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,394,120千円
第1項 企業債	817,300千円
第2項 出資金	131,899千円
第3項 補助金	224,333千円
第4項 固定資産売却代金	1千円
第5項 負担金及び寄附金	220,587千円
支 出	
第1款 資本的支出	3,877,104千円
第1項 建設改良費	2,456,765千円
第2項 企業債償還金	1,420,339千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
老朽給水管解消に係る資金融資あっせん利子補給	平成26年度から31年度まで	50千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限 度 額	817,300千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後において

は、当該見直し後の利率)

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,414,136千円

(2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、47,208千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度未処分利益剰余金のうち176,226千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 176,226千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、190,000千円と定める。

平成26年度秋田市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度秋田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数 116,399戸

(2) 年間総処理水量 42,173,772m<sup>3</sup>

(3) 一日平均処理水量 115,545m<sup>3</sup>

(4) 主要な建設改良事業

  (イ) 管渠建設

    管渠布設 4,631m

    管渠改築等 2,604m

  (ロ) ポンプ場建設

    外旭川ポンプ場施設整備 一式

  (ハ) 処理場建設

    八橋終末処理場施設整備 一式

  (ニ) 特定環境保全公共下水道

    管渠布設 7,368m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	11,295,871千円
第1項 営業収益	7,600,301千円
第2項 営業外収益	3,580,312千円
第3項 特別利益	115,258千円
支 出	

第1款	下水道事業費用	10,716,618千円
第1項	営業費用	8,348,142千円
第2項	営業外費用	1,937,502千円
第3項	特別損失	428,424千円
第4項	予備費	2,550千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,927,288千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,093千円、減債積立金335,419千円、過年度分損益勘定留保資金630,372千円及び当年度分損益勘定留保資金2,950,404千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	5,017,015千円
第1項	企業債	2,945,600千円
第2項	出資金	869,570千円
第3項	補助金	1,119,050千円
第4項	負担金	82,794千円
第5項	固定資産売却代金	1千円

支 出		
第1款	資本的支出	8,944,303千円
第1項	建設改良費	3,283,406千円
第2項	企業債償還金	5,660,897千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金利子補給(金足地区分)	平成26年度から31年度まで	1,291千円
水洗便所改造資金損失補償(金足地区分)	平成26年度から31年度まで	3,500千円
水洗便所改造資金利子補給	平成26年度から32年度まで	3,836千円
水洗便所改造資金損失補償	平成26年度から32年度まで	8,400千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費及び企業債償還金
限度額	2,945,600千円
起債の方法	証書借入
利率	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場

合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 799,442千円(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,554,828千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度未処分利益剰余金のうち568,160千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 568,160千円

平成26年度秋田市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度秋田市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	(農業集落排水)	(個別排水処理)	(計)
(1) 排水戸数	2,972戸	225戸	3,197戸
(2) 年間総処理水量	1,096,062m <sup>3</sup>	53,989m <sup>3</sup>	1,150,051m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	3,003m <sup>3</sup>	148m <sup>3</sup>	3,151m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 農業集落排水建設改良			
雄和向野農業集落排水施設機能強化			一式
(ロ) 個別排水処理施設建設			
特定地域生活排水処理施設整備			一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	農業集落排水事業収益	879,662千円
第1項	営業収益	146,800千円
第2項	営業外収益	732,861千円
第3項	特別利益	1千円
第2款	個別排水処理事業収益	28,178千円
第1項	営業収益	9,043千円
第2項	営業外収益	19,133千円
第3項	特別利益	2千円

支 出

第1款	農業集落排水事業費用	874,688千円
第1項	営業費用	753,226千円
第2項	営業外費用	101,001千円
第3項	特別損失	19,961千円
第4項	予備費	500千円
第2款	個別排水処理事業費用	28,380千円
第1項	営業費用	25,266千円
第2項	営業外費用	3,012千円
第3項	特別損失	2千円
第4項	予備費	100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額204,725千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,772千円及び過年度分損益勘定留保資金199,953千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	農業集落排水事業資本的収入	185,310千円
第1項	企業債	47,000千円
第2項	出資金	84,104千円
第3項	補助金	37,750千円
第4項	負担金	2,000千円
第5項	基金繰入金	14,456千円
第2款	個別排水処理事業資本的収入	28,088千円
第1項	企業債	11,300千円
第2項	出資金	10,432千円
第3項	補助金	4,750千円
第4項	負担金	1,606千円
支 出		
第1款	農業集落排水事業資本的支出	386,855千円
第1項	建設改良費	101,452千円
第2項	企業債償還金	285,332千円
第3項	投資	71千円
第2款	個別排水処理事業資本的支出	31,268千円
第1項	建設改良費	27,325千円
第2項	企業債償還金	3,943千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造 資金利子補給 (農業集落排水)	平成26年度から 32年度まで	160千円
水洗便所改造 資金損失補償 (農業集落排水)	平成26年度から 32年度まで	350千円
水洗便所改造 資金利子補給 (個別排水処理)	平成26年度から 32年度まで	96千円
水洗便所改造 資金損失補償 (個別排水処理)	平成26年度から 32年度まで	210千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限度額	58,300千円
起債の方法	証書借入
利率	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換するこ

とができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款農業集落排水事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 65,107千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、450,420千円である。

秋田市告示第65号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成26年 3月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
秋田市田尻町内会
- 2 認可年月日  
平成24年 3月 7日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 田 口 一 俊  
秋田市河辺三内字田尻下野田66番地  
変更後 田 口 勝 廣  
秋田市河辺三内字田尻下野田28番地 1
- 4 変更年月日  
平成26年 1月26日
- 5 変更の理由  
役員改選による。

秋田市告示第66号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条第3項の規定に基づき、秋田県知事より平成26年度における国土調査として指定を受けた地域の地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により告示する。

平成26年 3月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 国土調査として指定された年月日  
平成26年 3月18日
- 2 調査を実施する者の名称  
秋田市
- 3 調査地域  
(1) 地積測定・地籍簿および原図作成地域  
秋田市河辺和田字宮崎の一部  
秋田市河辺和田字小川向の一部  
(2) 地籍測量・一筆地調査地域  
秋田市河辺和田字小川向の一部  
秋田市河辺和田字大沢口の一部

4 調査期間

平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

秋田市告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3月24日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
2189	豊岩豊巻1号線	豊岩豊巻字内縄尻308番5地先	
		豊岩豊巻字中山67番6地先	
30865	イサノ22号線	八橋イサノ一丁目161番8地先	
		八橋イサノ一丁目161番12地先	

80459	太平八田堆雪場線	太平八田字藤ノ崎239番1地先	
		太平八田字館ヶ沢24番3地先	
90480	飯島新町三丁目5号線	飯島字長山下92番1地先	
		飯島新町三丁目77番1地先	
90481	飯島新町三丁目6号線	飯島新町三丁目77番1地先	
		飯島新町三丁目77番2地先	

2 縦覧期間

平成26年 3月24日から同年 4月11日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前 8時30分から午後 5時15分まで

秋田市告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3月24日

秋田市道路管理者  
秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	路線名	起 点	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
市道	豊岩豊巻1号線	豊岩豊巻字内縄尻308番5地先	1,816.00	5.00 ～ 18.50
		豊岩豊巻字中山67番6地先		
市道	イサノ22号線	八橋イサノ一丁目161番8地先	55.80	6.00
		八橋イサノ一丁目161番12地先		
市道	飯島新町三丁目5号線	飯島字長山下92番1地先	124.30	5.00 ～ 10.50
		飯島新町三丁目77番1地先		
市道	飯島新町三丁目6号線	飯島新町三丁目77番1地先	54.10	5.10
		飯島新町三丁目77番2地先		

2 縦覧期間

平成26年 3月24日から同年 4月11日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前 8時30分から午後 5時15分まで

平成26年 3月24日

秋田市道路管理者  
秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

- 1 道路の区域および供用開始の区間 別紙のとおり
- 2 区域変更および供用開始の期日 平成26年 3月24日
- 3 縦覧期間 平成26年 3月24日から同年 4月11日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前 8時30分から午後 5時15分まで。

道路の種類別	旧新	路線名	起 点 終 点	総延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	割山向浜線	秋田市新屋豊町93番1地先 秋田市新屋町字砂奴寄4番15地先	3,629.30	6.80 ～ 22.40
	新	割山向浜線	秋田市新屋豊町93番1地先 秋田市新屋町字砂奴寄4番15地先		
市道	旧	旭南榎山線	秋田市旭南一丁目164番1地先 秋田市榎山南新町下丁54番地先	1,444.90	10.20 ～ 11.00
	新	旭南榎山線	秋田市旭南一丁目164番1地先 秋田市榎山南新町下丁54番地先		

市道	旧	秋田環状1号線	秋田市茨島二丁目16番1地先 秋田市中通二丁目200番地先	4,174.20	3.30 ～ 22.00
	新	秋田環状1号線	秋田市茨島二丁目16番1地先 秋田市中通二丁目200番地先	4,173.00	3.30 ～ 22.00
市道	旧	川尻広面線	秋田市山王臨海町137番2地先 秋田市広面字広面10番4地先	5,233.30	6.00 ～ 37.00
	新	川尻広面線	秋田市山王臨海町137番2地先 秋田市広面字広面10番4地先	5,233.30	7.70 ～ 37.00
市道	旧	明田山崎線	秋田市東通観音前377番地先 秋田市手形字山崎146番5地先	1,587.20	4.70 ～ 25.00
	新	明田山崎線	秋田市東通観音前377番地先 秋田市手形字山崎146番5地先	1,587.20	4.70 ～ 25.00
市道	旧	浜街道2号線	秋田市新屋大川町515番2地先 秋田市新屋町字清水出脇11番地先	1,928.60	8.10 ～ 29.30
	新	浜街道2号線	秋田市新屋大川町515番2地先 秋田市新屋町字清水出脇11番地先	1,928.60	9.70 ～ 29.30
市道	旧	将軍野向山線	秋田市将軍野南五丁目47番5地先 秋田市将軍野東三丁目200番4地先	1,476.70	3.60 ～ 10.20
	新	将軍野向山線	秋田市将軍野南五丁目47番5地先 秋田市将軍野東三丁目200番4地先	1,476.70	3.60 ～ 8.90
市道	旧	八橋外旭川線	秋田市八橋田五郎一丁目196番4地先 秋田市外旭川字堂ノ前183番7地先	2,267.40	3.80 ～ 13.30
	新	八橋外旭川線	秋田市八橋田五郎一丁目196番4地先 秋田市外旭川字堂ノ前183番7地先	2,267.40	3.80 ～ 13.30
市道	旧	旭南保戸野線	秋田市旭南一丁目233番地先 秋田市大町一丁目364番地先	1,465.50	5.20 ～ 23.00
	新	旭南保戸野線	秋田市旭南一丁目233番地先 秋田市大町一丁目364番地先	1,465.50	5.20 ～ 23.00
市道	旧	仁井田横山中野線	秋田市仁井田字横山57番地先 秋田市四ツ小屋字中野95番1地先	1,698.80	2.80 ～ 10.50
	新	仁井田横山中野線	秋田市仁井田字横山57番地先 秋田市四ツ小屋字中野95番1地先	1,698.80	2.80 ～ 10.50
市道	旧	松美ガ丘東南線	秋田市新屋松美ガ丘東町227番1地先 秋田市新屋松美ガ丘南町884番地先	532.30	6.50 ～ 8.00
	新	松美ガ丘東南線	秋田市新屋松美ガ丘東町227番1地先 秋田市新屋松美ガ丘南町884番地先	532.30	6.50 ～ 8.00
市道	旧	土手下広面線	秋田市広面字土手下41番1地先 秋田市広面字広面269番4地先	1,387.30	6.00 ～ 12.20
	新	土手下広面線	秋田市広面字土手下41番1地先 秋田市広面字広面269番4地先	1,387.30	6.00 ～ 12.20
市道	旧	新屋浜田線	秋田市新屋比内町365番5地先 秋田市浜田字境川30番1地先	4,518.30	5.30 ～ 15.30
	新	新屋浜田線	秋田市新屋比内町365番5地先 秋田市浜田字境川30番1地先	4,518.30	5.30 ～ 15.30
市道	旧	小中島西潟敷線	秋田市仁井田字小中島64番2地先 秋田市仁井田字西潟敷374番地先	1,142.40	6.00 ～ 15.00
	新	小中島西潟敷線	秋田市仁井田字小中島64番2地先 秋田市仁井田字西潟敷374番地先	1,142.40	6.00 ～ 15.00
市道	旧	新屋扇町渋谷町線	秋田市新屋扇町100番1地先 秋田市新屋渋谷町91番1地先	1,586.00	6.80 ～ 14.50
	新	新屋扇町渋谷町線	秋田市新屋扇町100番1地先 秋田市新屋渋谷町91番1地先	1,591.90	6.80 ～ 15.20

市道	旧	旭北錦町2号線	秋田市旭北錦町427番2地先 秋田市旭北錦町426番地先	115.80	6.00 ～ 6.10
	新	旭北錦町2号線	秋田市旭北錦町427番2地先 秋田市旭北錦町426番地先	114.00	6.00 ～ 6.10
市道	旧	千秋城下町坂道線	秋田市千秋久保田町4番10地先 秋田市千秋城下町202番97地先	188.00	7.10 ～ 12.40
	新	千秋城下町坂道線	秋田市千秋久保田町4番10地先 秋田市千秋城下町202番97地先	188.00	7.10 ～ 12.40
市道	旧	千秋城下町2号線	秋田市千秋城下町201番33地先 秋田市千秋城下町201番27地先	427.60	3.00 ～ 6.20
	新	千秋城下町2号線	秋田市千秋城下町201番33地先 秋田市千秋城下町201番27地先	428.60	3.00 ～ 6.20
市道	旧	千秋城下町3号線	秋田市千秋城下町25番地先 秋田市手形新栄町22番3地先	463.00	6.40 ～ 9.70
	新	千秋城下町3号線	秋田市千秋城下町25番地先 秋田市手形新栄町22番3地先	463.00	6.40 ～ 10.00
市道	旧	広面土手下谷地沖 2号線	秋田市広面字釣瓶町140番3地先 秋田市広面字樋ノ下19番1地先	497.10	3.80 ～ 6.10
	新	広面土手下谷地沖 2号線	秋田市広面字釣瓶町140番3地先 秋田市広面字樋ノ下19番1地先	498.10	3.80 ～ 6.80
市道	旧	三千刈1号線	秋田市寺内字三千刈207番2地先 秋田市寺内字三千刈181番地先	107.70	4.70 ～ 4.90
	新	三千刈1号線	秋田市寺内字三千刈207番2地先 秋田市寺内字三千刈181番地先	107.70	5.50 ～ 5.90
市道	旧	中央七丁目 五丁目線	秋田市土崎港中央七丁目182番2地先 秋田市土崎港中央五丁目325番19地先	534.70	2.00 ～ 5.00
	新	中央七丁目 五丁目線	秋田市土崎港中央七丁目182番2地先 秋田市土崎港中央五丁目325番19地先	534.70	2.00 ～ 7.20
市道	旧	通 穴 線	秋田市將軍野東二丁目30番41地先 秋田市將軍野東四丁目15番1地先	1,783.50	1.10 ～ 8.00
	新	通 穴 線	秋田市將軍野東二丁目30番41地先 秋田市將軍野東四丁目15番1地先	1,783.50	1.10 ～ 8.00
市道	旧	マイタウン2号線	秋田市飯島字西袋220番37地先 秋田市飯島字西袋196番3地先	1,006.40	6.00 ～ 18.00
	新	マイタウン2号線	秋田市飯島字西袋220番37地先 秋田市飯島字西袋196番3地先	1,006.40	6.00 ～ 10.50
市道	旧	中橋二号橋線	秋田市上新城中字堂ノ前182番2地先 秋田市上新城五十丁字男鹿田59番2地先	488.60	3.80 ～ 10.00
	新	中橋二号橋線	秋田市上新城中字堂ノ前182番2地先 秋田市上新城五十丁字男鹿田59番2地先	488.60	3.80 ～ 10.00
市道	旧	前谷地二号橋線	秋田市外旭川字潟堰下45番地先 秋田市外旭川字前谷地321番地先	309.50	4.00 ～ 6.10
	新	前谷地二号橋線	秋田市外旭川字潟堰下45番地先 秋田市外旭川字前谷地321番地先	309.50	4.00 ～ 6.10
市道	旧	中央市場西 自歩道6号線	秋田市外旭川字鳥谷場311番地先 秋田市外旭川字鳥谷場164番地先	358.00	2.50 ～ 6.30
	新	中央市場西 自歩道6号線	秋田市外旭川字鳥谷場311番地先 秋田市外旭川字鳥谷場164番地先	365.60	2.50 ～ 6.30
市道	旧	中央市場西24号線	秋田市外旭川字鳥谷場256番地先 秋田市外旭川字鳥谷場254番地先	278.00	5.30 ～ 6.00
	新	中央市場西24号線	秋田市外旭川字鳥谷場256番地先 秋田市外旭川字鳥谷場254番地先	272.40	5.00 ～ 6.00

市道	旧	寺内三千刈2号線	秋田市寺内字三千刈118番2地先 秋田市寺内字三千刈105番2地先	233.60	12.00 ~ 12.00
	新	寺内三千刈2号線	秋田市寺内字三千刈118番2地先 秋田市寺内字三千刈105番2地先	233.60	10.60 ~ 10.60
市道	旧	寺内三千刈 八幡田1号線	秋田市寺内字三千刈118番2地先 秋田市外旭川字八幡田500番3地先	793.10	2.40 ~ 9.00
	新	寺内三千刈 八幡田1号線	秋田市寺内字三千刈118番2地先 秋田市外旭川字八幡田500番3地先	791.20	2.40 ~ 9.00
市道	旧	中央市場2号線	秋田市外旭川字松崎226番2地先 秋田市外旭川字四百刈122番地先	389.30	5.30 ~ 7.60
	新	中央市場2号線	秋田市外旭川字松崎226番2地先 秋田市外旭川字四百刈122番地先	389.30	5.40 ~ 8.10
市道	旧	待合1号線	秋田市外旭川字待合26番地先 秋田市外旭川字待合13番地先	269.90	6.80 ~ 9.60
	新	待合1号線	秋田市外旭川字待合26番地先 秋田市外旭川字待合13番地先	269.90	6.80 ~ 9.60
市道	旧	待合2号線	秋田市外旭川字小谷地1番2地先 秋田市外旭川字中谷地61番1地先	525.20	6.30 ~ 6.40
	新	待合2号線	秋田市外旭川字小谷地1番2地先 秋田市外旭川字中谷地61番1地先	524.10	6.30 ~ 6.40
市道	旧	土崎中央六丁目 13号線	秋田市土崎港中央六丁目375番7地先 秋田市土崎港中央六丁目375番13地先	124.60	6.00 ~ 6.00
	新	土崎中央六丁目 13号線	秋田市土崎港中央六丁目375番7地先 秋田市土崎港中央六丁目375番13地先	129.20	6.00 ~ 6.00
市道	旧	牛島西一丁目 1号線	秋田市牛島西一丁目486番5地先 秋田市牛島西一丁目363番3地先	447.80	5.00 ~ 6.80
	新	牛島西一丁目 1号線	秋田市牛島西一丁目486番5地先 秋田市牛島西一丁目363番3地先	447.80	5.00 ~ 6.80
市道	旧	新屋大川町1号線	秋田市新屋大川町464番3地先 秋田市新屋大川町513番地先	81.20	8.00 ~ 8.00
	新	新屋大川町1号線	秋田市新屋大川町464番3地先 秋田市新屋大川町513番地先	79.70	6.50 ~ 11.00
市道	旧	新屋比内町1号線	秋田市新屋比内町380番1地先 秋田市新屋比内町374番1地先	187.00	6.00 ~ 7.50
	新	新屋比内町1号線	秋田市新屋比内町380番1地先 秋田市新屋比内町374番1地先	185.50	6.00 ~ 7.50
市道	旧	大森山1号線	秋田市浜田字稗田沢71番2地先 秋田市浜田字石山1番1地先	2,152.00	6.50 ~ 40.00
	新	大森山1号線	秋田市浜田字稗田沢71番2地先 秋田市浜田字石山1番1地先	2,148.80	6.50 ~ 40.00
市道	旧	豊岩碓5号線	秋田市豊岩石田坂字碓112番4地先 秋田市豊岩石田坂字碓91番1地先	166.00	4.00 ~ 9.00
	新	豊岩碓5号線	秋田市豊岩石田坂字碓112番4地先 秋田市豊岩石田坂字碓91番1地先	166.00	6.00 ~ 10.70
市道	旧	石山坂線	秋田市浜田字宮田沢101番2地先 秋田市浜田字出小屋43番2地先	1,419.30	3.90 ~ 20.00
	新	石山坂線	秋田市浜田字宮田沢101番2地先 秋田市浜田字出小屋43番2地先	1,419.30	3.90 ~ 20.00
市道	旧	寒川1号線	秋田市下北手寒川字寒川169番1地先 秋田市下北手寒川字寒川192番地先	316.80	3.50 ~ 8.30
	新	寒川1号線	秋田市下北手寒川字寒川169番1地先 秋田市下北手寒川字寒川192番地先	316.80	3.50 ~ 8.30

市道	旧	柳 田 本 線	秋田市柳田字川崎66番1地先 秋田市柳田字石神130番地先	1,654.40	3.50 ～ 8.30
	新	柳 田 本 線	秋田市柳田字川崎66番1地先 秋田市柳田字石神130番地先	1,648.50	3.50 ～ 8.30
市道	旧	横森三丁目3号線	秋田市横森三丁目29番3地先 秋田市横森三丁目228番3地先	610.60	3.00 ～ 5.60
	新	横森三丁目3号線	秋田市横森三丁目29番3地先 秋田市横森三丁目228番3地先	604.80	3.60 ～ 6.70
市道	旧	手形扇田3号線	秋田市手形字扇田24番3地先 秋田市手形字才ノ浜2番32地先	215.00	1.90 ～ 5.50
	新	手形扇田3号線	秋田市手形字扇田24番3地先 秋田市手形字才ノ浜2番32地先	215.00	1.90 ～ 5.50
市道	旧	鶴木台3号線	秋田市添川字鶴木台89番1地先 秋田市添川字鶴木台23番地先	205.70	6.00 ～ 14.90
	新	鶴木台3号線	秋田市添川字鶴木台89番1地先 秋田市添川字鶴木台23番地先	205.70	6.00 ～ 16.00
市道	旧	岩見庄内線	秋田市河辺岩見新川184番地先 秋田市河辺岩見繋沢国有林287林班△小班	5,002.90	5.80 ～ 75.00
	新	岩見庄内線	秋田市河辺岩見新川184番地先 秋田市河辺岩見繋沢国有林287林班△小班	5,002.90	5.80 ～ 75.00
市道	旧	岨谷峽線	秋田市河辺岩見新川上田面38番4地先 秋田市河辺岩見善知鳥坂150番地先	1,598.20	3.10 ～ 12.50
	新	岨谷峽線	秋田市河辺岩見新川上田面38番4地先 秋田市河辺岩見善知鳥坂150番地先	1,598.20	3.10 ～ 12.50
市道	旧	鶴 卷 線	秋田市河辺大張野水口沢230番1地先 秋田市河辺大張野水口沢221番地先	135.20	5.70 ～ 8.70
	新	鶴 卷 線	秋田市河辺大張野水口沢230番1地先 秋田市河辺大張野水口沢221番地先	153.50	6.50 ～ 7.50
市道	旧	芝野鹿野戸線	秋田市雄和芝野新田字中島166番地先 秋田市雄和椿川字鹿野戸121番1地先	3,721.50	4.50 ～ 11.70
	新	芝野鹿野戸線	秋田市雄和芝野新田字中島166番地先 秋田市雄和椿川字鹿野戸121番1地先	3,721.50	4.50 ～ 11.70
市道	旧	中 の 沢 線	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢60番地先 秋田市雄和萱ヶ沢字寄合20番地先	7,260.70	4.00 ～ 61.00
	新	中 の 沢 線	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢60番地先 秋田市雄和萱ヶ沢字寄合20番地先	7,260.70	4.00 ～ 61.00
市道	旧	椿台三替沢線	秋田市雄和椿川字奥椿岱208番地先 秋田市雄和平沢字三替沢48番地先	2,957.80	4.00 ～ 13.50
	新	椿台三替沢線	秋田市雄和椿川字奥椿岱208番地先 秋田市雄和平沢字三替沢48番地先	2,957.80	4.00 ～ 13.50
市道	旧	金足添川線	秋田市金足下刈字北野68番9地先 秋田市添川字境内川原3番4地先	12,473.20	23.00 ～ 79.00
	新	金足添川線	秋田市金足下刈字北野68番9地先 秋田市添川字境内川原3番4地先	12,421.10	23.00 ～ 79.00
市道	旧	広域添川下北手線	秋田市添川字長田125番2地先 秋田市下北手宝川字種ヶ崎99番1地先	6,757.00	13.00 ～ 66.40
	新	広域添川下北手線	秋田市添川字長田125番2地先 秋田市下北手宝川字種ヶ崎99番1地先	6,834.60	8.80 ～ 69.00
市道	旧	南部中央線	秋田市茨島六丁目376番1地先 秋田市御野場新町二丁目200番319地先	3,797.90	20.00 ～ 20.00
	新	南部中央線	秋田市茨島六丁目376番1地先 秋田市御野場新町二丁目200番319地先	3,830.00	20.00 ～ 24.00

市道	旧	広域金足黒川線	秋田市金足黒川字轄町28番1地先 秋田市金足黒川字カウラ沢6番1地先	1,477.00	13.00 ～ 75.00
	新	広域金足黒川線	秋田市金足黒川字轄町28番1地先 秋田市金足黒川字カウラ沢6番1地先	1,474.60	7.60 ～ 55.50
市道	旧	広域河辺北野田 神内線	秋田市河辺北野田高屋字畑ノ沢220番1地先 秋田市河辺神内新山沢65番4地先	9,448.70	7.00 ～ 86.00
	新	広域河辺北野田 神内線	秋田市河辺北野田高屋字畑ノ沢220番1地先 秋田市河辺神内新山沢65番4地先	9,019.30	7.00 ～ 86.00
市道	旧	牛島茨島4号線	秋田市牛島西三丁目20番2地先 秋田市茨島六丁目380番2地先	1,286.40	7.00 ～ 29.50
	新	牛島茨島4号線	秋田市牛島西三丁目20番2地先 秋田市茨島六丁目380番2地先	1,305.00	7.00 ～ 29.50
市道	旧	広面鍋沼12号線	秋田市広面字鍋沼66番1地先 秋田市広面字鍋沼60番1地先	194.00	6.00 ～ 6.00
	新	広面鍋沼12号線	秋田市広面字鍋沼66番1地先 秋田市広面字鍋沼60番1地先	188.50	6.00 ～ 6.00
市道	旧	保戸野桜町19号線	秋田市保戸野桜町9番1地先 秋田市保戸野桜町9番5地先	46.00	4.00 ～ 4.00
	新	保戸野桜町19号線	秋田市保戸野桜町9番1地先 秋田市保戸野桜町9番5地先	48.7→47.7	4.00 ～ 4.00
市道	旧	金砂町6号線	秋田市保戸野金砂町234番2地先 秋田市保戸野金砂町622番1地先	113.00	6.00 ～ 6.00
	新	金砂町6号線	秋田市保戸野金砂町234番2地先 秋田市保戸野金砂町622番1地先	111.70	6.00 ～ 6.00
市道	旧	仁井田新中島 21号線	秋田市仁井田字新中島1053番13地先 秋田市仁井田字新中島1053番17地先	75.90	6.00 ～ 6.00
	新	仁井田新中島 21号線	秋田市仁井田字新中島1053番13地先 秋田市仁井田字新中島1053番17地先	77.30	6.00 ～ 6.00
市道	旧	新屋松美ガ丘東町 14号線	秋田市新屋松美ガ丘東町227番19地先 秋田市新屋松美ガ丘東町227番27地先	112.60	6.00 ～ 6.00
	新	新屋松美ガ丘東町 14号線	秋田市新屋松美ガ丘東町227番19地先 秋田市新屋松美ガ丘東町227番27地先	111.00	6.00 ～ 6.00
市道	旧	新屋比内町24号線	秋田市新屋比内町65番6地先 秋田市新屋比内町67番1地先	55.00	6.00 ～ 6.00
	新	新屋比内町24号線	秋田市新屋比内町65番6地先 秋田市新屋比内町67番1地先	52.70	6.00 ～ 6.00
市道	旧	飯島堀川線	秋田市飯島字古道下川端217番32地先 秋田市飯島字堀川84番131地先	1,224.00	6.00 ～ 12.00
	新	飯島堀川線	秋田市飯島字古道下川端217番32地先 秋田市飯島字堀川84番131地先	1,234.40	6.00 ～ 12.00
市道	旧	北部墓地1号線	秋田市飯島字堀川84番131地先 秋田市飯島字堀川84番131地先	229.00	8.00 ～ 34.70
	新	北部墓地1号線	秋田市飯島字堀川84番131地先 秋田市飯島字堀川84番131地先	221.30	8.00 ～ 16.00
市道	旧	秋田県立大学線	秋田市下新城中野字街道端西234番9地先 秋田市下新城中野字街道端西89番220地先	1,550.70	8.00 ～ 57.00
	新	秋田県立大学線	秋田市下新城中野字街道端西234番9地先 秋田市下新城中野字街道端西89番220地先	1,552.60	8.00 ～ 57.00
市道	旧	土崎北六丁目 11号線	秋田市土崎港北六丁目27番162地先 秋田市土崎港北六丁目27番156地先	235.60	6.00 ～ 6.00
	新	土崎北六丁目 11号線	秋田市土崎港北六丁目27番162地先 秋田市土崎港北六丁目27番156地先	233.50	6.00 ～ 6.00

市道	旧	飯島水尻12号線	秋田市飯島字飯島水尻449番3地先 秋田市飯島字飯島水尻449番2地先	53.00	6.00 ～ 6.00
	新	飯島水尻12号線	秋田市飯島字飯島水尻449番3地先 秋田市飯島字飯島水尻449番2地先	51.80	6.00 ～ 6.00
市道	旧	飯島水尻13号線	秋田市飯島字飯島水尻174番2地先 秋田市飯島字飯島水尻180番12地先	149.00	4.00 ～ 6.00
	新	飯島水尻13号線	秋田市飯島字飯島水尻174番2地先 秋田市飯島字飯島水尻180番12地先	153.00	4.00 ～ 6.00
市道	旧	飯島水尻14号線	秋田市飯島字飯島水尻180番2地先 秋田市飯島字飯島水尻180番3地先	34.00	6.00 ～ 6.00
	新	飯島水尻14号線	秋田市飯島字飯島水尻180番2地先 秋田市飯島字飯島水尻180番3地先	37.80	6.00 ～ 6.00
市道	旧	河辺鎌倉線	秋田市河辺三内五郎谷地山根107番1地先 秋田市河辺神内鎌倉85番1地先	1,720.70	3.50 ～ 23.40
	新	河辺鎌倉線	秋田市河辺三内五郎谷地山根107番1地先 秋田市河辺神内鎌倉85番1地先	1,768.70	3.50 ～ 23.40
市道	旧	河辺山根奥出線	秋田市河辺三内五郎谷地山根107番1地先 秋田市河辺神内妙見124番1地先	1,973.80	8.10 ～ 81.00
	新	河辺山根奥出線	秋田市河辺三内五郎谷地山根107番1地先 秋田市河辺神内妙見124番1地先	1,996.90	8.80 ～ 81.00
市道	旧	河辺繫沢1号線	秋田市河辺山内繫沢157番2地先 秋田市河辺山内繫沢40番4地先	264.00	5.50 ～ 12.00
	新	河辺繫沢1号線	秋田市河辺山内繫沢157番2地先 秋田市河辺山内繫沢40番4地先	264.00	6.00 ～ 41.00
市道	旧	河辺鶴巻1号線	秋田市河辺神内鶴巻48番15地先 秋田市河辺神内鶴巻48番17地先	57.00	5.00 ～ 5.00
	新	河辺鶴巻1号線	秋田市河辺神内鶴巻48番15地先 秋田市河辺神内鶴巻48番17地先	58.30	5.00 ～ 5.00

秋田市告示第70号

次の被保険者証返還命令通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該被保険者証返還命令通知書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年 3月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	旧新	路線名	起 点 終 点	総延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	中 通 本 線	秋田市中通一丁目54番地先 秋田市中通二丁目16番地先	1,049.30	19.90 ～ 56.00
	新	中 通 本 線	秋田市中通一丁目54番地先 秋田市中通二丁目16番地先	1,049.30	19.90 ～ 56.00

2 区域変更および供用開始の期日 平成26年 3月24日

- 3 縦覧期間 平成26年 3月24日から同年 4月11日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前 8時30分から午後 5時15分まで

2 送達する書類

被保険者証返還命令通知書

秋田市告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3月24日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第72号

秋田市旭川地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成26年3月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市旭川地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市手形字オノ浜51番地2  
旭川地区コミュニティセンター管理運営委員会  
会長 柴 田 圭 祐
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

**秋田市告示第73号**

秋田市旭南地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成26年3月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市旭南地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市旭南一丁目15番5号  
旭南地区コミュニティセンター管理運営委員会  
会長 鍵野日 長 一
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

**秋田市告示第74号**

秋田市飯島地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成26年3月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市飯島地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市飯島松根東町5番22号  
飯島地区コミュニティセンター管理運営委員会  
会長 千 浦 久 義
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

**秋田市告示第75号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 契約の始期  
平成26年4月1日
- 2 費用額の算定方法  
別表（省略）のとおり
- 3 契約の相手方  
氏名 吉 岡 順 子  
住所 東京都世田谷区三軒茶屋一丁目35番16号エリアル辻306
- 4 費用の支払方法  
監査の結果に関する報告書提出後の一括払とする。ただし、執務費用は、概算払をすることができるものとする。

**秋田市告示第76号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、中央卸売市場および公設地方卸売市場の使用料等の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示

する。

平成26年3月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名  
秋田市外旭川字待合28番地  
あきた市場マネジメント株式会社  
代表取締役 水 沢 幹
- 2 委託期間  
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

**秋田市告示第77号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、北野田公園アリーナおよびテニスコートの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年3月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名  
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1  
公益財団法人 秋田市総合振興公社  
理事長 佐 藤 隆 幸
- 2 委託期間  
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

**秋田市告示第78号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、八橋運動公園陸上競技場、硬式野球場、相撲場、球技場、第2球技場、テニスコートおよび多目的グラウンドの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年3月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名  
秋田市八橋南一丁目8番2号  
一般社団法人 秋田市シルバー人材センター  
理事長 高 橋 善 健
- 2 委託期間  
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

**秋田市告示第79号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、御所野近隣公園野球場等の使用料徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年3月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 徴収業務名
  - (1) 御所野近隣公園野球場
  - (2) 御所野近隣公園テニスコート
  - (3) 御所野総合公園テニスコート
- 2 受託人の住所および氏名  
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1  
公益財団法人 秋田市総合振興公社  
理事長 佐 藤 隆 幸
- 3 委託期間  
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

秋田市告示第80号

秋田市南部市民サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成26年 3月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市南部市民サービスセンター
- 2 指定管理者 秋田市御野場一丁目5番1号  
南部地域づくり協議会  
会長 伊藤 兼太郎
- 3 指定の期間 平成26年 5月12日から平成31年 3月31日まで

秋田市告示第81号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第21条第1項の規定に基づき、秋田市一般廃棄物処理実施計画を定めたので告示する。

平成26年 3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第82号

次の書類は、本人の住所又は居所が不明のため送達ができなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年 3月31日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成25年度市税督促状

教 委 告 示

秋田市教委告示第4号

平成26年 3月19日午後 3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成26年 3月14日

秋田市教育委員会

委員長 進 藤 光 子

付議案件

- 1 秋田市教育委員会人事異動に関する件
- 2 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件
- 3 秋田市御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する件
- 4 秋田市社会教育委員の会議規則の一部を改正する件
- 5 秋田市指定文化財の指定に関する件

秋田市教委告示第5号

秋田市文化財保護条例（昭和36年秋田市条例第23号）第4条第1項の規定に基づき、下記の物件について秋田市指定文化財に指定したので、同条例第6条の規定により告示する。

平成26年 3月27日

秋田市教育委員会

委員長 進 藤 光 子

記

秋田市指定文化財に指定する物件

種 別	名 称	員数	所在地	住所および氏名 又は団体名
有形文化財 (古文書)	旧下淀川村武藤助左衛門家 伝来文書	168点	秋田市千秋公園 1番4号 秋田市立佐竹史料館	秋田市東通一丁目2番13号 佐良土 惇
有形文化財 (考古資料)	秋田城跡出土非鉄製小札甲	一括	秋田市寺内焼山 9番6号 秋田城跡調査事務所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市 秋田市長 穂積 志

選 管 告 示

秋市選管告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成26年 3月 2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

- 1 50分の1の数 5,325人
- 2 3分の1の数 88,745人

秋市選管告示第5号

平成25年 6月13日付けの公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定に基づく秋市選管告示第55号を次のとおり訂正する。

平成26年 3月11日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

候補者氏名	佐々木 良 一	所属党派	日本共産党	期間 3月28日から 4月9日まで 第1回分
出納責任者氏名	鈴 木 サキ子			

収入			支出	
主たる寄付			人件費	35,000円
(氏名、団体名)	(職 業)	(寄付額)	家屋費	70,000
日本共産党秋田地区	政党	934,734円	選挙事務所費	70,000
委員会			集会会場費	0
嶋田 宗雄	無職	35,000	通 信 費	0
			交 通 費	0
			印 刷 費	720,750
			広 告 費	126,340
			文 具 費	0
			食 糧 費	15,271
			休 泊 費	0
			雑 費	2,373
その他の寄付		0		
その他の収入		0		
今 回 計		969,734	今 回 計	969,734
総 計		969,734	総 計	969,734

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円

報告書受理年月日	平成25年 4月10日	第1回報告分
----------	-------------	--------

候補者氏名	佐々木 良 一	所属党派	日本共産党	期間 3月28日から 4月9日まで 第1回分
出納責任者氏名	鈴 木 サキ子			

収入			支出	
主たる寄付			人件費	35,000円
(氏名、団体名)	(職 業)	(寄付額)	家屋費	70,000
日本共産党秋田地区	政党	711,134円	選挙事務所費	70,000
委員会			集会会場費	0
嶋田 宗雄	無職	35,000	通 信 費	0
			交 通 費	0
			印 刷 費	497,150
			広 告 費	126,340
			文 具 費	0
			食 糧 費	15,271
			休 泊 費	0
			雑 費	2,373
その他の寄付		0		
その他の収入		0		
今 回 計		746,134	今 回 計	746,134
総 計		746,134	総 計	746,134

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円

報告書受理年月日	平成25年 4月10日	第1回報告分
----------	-------------	--------

訂正する。

秋市選管告示第6号

秋田市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布

する。

平成26年 3月25日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

秋田市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程  
秋田市選挙管理委員会規程（昭和37年秋市選管告示第6号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「および主査」を「、主査および主任」に改め、同条第4項中「主査」の次に「、主任」を加える。

第14条に次の1項を加える。

6 主任は、上司の命を受けて、事務局の重要な事務を掌る。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

秋市選管告示第7号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第1項の規定による農業委員会の委員の選挙権を有する者の総数の2分の1の数は次のとおりであるので、同条第5項の規定により告示する。

平成26年3月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

2分の1の数 5,362人

農 委 告 示

秋田市農委告示第4号

平成26年3月19日午後2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成26年3月12日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（10件）
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 3 農用地利用集積計画（平成25年度第11号）に関する件
- 4 秋田市農業委員会公文書管理規程の設定について
- 5 秋田市農地利用集積円滑化事業規程の変更について

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第6号

秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（臨海処理区）の変更をするため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定に基づき、次のとおり告示し、その関係図書を公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は縦覧期間満了の日までに、当該事業計画の変更について、意見を申し出ることができる。

平成26年3月4日

公共下水道管理者

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

- 1 事業計画の名称  
秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（臨海処理区）
- 2 変更に係る予定処理区域  
(1) 変更する部分 金足岩瀬字小鹿瀬、字佐戸沢、字前山、字岩瀬、字後田、字長田、字大表、字山王田、字横畷、字オノ

浜、金足大清水字家ノ下、字大清水台、金足下刈字財ノ浜、字林中、字館越、字芹田、金足堀内字神田、字堀内、字小栗、金足浦山字岩崎、字松葉崎、字金ヶ崎、字浦山、金足高岡字八幡田、字稲荷林、字古館、字二本松、字路沢、金足片田字駒込、字竹原、字コフラケ、字待入、字荻又、字松ノ木、字山崎、字野尻、字深田、字横関、字鳩坂、金足吉田字深田、字羽中、字松ノ下、字イカリ、金足黒川字沖川端、字黒川、字深田、字上ノ山、字後田、字内畑、金足鳩崎字石神、字細首、字三十刈、字家ノ前、字後山、字鳩崎、金足小泉字上前、河辺和田字宮崎、字高屋敷、河辺神内字坂ノ下、字鶴巻、字一本柳、字太田面、字神内および河辺大張野字水口沢の各一部

- (2) 追加する部分 金足下刈字北野、字前田、金足小泉字潟向、添川字添川、浜田字大森山、字潟端、河辺諸井字後野中島、河辺北野田高屋字小高および河辺和田字式田の各一部
- 3 工事の着手および完成の予定年月日  
工事着手の年月日 昭和51年7月16日  
工事完成の予定年月日 平成29年3月31日
- 4 事業計画案の縦覧の場所  
秋田市上下水道局下水道建設課  
秋田市八橋本町六丁目12番15号（平成26年3月5日から同月16日まで）  
秋田市川尻みよし町14番8号（平成26年3月17日から同月19日まで）
- 5 事業計画案の縦覧の期間  
平成26年3月5日(水)から同月19日(水)まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 6 事業計画案の縦覧の時間  
午前9時から午後5時まで

秋田市上下水道局告示第7号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の休止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成26年3月11日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

- 1 指定排水設備工事業者の休止

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
株式会社能登谷工務所	能登谷 正 人	秋田市旭南三丁目3番30号

- 2 休止年月日  
平成26年3月5日

秋田市上下水道局告示第8号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、秋田市上下水道事業に係る公金の徴収又は収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成26年3月14日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

- 1 収納事務を委託した者の住所および氏名  
岐阜市日置江一丁目58番地

株式会社電算システム

代表取締役 田 中 靖 哲

2 委託した公金の収納事務の範囲

水道料金、小規模水道水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料および個別排水処理施設使用料のコンビニエンスストア収納事務

3 収納事務を委託した取扱店

ローソン、サークルKサンクス、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、セブン-イレブン、ファミリーマート、スリーエフ、コミュニティストア、ポプラ、セイコーマート（D S K 収納代行取扱表示のある店）、セーブオン、ココストアの直営店および加盟店

4 委託年月日

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

秋田市上下水道局告示第9号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の休止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成26年3月14日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定排水設備工事業者の休止

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
有限会社菊地住設	菊 地 幸 仁	大仙市四ツ屋字下古道103番地1

2 休止年月日

平成26年3月6日

秋田市上下水道局告示第10号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道建設課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月14日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 供用および下水の処理を開始すべき年月日

平成26年3月31日

2 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域別紙（省略）のとおりに

3 供用を開始しようとする排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示する。

4 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別分流式

5 終末処理場の位置および名称  
別紙（省略）のとおりに

6 縦覧場所の住所

秋田市川尻みよし町14番8号

7 縦覧の期間

平成26年3月17日から同月30日まで（土曜日、日曜日および祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

秋田市上下水道局告示第11号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成26年3月20日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
株式会社住建トレーディング	工 藤 源 聖	秋田市榎山川口境7番19号

2 指定年月日

平成26年3月18日

秋田市上下水道局告示第12号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成26年3月20日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
株式会社住建トレーディング	工 藤 源 聖	秋田市榎山川口境7番19号

2 指定年月日

平成26年3月18日

秋田市上下水道局告示第13号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成26年3月20日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
大瀨サービス	大 瀨 隆 治	秋田市飯島鼠田四丁目5番16号

2 指定年月日

平成26年3月18日

秋田市上下水道局告示第14号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成26年3月20日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
大測サービス	大 測 隆 治	秋田市飯島鼠田四丁目5番16号

- 2 指定年月日  
平成26年 3月18日

#### 秋田市上下水道局告示第15号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成26年 3月31日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

#### 1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
株式会社柴田ボイラ工業	柴 田 重 雄	能代市扇田字四ツ屋25番地187

- 2 廃止年月日  
平成26年 3月27日

## 公 告

#### 秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成26年 3月 3日

秋田市長 穂 積 志

#### 1 届出事項の概要

- 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所  
イオンモール株式会社 代表取締役 岡崎 双一  
千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
- 大規模小売店舗の名称および所在地  
名 称 イオンモール秋田  
所在地 秋田市御所野地蔵田一丁目1番地1
- 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名  
変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり
- 変更年月日  
平成26年 2月 1日
- 変更理由  
リニューアルによるテナント入替えのため

#### 2 届出年月日 平成26年 2月27日

#### 3 関係書類の縦覧場所および期間

- 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課

- 縦覧期間 平成26年 3月 3日から同年 7月 3日まで
- 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課
- 意見書に添付する書面に記載すべき事項
  - 意見を述べる者の氏名および住所
  - 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
  - 意見を述べる理由

#### 秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成26年 3月11日

秋田市長 穂 積 志

#### 1 届出事項の概要

- 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所  
大和リース株式会社 代表取締役 森田 俊作  
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号  
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 内田 和明  
秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号
- 大規模小売店舗の名称および所在地  
名 称 マックスバリュ港北店  
所在地 秋田県秋田市土崎港北七丁目161番2 外33筆
- 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名  
変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり
- 変更年月日  
平成17年12月19日
- 変更理由  
小売業者入替えのため

#### 2 届出年月日 平成26年 3月 7日

#### 3 関係書類の縦覧場所および期間

- 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
- 縦覧期間 平成26年 3月11日から同年 7月11日まで
- 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課
- 意見書に添付する書面に記載すべき事項
  - 意見を述べる者の氏名および住所
  - 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
  - 意見を述べる理由

#### 秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成25年度第11号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 3月26日

秋田市長 穂 積 志

#### 1 縦覧に供する書類 農用地利用集積計画書

- 縦覧時間 午前 8時30分から午後 5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番 1号  
秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成25年11月14日付け秋田市指令第5019号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成26年 3月26日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市山王三丁目 1番13号

ハーベストホーム株式会社

代表取締役 岩本 博司

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市八橋本町三丁目387番 2、388番 2 および389番 2

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条の11第5項の規定に基づき、農地利用集積円滑化事業規程を変更したので、同法第11条の11第4項の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成26年 3月26日

秋田市長 穂 積 志

1 事業の種類

(1) 農地所有者代理事業

(2) 農地売買等事業

(3) 研修等事業

2 事業実施地域 秋田市の区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの（当該区域以外の区域に在する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。）を除く。）とする。

ただし、農地売買等事業および研修等事業の実施地域は、下表に定めるとおりとする。

	地番	登記地目	地番	登記地目
秋田市仁井田字小 中島	78-1	田	120	田
	90	田	131	田
	102-1	田	142	田
	111-1	田		

3 縦覧期間 平成26年 3月26日から同年 4月 8日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

4 縦覧時間 午前 8時30分から午後 5時15分まで

5 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番 1号  
秋田市農林部農業農村振興課

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成26年 3月28日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数（89台）

追分駅東自転車等駐車場 1台

追分駅前自転車等駐車場 18台

上飯島駅自転車等駐車場 1台

土崎図書館前自転車等駐車場 2台

土崎駅前自転車等駐車場 14台

土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 14台

下浜駅前自転車等駐車場 2台

牛島駅東自転車等駐車場 4台

牛島駅西自転車等駐車場 1台

新屋駅前自転車等駐車場 24台

アトリオン広場地下自転車駐車場 4台

秋田駅東自転車等駐車場 3台

四ツ小屋駅東自転車等駐車場 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成26年 3月26日

(3) 防犯登録番号等

別紙（省略）のとおり

(4) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前 9時から午後 5時まで

イ 場所 秋田市が指定する各自転車等駐車場

(5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成26年 4月11日から同年10月11日まで

（ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。）

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後 6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1番 1号

秋田市都市整備部交通政策課

電話 866-2035

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成25年 9月 6日付け秋田市指令第4317号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成26年 3月31日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目 1番20号

共和ホーム株式会社

代表取締役 池田 喜代秀

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市牛島西三丁目77番 1、77番 2、77番 4、77番 5、78番 1、78番 2、78番 3、78番 4、78番 8、78番11、78番12、91番 1の内、99番 1、99番 3、99番 6、99番 7、99番 8、99番 9、99番10、100番 1、151番 1、151番 4、152番 1、152番 2、152番 3、152番 4、152番 5、153番、77番 1地先水路および78番 4地先道水路

## 土地開発公社公告

### 秋市土開公告第1号

平成26年3月27日午前10時秋田市役所会議兼応接室に秋田市土地開発公社理事会を招集する。

平成26年3月11日

秋田市土地開発公社

理事長 石 塚 博 史

### 付議案件

- 1 平成26年度秋田市土地開発公社事業計画の件
- 2 平成26年度秋田市土地開発公社予算の件
- 3 平成26年度秋田市土地開発公社資金計画の件